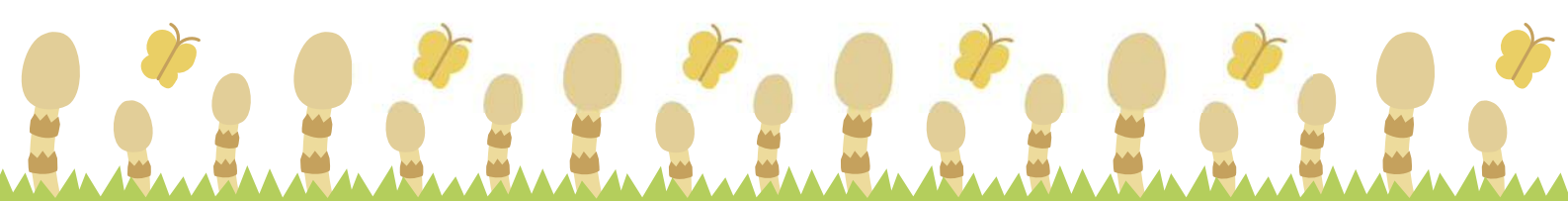


第2次  
東大阪市子どもの未来応援プラン



令和5年3月  
東大阪市



## はじめに

本市では、「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち」を基本理念として、平成30年に「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定し、いわゆる「子どもの貧困」の問題へ市を挙げて取り組んでまいりました。また一方、「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち」を基本目標として、平成18年以降4次にわたって「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭への様々な支援を進めてまいりました。



また、子ども及びひとり親家庭の生活に関する実態調査を行い、本市の実態の把握に努めてまいりました。その結果、本市におけるひとり親世帯の世帯数や貧困率は減少傾向にあるという状況であるものの、近年ではヤングケアラーなど新たな課題も浮き彫りになっており、多種多様な支援を必要としている世帯が増加しております。また、地域コミュニティの希薄化により子育ての孤立感・負担感の増加や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより雇用や生活への影響が続いており、先行きの不透明な世の中に対して不安感を抱えられている方も多くと考えております。

子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立促進への対策は、施策の方向性が共通するところも多いことから、両対策を一本化し、この度「第2次東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定することといたしました。「すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち」を基本理念とし、子どもたちの生活や成長を権利として保障し、ひとり親家庭を含むすべての子育て世帯が安心して子育てができるという観点から、教育、生活、就労、経済的な支援を4つの柱として、成長段階に応じた切れ目のない施策の実施を行い、貧困の連鎖を断ち切るために、これからも全庁的に支援を行ってまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、アンケートにご協力賜りました多くの市民のみなさん、関係機関及び東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の方々に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

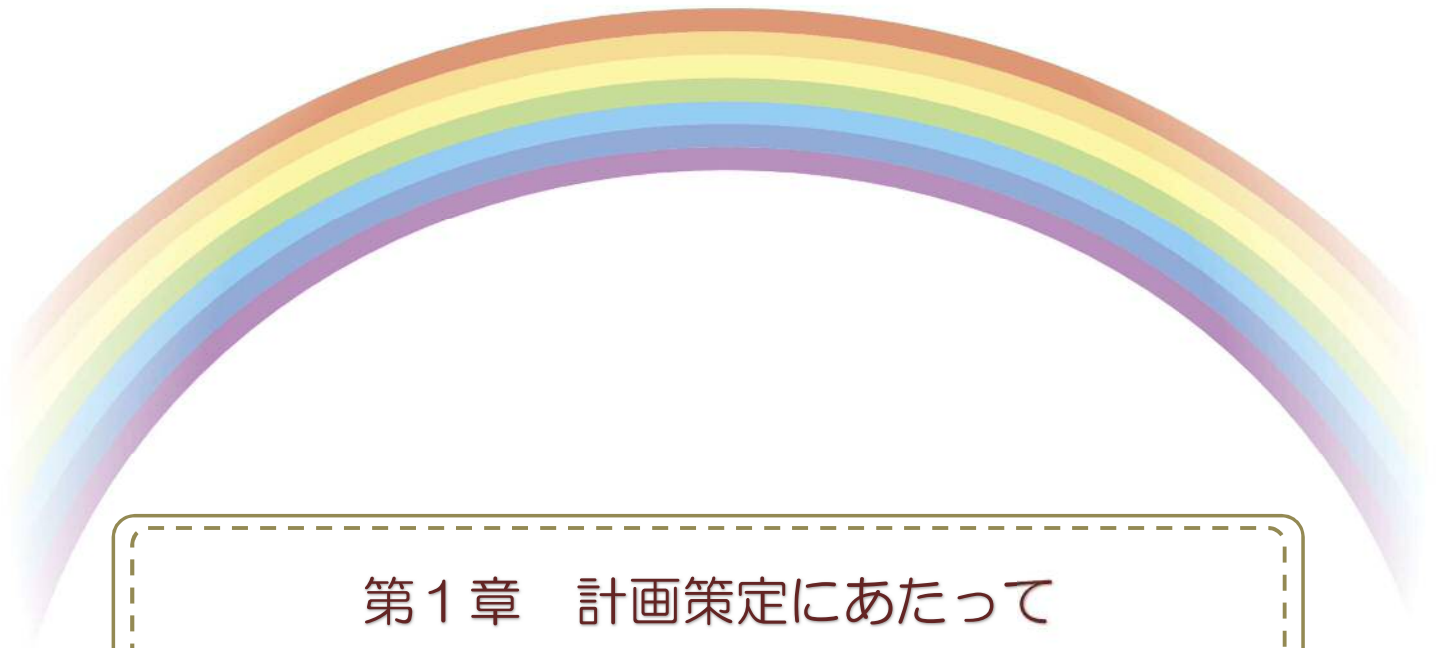
東大阪市長 野田 義和



# 目次

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b> .....     | <b>2</b> |
| 1 計画策定の背景と趣旨.....              | 2        |
| (1)国の動向.....                   | 2        |
| (2)大阪府の動向.....                 | 4        |
| (3)東大阪市の取組.....                | 4        |
| 2 計画の位置づけ.....                 | 5        |
| 3 計画の対象.....                   | 6        |
| 4 計画の期間.....                   | 6        |
| 5 計画策定の体制.....                 | 6        |
| (1)各種調査の実施.....                | 6        |
| (2)東大阪市社会福祉審議会、庁内会議における審議..... | 6        |
| (3)パブリックコメントの実施.....           | 6        |
| <b>第2章 子どもを取り巻く現状と課題</b> ..... | <b>8</b> |
| 1 子どもをめぐる現状.....               | 8        |
| (1)人口及び世帯の状況.....              | 8        |
| (2)子どもの貧困.....                 | 12       |
| (3)教育.....                     | 13       |
| 2 子どもの生活実態調査の結果.....           | 18       |
| (1)調査の概要.....                  | 18       |
| (2)世帯の状況.....                  | 20       |
| (3)子どもの学習、進路.....              | 31       |
| (4)子どもの生活面.....                | 45       |
| (5)保護者の生活面.....                | 58       |
| 3 子どもの生活実態調査からみえる課題.....       | 74       |
| (1)「世帯の状況」における課題.....          | 74       |
| (2)「子どもの学習、進路」における課題.....      | 74       |
| (3)「子どもの生活面」における課題.....        | 75       |
| (4)「保護者の生活面」における課題.....        | 75       |
| 4 支援機関・居場所づくり事業調査の結果.....      | 77       |
| (1)就活ファクトリー東大阪.....            | 77       |
| (2)居場所づくり事業：子ども食堂.....         | 77       |
| (3)居場所づくり事業：学習支援.....          | 78       |

|                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| <b>第3章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題</b> .....  | <b>80</b>  |
| 1 ひとり親家庭をめぐる現状 .....               | 80         |
| (1)ひとり親家庭の状況 .....                 | 80         |
| (2)各種手当の受給状況 .....                 | 84         |
| 2 ひとり親家庭の生活に関する調査の結果.....          | 87         |
| (1)調査の概要.....                      | 87         |
| (2)ひとり親になったtの状況について .....          | 87         |
| (3)子どもとの関わり方について.....              | 89         |
| (4)困りごとや悩みの相談状況について.....           | 90         |
| (5)生活全般について.....                   | 93         |
| 3 ひとり親家庭の調査からみえる課題 .....           | 94         |
| (1)母子世帯の就労における課題.....              | 94         |
| (2)生活面における課題 .....                 | 94         |
| (3)制度周知に関する課題.....                 | 94         |
| 4 支援機関調査の結果 .....                  | 95         |
| (1)母子・父子自立支援員.....                 | 95         |
| (2)ハローワーク布施(マザーズコーナー) .....        | 96         |
| <b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....        | <b>98</b>  |
| 1 計画の基本理念 .....                    | 98         |
| 2 基本的な姿勢.....                      | 99         |
| 3 施策体系(具体的な取組).....                | 100        |
| 4 指標の設定.....                       | 102        |
| 5 施策の実施状況等の検証・評価 .....             | 103        |
| <b>第5章 具体的な取組</b> .....            | <b>106</b> |
| 【施策の方向1】教育の支援 ～まなびを応援～ .....       | 106        |
| 【施策の方向2】生活の支援 ～くらしを応援～ .....       | 109        |
| 【施策の方向3】保護者に対する就労の支援 ～家族を応援～ ..... | 116        |
| 【施策の方向4】経済的支援 .....                | 117        |
| <b>第6章 計画の推進にあたって</b> .....        | <b>120</b> |
| 1 本市各部局の連携.....                    | 120        |
| 2 関係機関・団体等との連携.....                | 120        |
| 3 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」.....        | 120        |
| 4 子どもの成長に応じた支援の提供 .....            | 121        |
| 5 計画の普及・啓発活動.....                  | 122        |
| 6 子どもの生活実態に関する調査研究等 .....          | 122        |
| 7 計画の進行管理.....                     | 122        |
| 8 計画の効果的な運用.....                   | 123        |
| <b>資料編</b> .....                   | <b>126</b> |
| 1 計画に関する条例、要綱.....                 | 126        |
| 2 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿 .....   | 131        |
| 3 計画の策定過程.....                     | 131        |
| 4 子どもに関する制度・相談窓口一覧(令和5年3月現在) ..... | 132        |



第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、1990年代から子どもの相対的貧困率が上昇傾向となり、OECD（経済協力開発機構）が2010年に発表した子どもの貧困率では、加盟国34か国中25位の10番目に高い15.7%で、OECD平均の13.3%を上回っていました。また、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%にのぼり、OECD加盟国中最も高いという状況でした。

平成24年の国民生活基礎調査では、子どもの相対的貧困率が過去最高の16.3%となり、日本の子どもの6人に1人が貧困状態であるという状況を受けて、「子どもの貧困」への対応が社会における喫緊の課題と認識されるようになりました。

その後、子どもの相対的貧困率は、やや改善されてきていますが、2021年のOECDの統計では14.0%で加盟国中11番目に高く、ひとり親世帯の貧困率は48.3%で2番目に高く、OECD平均の31.8%を大きく上回っています。

我が国では、ひとり親世帯の大半を占める母子世帯の母親の就労率は国際的にも高い水準であるにもかかわらず、非正規就労の割合が高いことなどから、経済的に厳しい状況におかれているという現実があります。

### (1) 国の動向

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの育成環境の整備と教育の機会均等を図るため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）が成立し、翌26年1月に施行されました。

平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要である、との方針を掲げています。

具体的な政策として、幼児教育・保育の段階的無償化、児童扶養手当の多子加算額の倍増、児童扶養手当全部支給の所得制限引上げ、給付型奨学金の創設のほか、生活保護世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもへの学習支援事業の創設等、教育や生活の基盤強化に関する支援が行われてきました。また、「子供の未来応援国民運動」の推進や地域子供の未来応援交付金の創設等を通じ、地域における教育や福祉の関係者等の連携及びびネットワークの形成が進められてきました。

令和元年には、「子どもの貧困対策推進法」が改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。法改正を



受けて、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が改正され、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援、②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮、③地方公共団体による取組の充実、の3つの基本の方針が掲げられています。

令和4年6月には「こども基本法」及び「こども家庭庁」の設置関連法が成立、令和5年4月にこども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が発足することとなり、「こどもまんなか社会」の実現にむけて取り組むこととなりました。今後こども基本法に基づき策定される「こども大綱」に「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されることとなっています。

一方ひとり親世帯に関しては、全国的にはひとり親世帯数は増加傾向にあり、ひとり親世帯の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手等多くの役割を1人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなります。

ひとり親世帯のうち8割以上を占める母子世帯の総所得は、児童のいる世帯全体の約4割にとどまるなど、困窮状態に置かれていることが多く、相対的貧困率は約5割となっています。

国においては、ひとり親家庭等を取り巻く厳しい状況に対応するため、平成14年に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表しました。これを受けて平成15年には、従来の経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策を抜本的に見直し、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、母子家庭等に対する子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することを目的とする「母子及び寡婦福祉法」の改正が施行されました。

また、ひとり親家庭の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、それぞれの家庭がおかれている状況に応じてきめ細かな配慮により総合的な支援策を推進する必要があるとして、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められました。

平成22年には、「児童扶養手当法」改正による児童扶養手当の父子家庭への支給拡大、平成24年には、「民法」等の改正法施行による離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化など、ひとり親家庭に関わる法改正が行われています。

平成25年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、民間事業者に対する優先雇用等の協力要請や母子・父子福祉団体等からの受注機会の増大など、地方公共団体等は国に準じた施策を努めるべきこととされました。

平成26年には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」の改正により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しが実施されました。

その後も、平成27年に自治体の窓口のワンストップ化、生活・学習支援事業の創設等を実施する「すくすくサポート・プロジェクト」、「児童扶養手当法」の改正により、第2子、第3子以降加算額の増額、支払回数の見直し、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しなどが実施されています。

## (2)大阪府の動向

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により、子どもの貧困対策を推進するため、「子どもの貧困対策推進法」に基づき、平成 27 年に「第一次大阪府子どもの貧困対策計画」が策定されています。

平成 28 年度に、府内全域を対象とした「子どもの生活に関する実態調査」を行うとともに、調査結果を踏まえた課題の解決に向けた具体的な取組の強化として教育、就労、生活支援等の総合的な取組が進められました。

平成 30 年 3 月には、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むため、「子ども輝く未来基金」を創設し、府民や企業等と連携した取組が進められています。

令和2年には「第二次大阪府子どもの貧困対策計画」が策定され、引き続き総合的な取組の推進と市町村への支援により、子どもの貧困対策を推進する方向性が示されました。同計画では、以下の方向性が示されています。

- 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携により子ども(保護者)を見守りや支援につなぐ取組の推進
- 子どもの居場所づくりへの支援
- 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
- 市町村との連携強化

また、ひとり親家庭の自立支援については、平成 16 年に、ひとり親家庭等が社会を構成する子育て家庭の1つの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす「大阪府母子家庭等自立促進計画」が策定されたのち、数次の策定を経て、令和2年には「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」が策定され、就業機会創出のための支援、面会交流の促進・養育費確保の支援などで重点施策が展開されています。

## (3)東大阪市の取組

本市では、ひとり親家庭の自立支援を的確かつ総合的に推進していくことを目的とした「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を平成 18 年3月に策定し、関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めてきました。平成 23 年に「第2次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」、平成 28 年に「第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、基本理念である「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち」の実現に向けて取り組んできました。令和3年には、ひとり親世帯への包括的な支援に向けて、子どもの貧困対策と連動し一体的に取り組むことを前提とした「第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定しました。新たな施策としては、養育費確保事業などを開始し、ひとり親家庭が安定した生活を送れるための施策を展開してまいりました。

また、本市における子どもの貧困対策について、平成 26 年に「子どもの貧困対策推進法」が施行され、「子どもの貧困」「貧困の連鎖」が大きな社会問題として認識されるようになったことから、平成

30年には「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち」を基本理念とする「東大阪市子どもの未来応援プラン」(子どもの貧困対策計画)を策定し、子どもたちの生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない施策の実施や、子どものみならず、その保護者の生活や就労を応援していくことにも視点を置き、全庁的な支援体制の構築に取り組んでまいりました。この間、子どもの居場所づくり事業などを始めとした新たな施策も開始し、子どもの成長を地域で支える取組も進めてまいりました。

これまで、それぞれの計画に基づいて行ってきた子どもの貧困対策とひとり親自立支援は、取組内容等で重複するものが多いことから、「東大阪市子どもの未来応援プラン」の計画期間の終了に合わせて、東大阪市ひとり親家庭自立促進計画を包含するかたちで、計画を一本化して見直すこととしました。施策の取組を効果的に進めるための体制を再構築し、庁内関係部局が横断的・総合的に連携して子どもの貧困対策やひとり親家庭の自立促進へ取り組み、「すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち」という基本理念を達成することを目標として「第2次東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定することとしました。

子どもや子育て世帯への施策は、令和2年7月に策定された東大阪市第3次総合計画の重点施策「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」及び分野別施策「子育て支援策の充実」と関連しており、本市が目指す「つくる・つながる・ひびきあう ー感動創造都市 東大阪ー」の実現に向けて、整合性をとりながら事業・施策を推進していきます。

また、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のなかで掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)の理念に基づき、SDGsの目標の「1 貧困をなくそう」、「2 飢餓をゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「16 平和と公正をすべての人に」などの達成を目指して「第2次東大阪市子どもの未来応援プラン」を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

---

この計画の位置づけは、次の通りです。また、その他の本市の関連計画との整合性を図りつつ推進します。

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく市町村計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく市町村自立促進計画
- 東大阪市第3次総合計画における重点施策及び分野別施策

### 3 計画の対象

---

本計画の対象は、18歳未満の子どもとその保護者及びひとり親家庭(母子家庭・父子家庭の親子、寡婦)とします。

#### 用語の説明

母子家庭：離婚、死別等により配偶者のいない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭

父子家庭：離婚、死別等により配偶者のいない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭

寡婦：配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

### 4 計画の期間

---

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

### 5 計画策定の体制

---

#### (1)各種調査の実施

本計画の策定にあたり、市内の公立小学校5年生と中学校2年生並びに市内在住の16・17歳と、その保護者を対象にした「子どもの生活実態調査」を実施しました。また、ひとり親家庭を対象とした「ひとり親家庭の生活に関するアンケート調査」を実施しました。

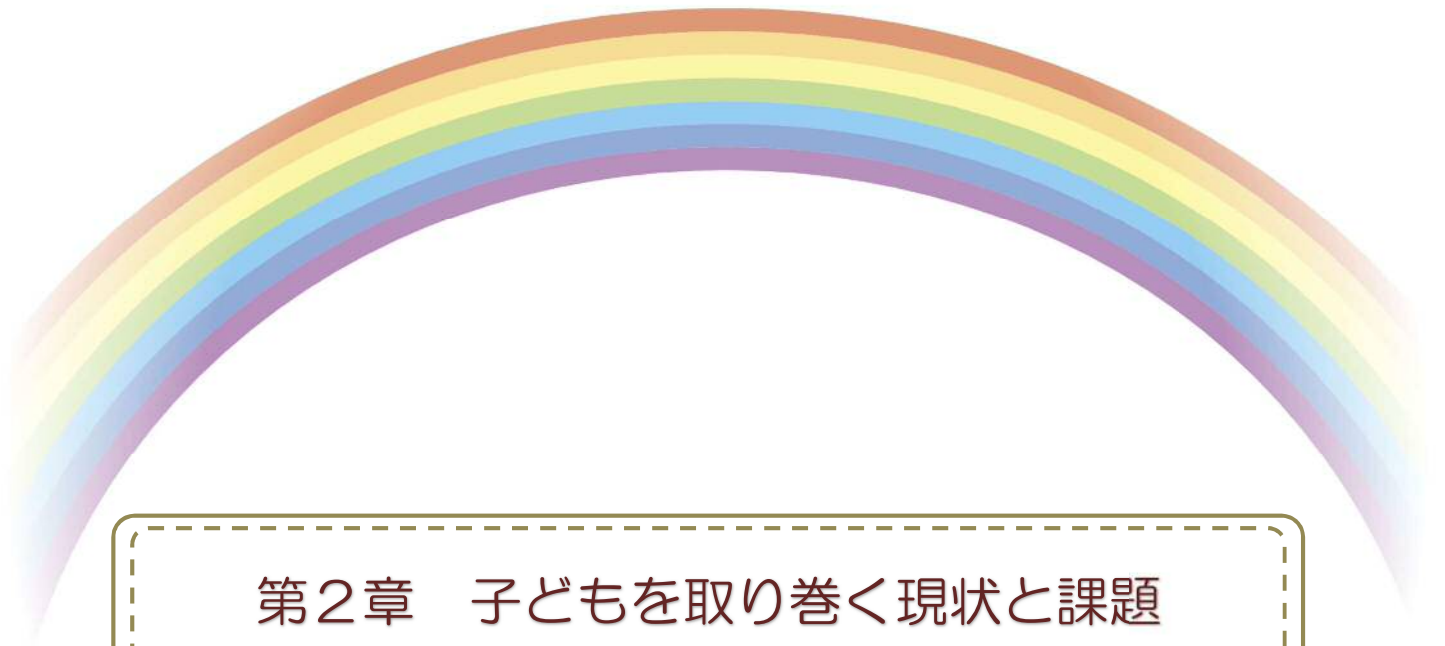
さらに、母子・父子自立支援員、子どもの居場所づくり事業実施施設、就労支援機関へのヒアリング調査を実施して、本市における子どもと保護者の生活実態を把握しました。

#### (2)東大阪市社会福祉審議会、庁内会議における審議

計画の推進にあたり、庁内の横断的な取組体制を構築するとともに、計画内容を幅広い視点から検討するために、庁内においては、事務局会議、ワーキンググループ会議、庁内推進委員会における審議を経て、計画内容を精査したうえで、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議を行いました。

#### (3)パブリックコメントの実施

計画の策定にかかる情報を市民に提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるため、パブリックコメントを実施しました。



## 第2章 子どもを取り巻く現状と課題



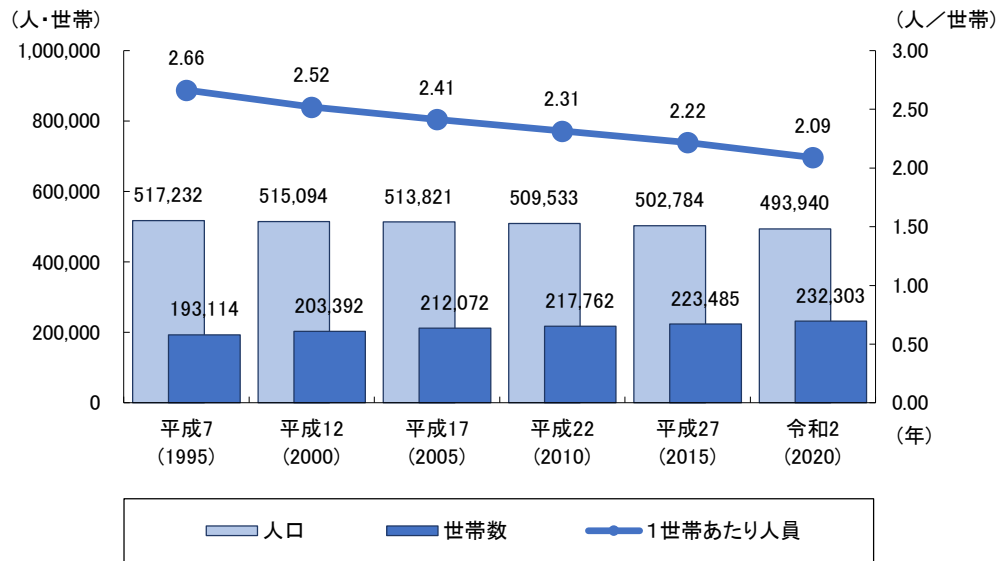
## 第2章 子どもを取り巻く現状と課題

### 1 子どもをめぐる現状

#### (1)人口及び世帯の状況

##### ①人口及び世帯等の推移(東大阪市)

令和2年の本市の人口は493,940人、世帯数は232,303世帯と、人口の減少が続く一方で世帯数は増加しており、1世帯あたり人員は減少しています。

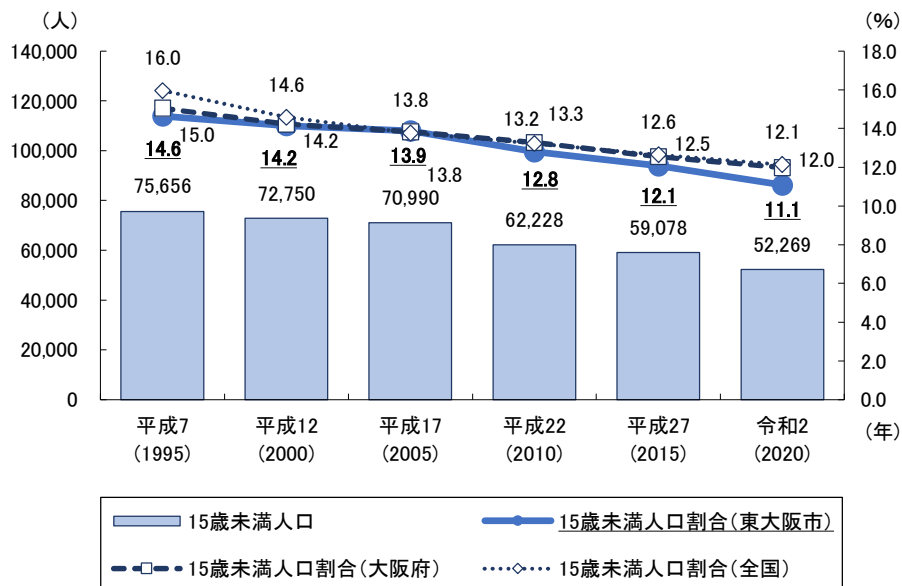


注)「1世帯あたり人員」は施設等の世帯を除いた一般世帯の数字

資料:総務省「国勢調査」

##### ②15歳未満人口の推移(東大阪市、大阪府、全国)

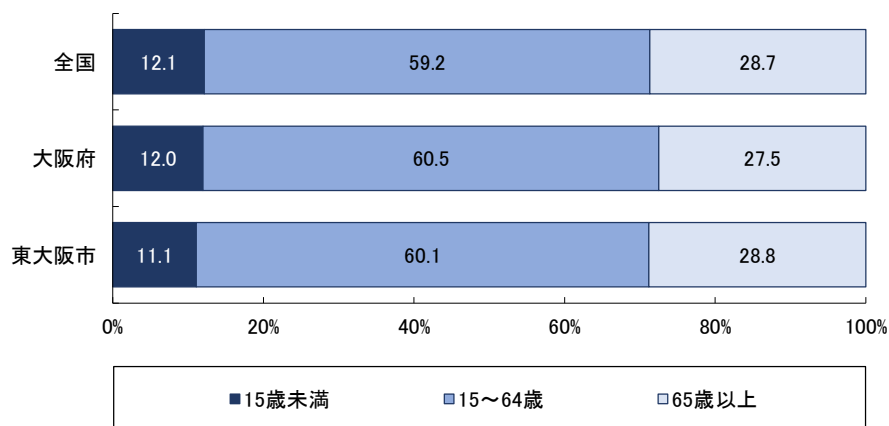
15歳未満人口は減少が続き、令和2年では52,269人と、平成7年(75,656人)の7割未満となっています。



資料:総務省「国勢調査」

### ③年齢区分別人口構成(東大阪市、大阪府、全国)

令和2年における本市の年齢区分別人口構成は、大阪府、全国と比べて15歳未満人口の割合がやや低く、65歳以上の割合が高くなっています。



資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

### ④外国人人口(東大阪市)

令和4年現在の本市の外国人人口は18,440人、うち15歳未満人口は1,331人となっています。外国人人口の総数は令和2年以降減少していますが、15歳未満人口は増加が続いています。

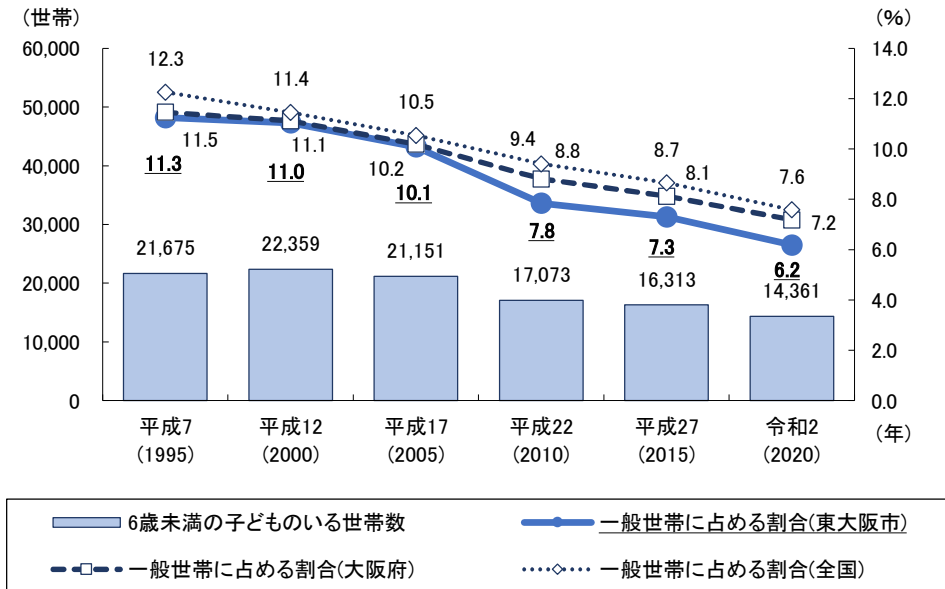
|        | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年   | 令和4年   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数     | 17,390 | 17,971 | 18,839 | 18,722 | 18,440 |
| 15歳未満  | 1,190  | 1,208  | 1,232  | 1,273  | 1,331  |
| 0~4歳   | 424    | 441    | 466    | 503    | 534    |
| 5~9歳   | 383    | 404    | 427    | 448    | 444    |
| 10~14歳 | 383    | 363    | 339    | 322    | 353    |
| 15~64歳 | 12,447 | 12,948 | 13,749 | 13,615 | 13,189 |
| 65歳以上  | 3,753  | 3,815  | 3,858  | 3,834  | 3,920  |

資料:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(各年1月1日)

## ⑤ 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の推移(東大阪市、大阪府、全国)

### ■6歳未満の子どものいる世帯

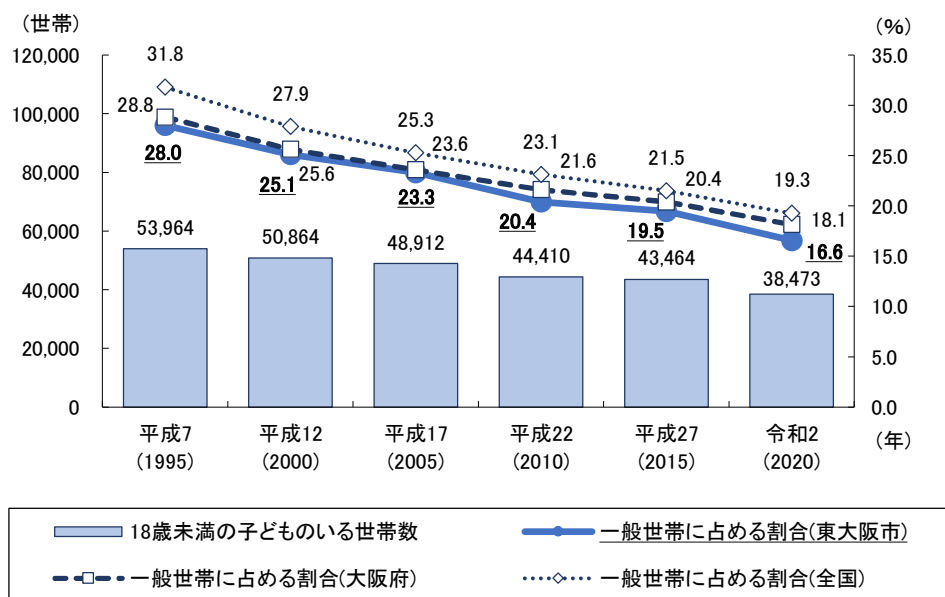
6歳未満の子どものいる世帯の数は減少が続いており、令和2年で14,361世帯となっています。6歳未満の子どものいる世帯の割合は、平成22年以降全国、大阪府を1ポイント程度下回っており、令和2年で6.2%となっています。



資料:総務省「国勢調査」

### ■18歳未満の子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯の数は減少が続き、令和2年で38,473世帯となっています。18歳未満の子どものいる世帯の割合は令和2年で16.6%と、大阪府(18.1%)より1.5ポイント、全国(19.3%)より2.7ポイント低くなっています。

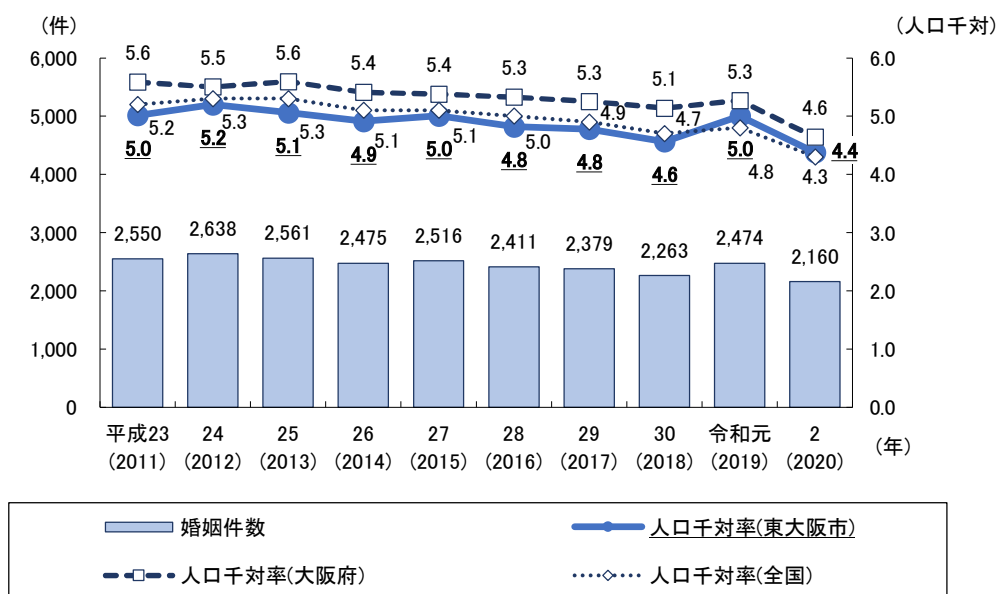


資料:総務省「国勢調査」



## ⑥婚姻件数(東大阪市、大阪府、全国)

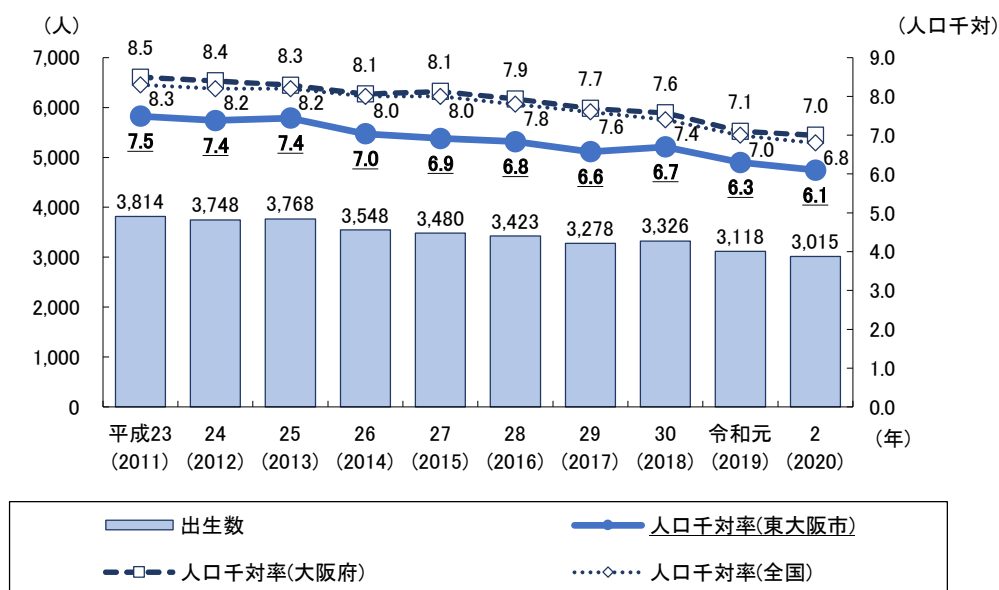
婚姻件数は減少傾向が続いており、令和元年には 2,474 件と前年よりも増加したものの、令和2年には 2,160 件と過去 10 年間で最も少なくなっています。



資料:大阪府「人口動態調査」

## ⑦出生数(東大阪市、大阪府、全国)

出生数は減少傾向が続き、平成 23 年では 3,814 人のところ、令和2年には 3,015 人に減少しています。人口千人あたりの出生数は 6.1 人と大阪府、全国を下回る状況が続いています。

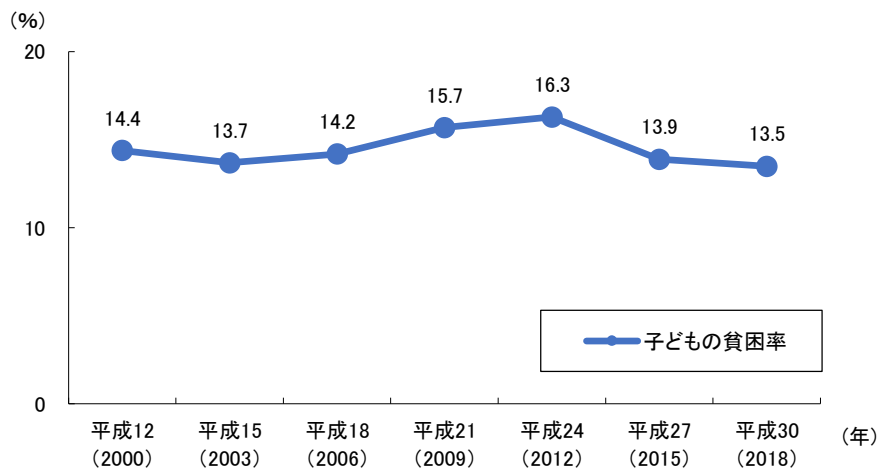


資料:大阪府「人口動態調査」

## (2)子どもの貧困

### ①子どもの貧困率(全国)

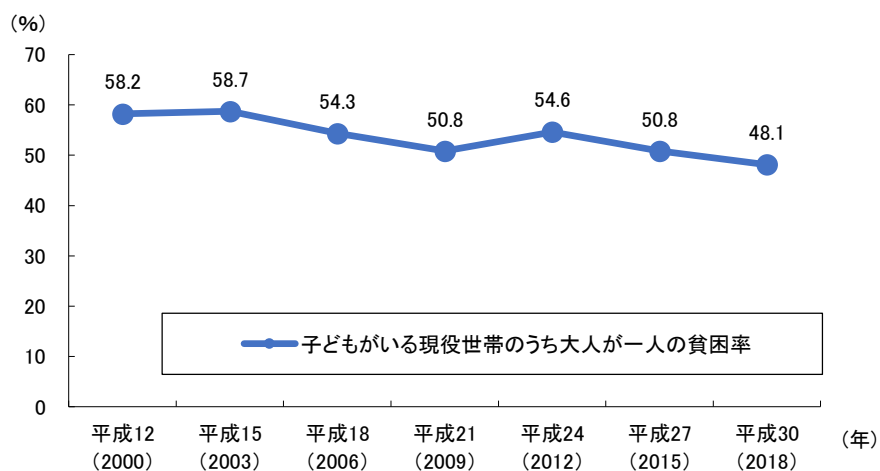
全国の子どもの貧困率は、平成 24 年の 16.3%をピークに、平成 27 年に 13.9%、平成 30 年に 13.5%と改善がみられるものの、依然として約 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあります。



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

### ②子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率(全国)

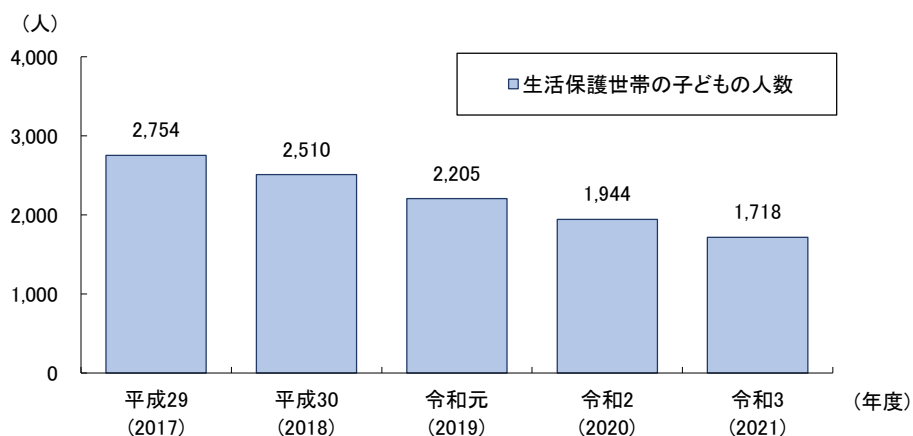
全国の子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率は改善傾向にあるものの、依然として約半数が貧困状態にあります。



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

### ③生活保護世帯の子どもの人数(東大阪市)

本市の生活保護世帯の子どもの人数は減少傾向にあり、令和3年度で1,718人となっています。



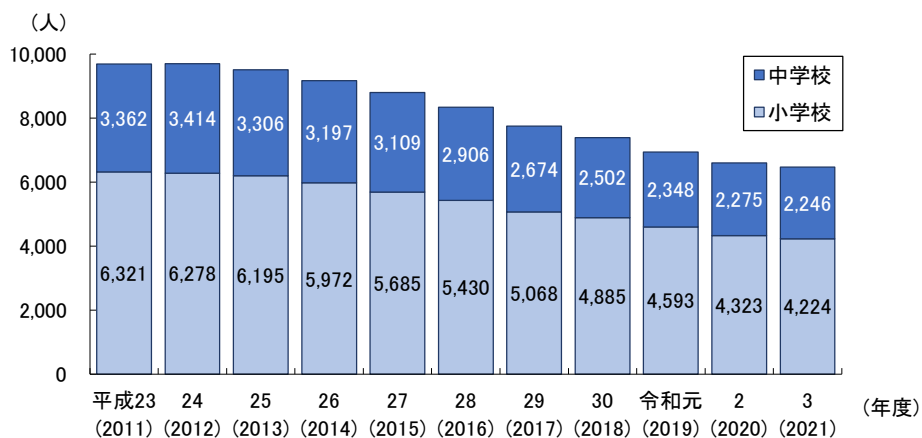
注)年度末時点において、18歳になってから最初の3月を迎えるもの

資料:東大阪市

## (3)教育

### ①就学援助を利用している児童生徒の数の推移(東大阪市)

本市の就学援助を利用している児童生徒の数は減少傾向が続き、令和3年度で小学校4,224人、中学校2,246人となっています。



資料:東大阪市

## ②中学校・義務教育学校卒業後の状況(東大阪市、大阪府、全国)

本市の中学校(義務教育学校)卒業後の進路は98.5%が「高等学校等進学者」となっています。

(上段:人、下段:%)

|      | 卒業生総数               | 高等学校等進学者           | 専修学校(高等課程)進学者 | 専修学校(一般課程)進学者 | 公共職業能力開発施設等入学者 | 就職者等        |             |             |             | 左記以外の者        | 不詳・志望の者    | 総数※<br>(再掲)就職者 |
|------|---------------------|--------------------|---------------|---------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|------------|----------------|
|      |                     |                    |               |               |                | 自営業主等       | 常用労働者       |             | 臨時労働者       |               |            |                |
|      |                     |                    |               |               |                |             | 無期雇用        | 有期雇用        |             |               |            |                |
| 全国   | 1,058,013<br>100.0% | 1,046,174<br>98.9% | 2,666<br>0.3% | 713<br>0.1%   | 233<br>0.0%    | 530<br>0.1% | 820<br>0.1% | 138<br>0.0% | 275<br>0.0% | 6,412<br>0.6% | 52<br>0.0% | 1,671<br>0.2%  |
| 大阪府  | 72,840<br>100.0%    | 71,867<br>98.7%    | 288<br>0.4%   | 94<br>0.1%    | 7<br>0.0%      | 56<br>0.1%  | 89<br>0.1%  | 20<br>0.0%  | 15<br>0.0%  | 402<br>0.6%   | 2<br>0.0%  | 169<br>0.2%    |
| 東大阪市 | 3,875<br>100.0%     | 3,816<br>98.5%     | 12<br>0.3%    | 7<br>0.2%     | 2<br>0.1%      | 3<br>0.1%   | 10<br>0.3%  | 1<br>0.0%   | 1<br>0.0%   | 23<br>0.6%    | 0<br>0.0%  | 13<br>0.3%     |

※1「就職者総数」は、

- ・高等学校、専修学校、公共職業能力開発施設等への進学者(入学者)のうち就職しているもの
- ・自営業主等
- ・無期雇用常用労働者
- ・有期雇用常用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の合計

資料:大阪府「大阪の学校統計」、文部科学省「学校基本調査」(令和3年度)

## ③高等学校卒業後の状況(東大阪市、大阪府、全国)

本市の高等学校卒業後の進路は大学等進学者が61.7%、専修学校(専門課程)進学者が15.4%、無期雇用常用労働者としての就職者が16.8%などとなっており、大阪府と比べて就職者の割合が高くなっています。

(上段:人、下段:%)

|      | 卒業生総数               | 大学等進学者           | 専修学校(専門課程)進学者    | 専修学校(一般課程)進学者  | 公共職業能力開発施設等入学者 | 就職者等          |                  |               |               | 左記以外の者         | 不詳・志望の者    | 総数※<br>(再掲)就職者   |
|------|---------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|---------------|------------------|---------------|---------------|----------------|------------|------------------|
|      |                     |                  |                  |                |                | 自営業主等         | 常用労働者            |               | 臨時労働者         |                |            |                  |
|      |                     |                  |                  |                |                |               | 無期雇用             | 有期雇用          |               |                |            |                  |
| 全国   | 1,012,007<br>100.0% | 580,550<br>57.4% | 175,185<br>17.3% | 42,553<br>4.2% | 5,769<br>0.6%  | 4,354<br>0.4% | 153,161<br>15.1% | 2,492<br>0.2% | 2,893<br>0.3% | 44,987<br>4.4% | 63<br>0.0% | 159,126<br>15.7% |
| 大阪府  | 70,339<br>100.0%    | 45,229<br>64.3%  | 10,911<br>15.5%  | 3,375<br>4.8%  | 127<br>0.2%    | 148<br>0.2%   | 6,794<br>9.7%    | 138<br>0.2%   | 488<br>0.7%   | 3,120<br>4.4%  | 9<br>0.0%  | 6,995<br>9.9%    |
| 東大阪市 | 4,141<br>100.0%     | 2,554<br>61.7%   | 637<br>15.4%     | 77<br>1.9%     | 9<br>0.2%      | 21<br>0.5%    | 696<br>16.8%     | 9<br>0.2%     | 18<br>0.4%    | 120<br>2.9%    | 0<br>0.0%  | 719<br>17.4%     |

※1「就職者総数」は、

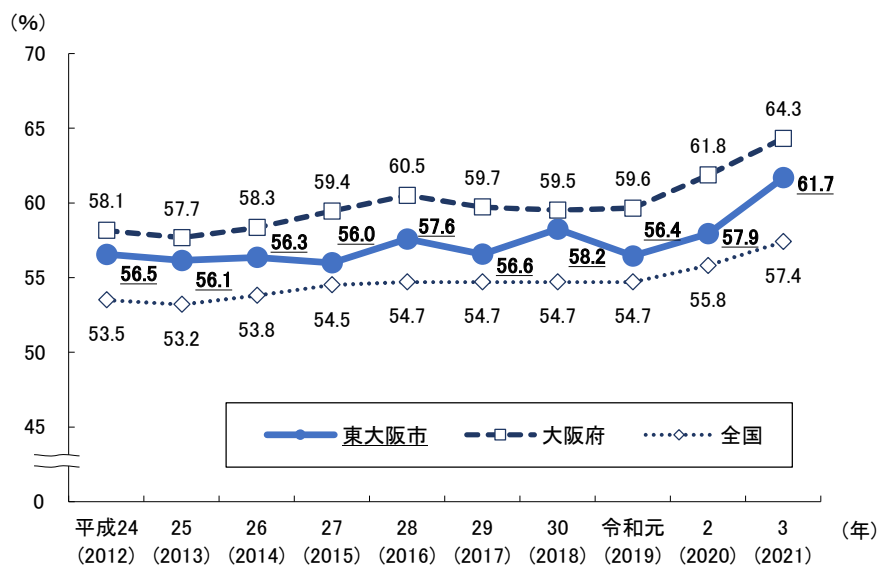
- ・大学、専修学校、公共職業能力開発施設等への進学者(入学者)のうち就職しているもの
- ・自営業主等
- ・無期雇用常用労働者
- ・有期雇用常用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の合計

資料:大阪府「大阪の学校統計」、文部科学省「学校基本調査」(令和3年度)

#### ④高等学校卒業後の大学進学率・就職率の推移(東大阪市、大阪府、全国)

##### ■高等学校卒業後の大学進学率の推移

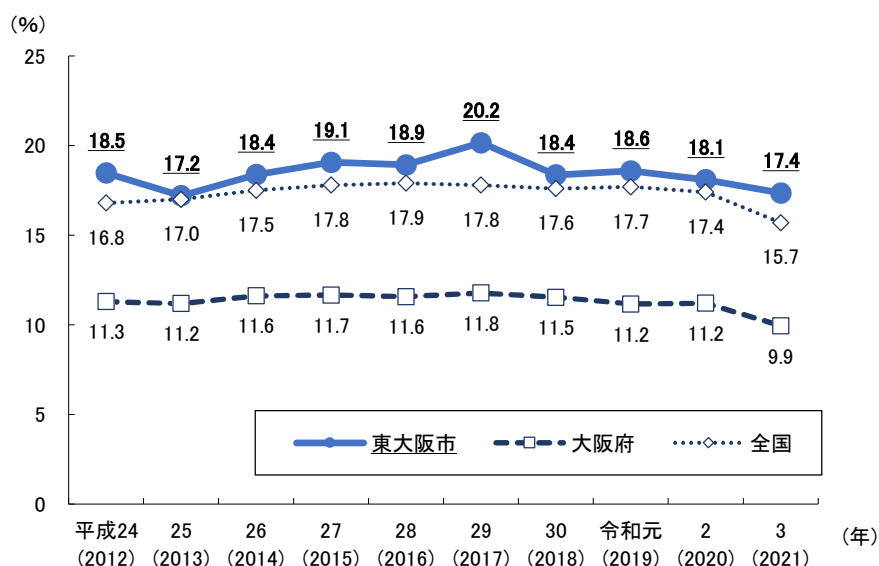
高等学校卒業後の大学進学率は令和3年度には61.7%と、令和2年度の57.9%より3.8ポイント高くなっています。



資料:大阪府「大阪の学校統計」

##### ■高等学校卒業後の就職率の推移

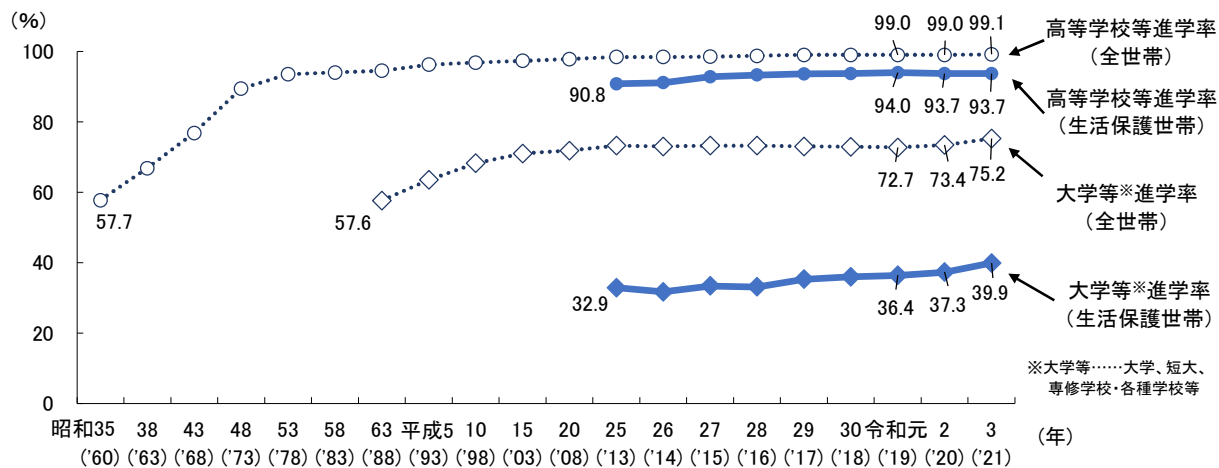
高等学校卒業後の就職率は令和3年度には17.4%と、大阪府の15.7%、全国の9.9%よりも高くなっています。



資料:大阪府「大阪の学校統計」

### ⑤生活保護世帯に属する子どもの進学状況(全国)

全国の生活保護世帯に属する子どもの令和3年における高等学校等進学率は 93.7%、大学等(短大、専修学校・各種学校等を含む)進学率は 39.9%となっており、全世帯と比べて大学等進学率が大幅に低くなっています。



(注1)昭和 62 年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータを把握していないことから、それ以前の大学等進学率は不明である。

(注2)各年 3 月の中学校等及び高等学校等を卒業した者の進学率

(注3)「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

資料:厚生労働省 社会・援護局保護課調べ



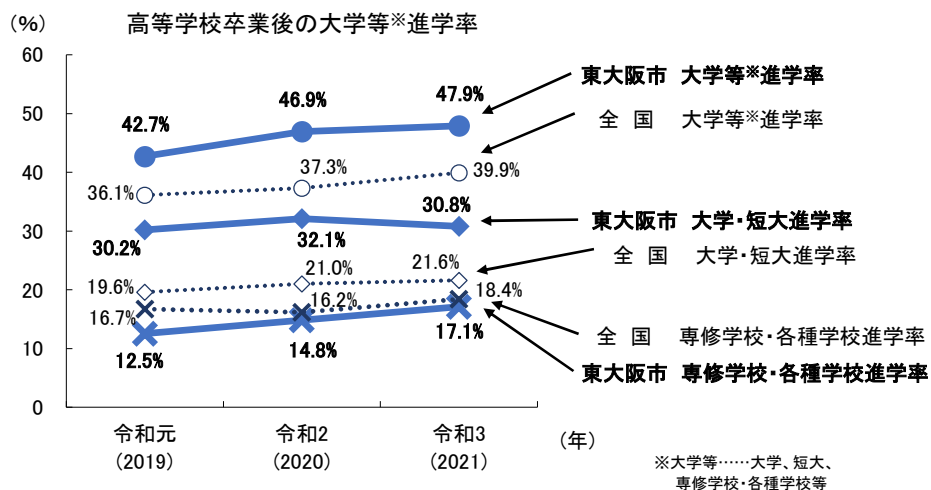
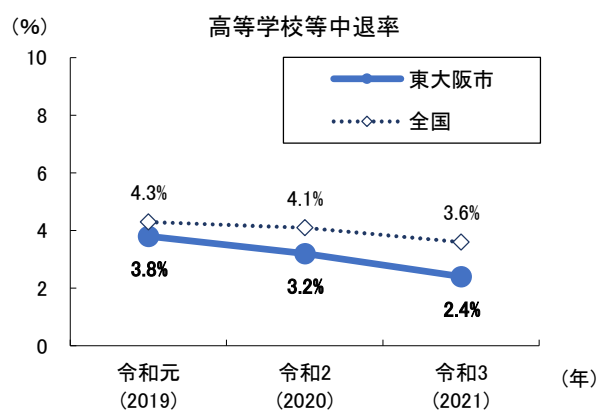
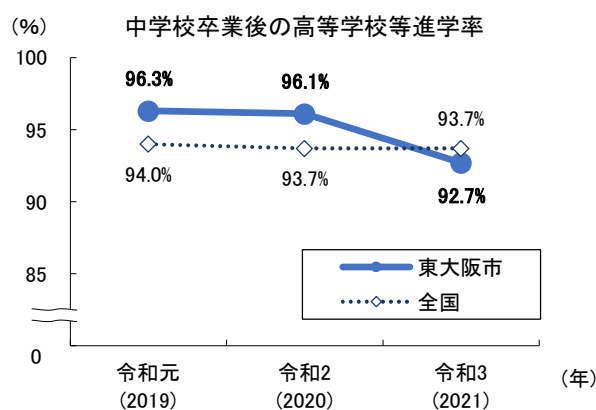
## ⑥生活保護世帯に属する子どもの進学状況等(東大阪市、全国)

本市の生活保護世帯に属する子どもの進学状況等についてみると、中学校卒業後の高等学校等進学率は令和3年で92.7%と前年度より低下しており、全国の進学率を下回っています。

高等学校等中退率は令和3年で2.4%と、全国の中退率を下回っています。

高等学校卒業後の大学等進学率は、令和元年の42.7%が令和3年には47.9%と上昇しており、全国と比べて大学等進学率が高くなっています。内訳を見ると、大学・短大進学率は約3割で推移し、専修学校・各種学校進学率が上昇しています。

|                 |      | 令和元年<br>(2019) | 令和2年<br>(2020) | 令和3年<br>(2021) |
|-----------------|------|----------------|----------------|----------------|
| 中学校卒業後の高等学校等進学率 | 東大阪市 | 96.3%          | 96.1%          | 92.7%          |
|                 | 全国   | 94.0%          | 93.7%          | 93.7%          |
| 高等学校等中退率        | 東大阪市 | 3.8%           | 3.2%           | 2.4%           |
|                 | 全国   | 4.3%           | 4.1%           | 3.6%           |
| 高等学校卒業後の大学等進学率  | 東大阪市 | 42.7%          | 46.9%          | 47.9%          |
|                 | 全国   | 36.1%          | 37.3%          | 39.9%          |
| 大学・短大進学率        | 東大阪市 | 30.2%          | 32.1%          | 30.8%          |
|                 | 全国   | 19.6%          | 21.0%          | 21.6%          |
| 専修学校・各種学校進学率    | 東大阪市 | 12.5%          | 14.8%          | 17.1%          |
|                 | 全国   | 16.7%          | 16.2%          | 18.4%          |



資料: 東大阪市

## 2 子どもの生活実態調査の結果

### (1)調査の概要

#### ①調査対象

- ①東大阪市内の公立小学校に通う5年生の児童全数とその保護者
- ②東大阪市内の公立中学校に通う2年生の生徒全数とその保護者
- ③東大阪市内に居住する16・17歳とその保護者（住民基本台帳から無作為抽出1,000人）

#### ②調査方法

- ①小学5年生、中学2年生及びその保護者については学校を通じて調査票を配付、郵送または、インターネットにより回答
- ②16・17歳及びその保護者については郵送により調査票を配付、郵送または、インターネットにより回答

#### ③調査期間

令和4年2月21日～3月19日

#### ④調査対象別配付数と回収結果

| 調査対象者      | 配付数    | 回収数   | 有効回収数(率)         |                |
|------------|--------|-------|------------------|----------------|
|            |        |       | 郵送               | WEB            |
| 小学5年生      | 3,646人 | 1,436 | 1,433<br>(39.3%) | 916<br>517     |
| 中学2年生      | 3,639人 | 1,020 | 1,018<br>(28.0%) | 630<br>388     |
| 16・17歳     | 1,000人 | 228   | 228<br>(22.8%)   | 154<br>74      |
| 小中学生の保護者   | 7,285人 | 2,632 | 2,631<br>(36.1%) | 1,561<br>1,070 |
| 16・17歳の保護者 | 1,000人 | 253   | 253<br>(25.3%)   | 164<br>89      |

#### ⑤図表の見方

- 比率は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答の質問では比率の合計が100%を超える場合があります。
- 「全国調査」は令和3年度に内閣府が実施した「子供の生活状況調査」を指し、本調査との比較は中学生のみで行っています。



## ⑥困窮度によるクロス集計

クロス集計による分析については、子ども及びその保護者からの回答内容について、生活の困窮度や世帯構成、就業状況などを基に集計を行い、家庭の経済状況などが、健康面や学習面等にどのような影響を与えているかを検証しています。

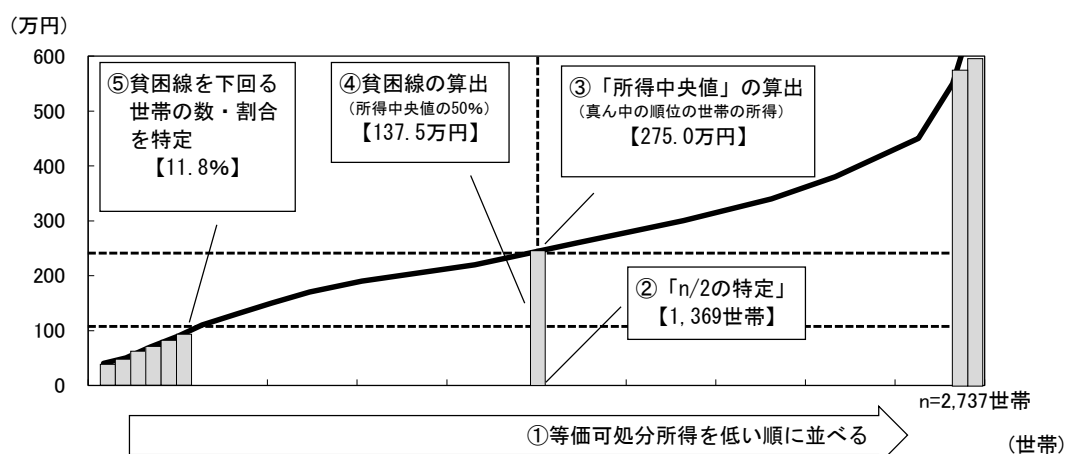
実際の生活上の体験や困りごとなどを把握し、多面的に情報を分析するための指標として、「等価可処分所得」を基に区分した「困窮度」を用います。

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を示しています。このときの貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいい、この算出方法は、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づくものとなっています(なお、ユニセフの報告書では、等価可処分所得の60%を採用しています。)

国民生活基礎調査は所得額について、詳細な記述を求め、算出しています。本市で実施した「子どもの生活に関する実態調査」は世帯の所得額については、回答者の負担感を考慮し、手取り収入を50万~100万円の幅を持たせた選択肢で回答を求めました。そのため、国の貧困線の算出方法で用いる「等価可処分所得」の中央値には、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯人員の平方根で割って調整した値を当てはめています。

(例)世帯所得が「500~600万円未満」で世帯人員が5人の場合、世帯所得を550万円として算出します。

$$550 \div \sqrt{5} \div 2 = 137.5 \text{ 万円}$$



このように算出した等価可処分所得の中央値(275.0万円)と中央値の2分の1(貧困線、137.5万円)から、「中央値以上」「中央値の2分の1以上中央値未満」「中央値の2分の1未満」の3つの層に分類し、集計しています。

なお、全国調査※における相対的貧困率は12.9%、本市の相対的貧困率は11.8%でした。

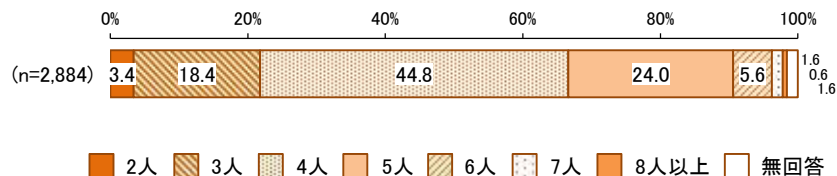
※令和3年度に内閣府が実施した「子供の生活状況調査」による結果

## (2)世帯の状況

### (保護者)問3 世帯人数

お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の人数（お子さんをふくむ。）を教えてください。単身赴任中の方は含めないでください。

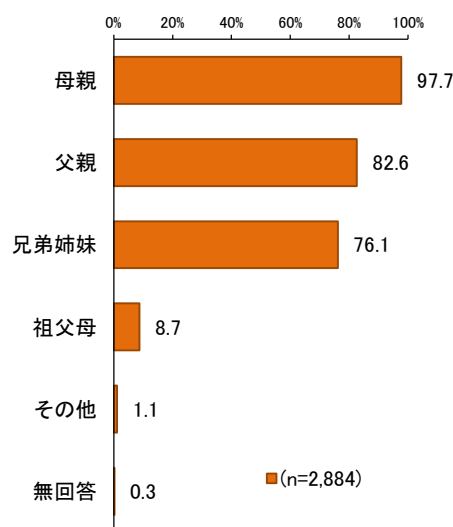
「4人」が44.8%、「5人」が24.0%で約7割を占めています。



### (保護者)問4 家族構成

問3で回答した「ご家族」には、お子さんから見てどの関係の方が含まれますか。（あてはまるものすべてに○）

「母親」が97.7%、「父親」が82.6%、「兄弟姉妹」が76.1%、「祖父母」が8.7%となっています。

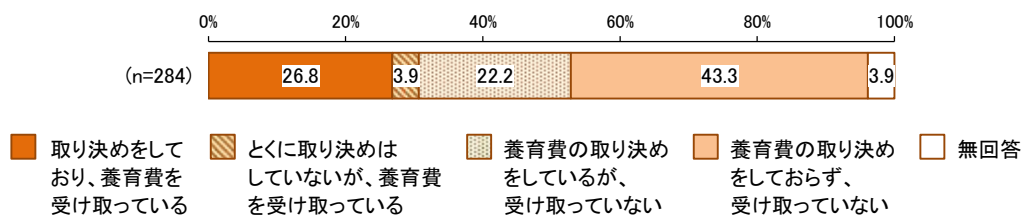


### (保護者)問6 ひとり親の養育費受取状況

問5で「2 離婚」を選んだ場合、離婚相手とお子さんの養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。（あてはまるもの1つに○）

※問5は保護者の婚姻状況に関する質問です。

養育費を受け取っていない人は65.5%に上り、受け取っている人は30.7%にとどまっています。



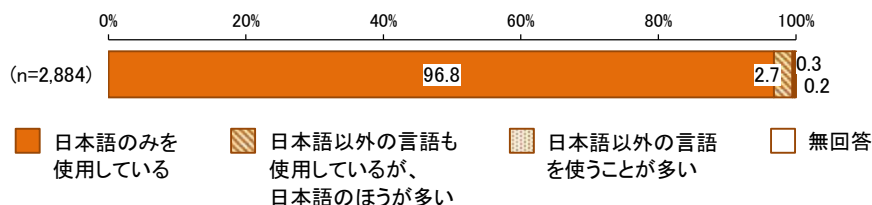
受け取っている人は全国調査に比べて、やや低くなっています。

|           | 全体  | 取り決めをしており、養育費を受け取っている | とくに取り決めはしていないが、養育費を受け取っている | 養育費の取り決めをしているが、受け取っていない | 養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない | 無回答 |
|-----------|-----|-----------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|-----|
| 今回調査（中学生） | 137 | 28.5                  | 2.2                        | 18.2                    | 45.3                    | 5.8 |
| 全国調査      | 283 | 29.3                  | 4.2                        | 17.7                    | 48.4                    | 0.4 |
| 差         |     | -0.8                  | -2.0                       | 0.5                     | -3.1                    | 5.4 |

## (保護者)問 7 家庭で使用している言語

ご家庭ではどれくらい、日本語以外の言語を使用していますか。(あてはまるもの1つに○)

日本語以外の言語を使用している家庭は3.0%となっています。



全国調査と比較すると、ほとんど差はありません。

|            | 全体    | 日本語のみを使用している | 日本語以外の言語も使用しているが、日本語のほうが多い | 日本語以外の言語を使うことが多い | 無回答 |
|------------|-------|--------------|----------------------------|------------------|-----|
| 今回調査 (中学生) | 1,134 | 96.5         | 2.9                        | 0.3              | 0.4 |
| 全国調査       | 2,715 | 96.6         | 3.0                        | 0.2              | 0.2 |
| 差          |       | -0.1         | -0.1                       | 0.1              | 0.2 |

## (保護者)問 8 保護者の学歴

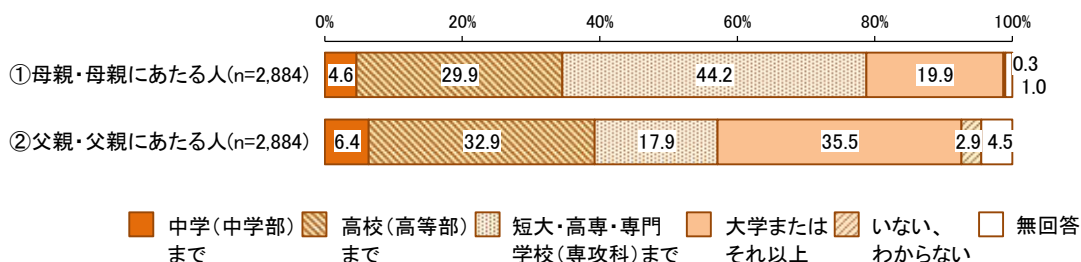
お子さんの保護者の最終学歴 (卒業した学校) をお答えください。(①②それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

### ①母親・母親にあたる人

「短大・高専・専門学校(専攻科)まで」が44.2%で最も高く、次いで「高校(高等部)まで」が29.9%、「大学またはそれ以上」が19.9%となっています。

### ②父親・父親にあたる人

「大学またはそれ以上」が35.5%で最も高く、次いで「高校(高等部)まで」が32.9%、「短大・高専・専門学校(専攻科)まで」が17.9%となっています。



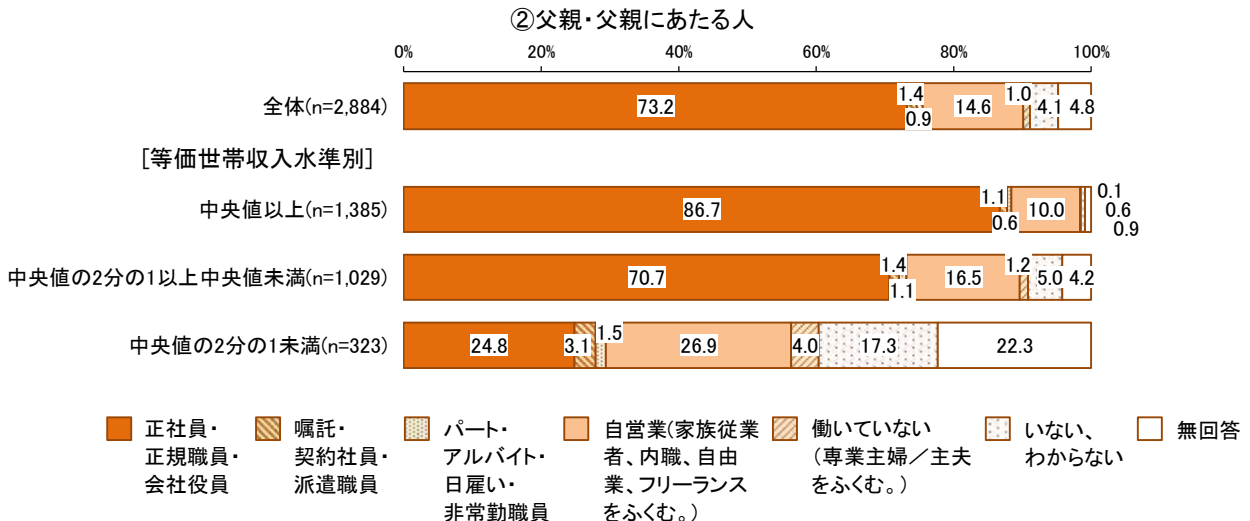
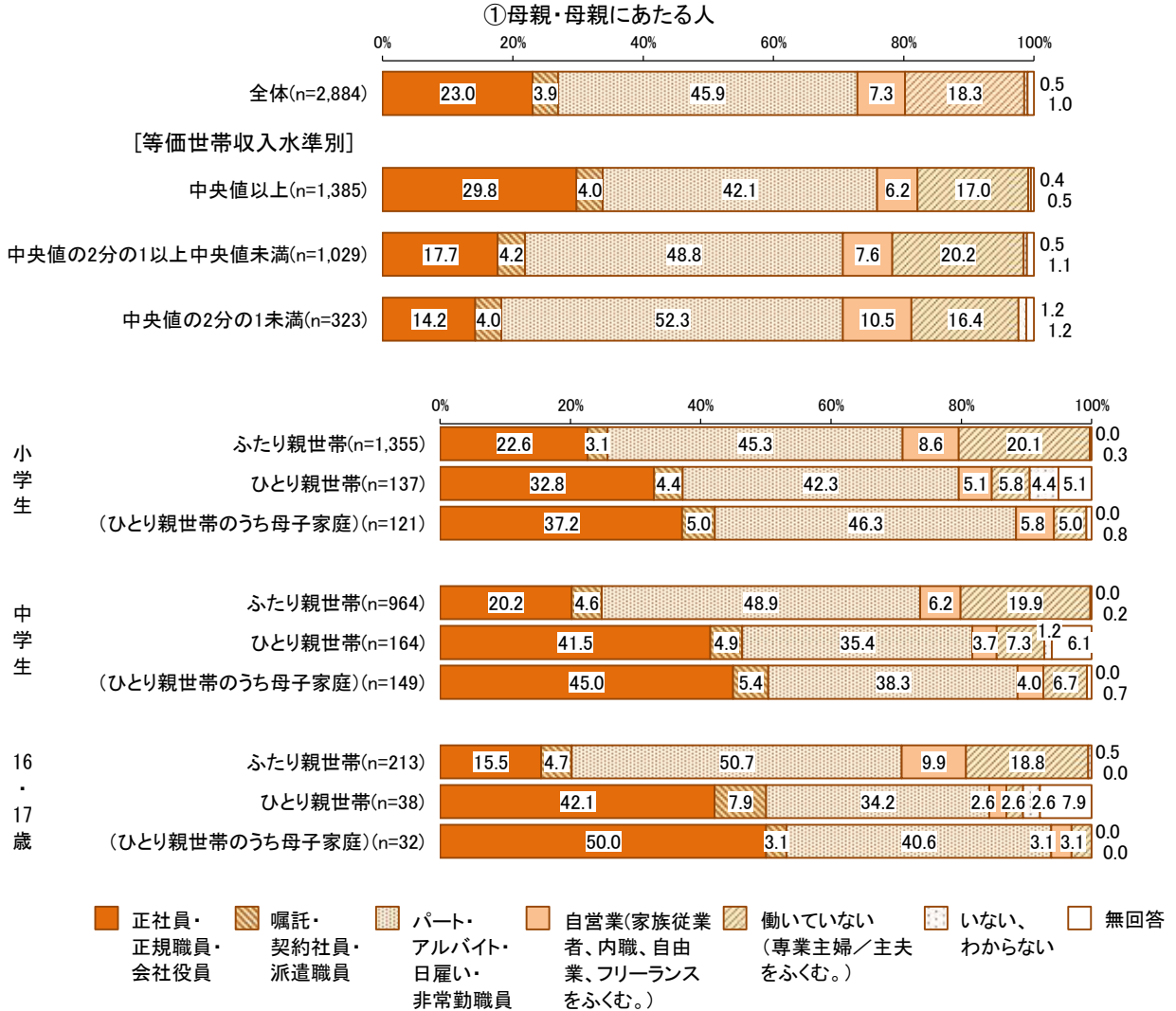
全国調査と比較すると、母親・母親にあたる人、父親・父親にあたる人とも「大学またはそれ以上」の割合は低くなっています。

|             | 全体         | 中学(中学部)まで | 高校(高等部)まで | 短大・高専・専門学校(専攻科)まで | 大学またはそれ以上 | いない、わからない | 無回答 |
|-------------|------------|-----------|-----------|-------------------|-----------|-----------|-----|
| ①母親・母親にあたる人 | 今回調査 (中学生) | 1,134     | 5.2       | 35.1              | 42.8      | 15.3      | 0.3 |
|             | 全国調査       | 2,715     | 4.1       | 31.0              | 42.5      | 21.1      | 0.2 |
|             | 差          |           | 1.1       | 4.1               | 0.3       | -5.8      | 0.1 |
| ②父親・父親にあたる人 | 今回調査 (中学生) | 1,134     | 6.3       | 35.8              | 18.4      | 30.2      | 3.4 |
|             | 全国調査       | 2,715     | 5.2       | 31.9              | 16.4      | 40.5      | 1.8 |
|             | 差          |           | 1.1       | 3.9               | 2.0       | -10.3     | 1.6 |

## (保護者)問 9 保護者の雇用形態(等価世帯収入水準別・世帯の状況別)

お子さんの保護者の雇用形態について、あてはまるものを回答してください。(①②それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

母親・母親にあたる人は、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が 45.9%を占め、「正社員・正規職員・会社役員」は 23.0%ですが、父親・父親にあたる人では「正社員・正規職員・会社役員」が 73.2%を占めています。



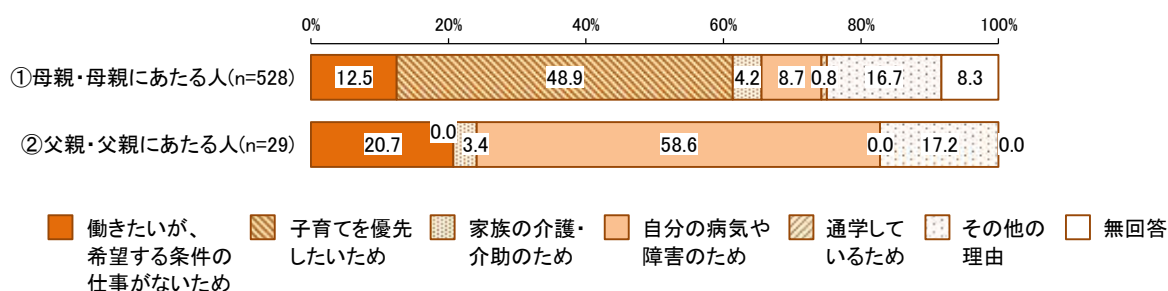
全国調査と比較すると、母親・母親にあたる人、父親・父親にあたる人とも「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低くなっています。

|             |           | 全体    | 正社員・正規職員・会社役員 | 嘱託・契約社員・派遣職員 | パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員 | 自営業（家族従業者、内職、自由業、フリーランスをふくむ。） | 働いていない（専業主婦／主夫をふくむ。） | いない、わからない | 無回答  |
|-------------|-----------|-------|---------------|--------------|---------------------|-------------------------------|----------------------|-----------|------|
| ①母親・母親にあたる人 | 今回調査（中学生） | 1,134 | 23.3          | 4.6          | 46.7                | 5.8                           | 18.0                 | 0.4       | 1.1  |
|             | 全国調査      | 2,715 | 27.4          | 6.4          | 42.8                | 6.4                           | 14.6                 | 0.7       | 1.6  |
|             | 差         |       | -4.1          | -1.8         | 3.9                 | -0.6                          | 3.4                  | -0.3      | -0.5 |
| ②父親・父親にあたる人 | 今回調査（中学生） | 1,134 | 70.6          | 1.1          | 0.6                 | 14.2                          | 1.4                  | 5.5       | 6.5  |
|             | 全国調査      | 2,715 | 78.1          | 1.6          | 0.7                 | 9.8                           | 1.1                  | 3.2       | 5.5  |
|             | 差         |       | -7.5          | -0.5         | -0.1                | 4.4                           | 0.3                  | 2.3       | 1.0  |

### (保護者)問 10 就労していない理由

問9で「5 働いていない」と答えた場合、働いていないもっとも主な理由を教えてください。(①②それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

就労していない理由は、母親・母親にあたる人では「子育てを優先したいため」が約半数を占めています。父親・父親にあたる人では「自分の病気や障害のため」が約6割となっています。



全国調査と比較すると、父親・父親にあたる人の「自分の病気や障害のため」の回答割合が14.8ポイント高くなっています。

|             |           | 全体  | 働きたいが、希望する条件の仕事がないため | 子育てを優先したいため | 家族の介護・介助のため | 自分の病気や障害のため | 通学しているため | その他の理由 | 無回答  |
|-------------|-----------|-----|----------------------|-------------|-------------|-------------|----------|--------|------|
| ①母親・母親にあたる人 | 今回調査（中学生） | 204 | 14.7                 | 43.6        | 3.9         | 11.8        | 1.0      | 17.2   | 7.8  |
|             | 全国調査      | 396 | 18.2                 | 46.2        | 4.5         | 12.6        | 0.5      | 13.4   | 4.5  |
|             | 差         |     | -3.5                 | -2.6        | -0.6        | -0.8        | 0.5      | 3.8    | 3.3  |
| ②父親・父親にあたる人 | 今回調査（中学生） | 16  | 31.3                 | -           | -           | 43.8        | -        | 25.0   | -    |
|             | 全国調査      | 31  | 32.3                 | 3.2         | -           | 29.0        | -        | 32.3   | 3.2  |
|             | 差         |     | -1.0                 | -3.2        | 0.0         | 14.8        | 0.0      | -7.3   | -3.2 |

## (保護者)問 25 世帯収入(手取り)

世帯全体のおおよその年間収入(手取り)はいくらですか。(あてはまるもの1つに○)

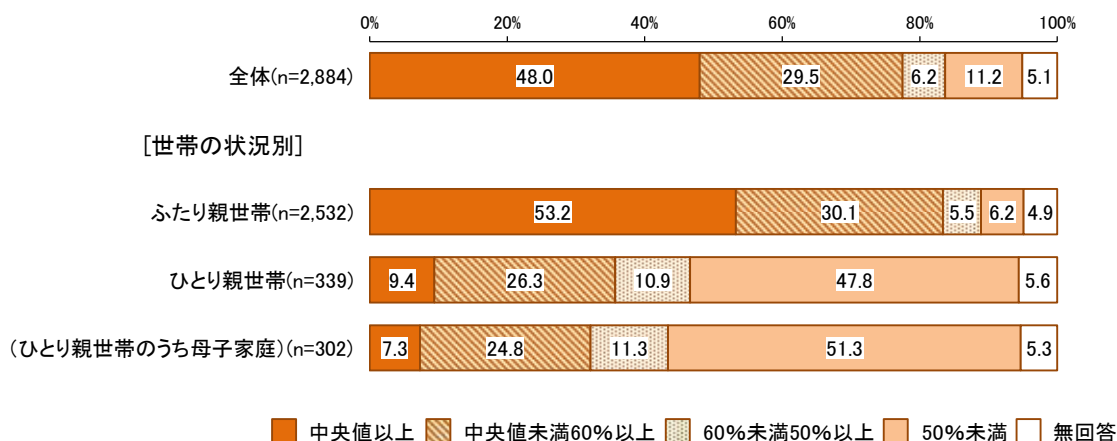
「500～600 万円未満」が 15.4%で最も高く、次いで「600～700 万円未満」が 11.2%、「700～800 万円未満」が 10.3%、「450～500 万円未満」が 9.8%となっています。

|    |        |            |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |         |     |     |     |
|----|--------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|-----|-----|-----|
|    | 50万円未満 | 50～100万円未満 | 100～150万円未満 | 150～200万円未満 | 200～250万円未満 | 250～300万円未満 | 300～350万円未満 | 350～400万円未満 | 400～450万円未満 | 450～500万円未満 | 500～600万円未満 | 600～700万円未満 | 700～800万円未満 | 800～900万円未満 | 900万円以上 | 無回答 |     |     |
| 全体 |        |            |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |         |     |     |     |
|    | 2,884  | 0.9        | 1.5         | 2.0         | 2.3         | 3.4         | 3.6         | 5.0         | 6.4         | 7.3         | 9.8         | 15.4        | 11.2        | 10.3        | 6.5     | 4.9 | 5.9 | 3.6 |

## 等価世帯収入(世帯の状況別)

「中央値以上」が48.0%、「中央値未満60%以上」が29.5%、「50%未満」が11.2%となっています。

ひとり親世帯では、「中央値以上」は9.4%に過ぎず、「50%未満」が約半数となっています。



中央値の2分の1未満の割合は、小学生が10.3%、中学生が14.0%となっており、小中学生で11.9%となっています。

前回調査と比較すると、小中学生では1.06ポイント低くなっており、全国調査と比較すると、中学生で1.1ポイント高くなっています。

|             | 全体<br>(不詳を除く) | 中央値の2分の1       | 中央値の2分の1未満の割合<br>(不詳を除く) |
|-------------|---------------|----------------|--------------------------|
| 今回調査(全体)    | 2,737         | (手取り) 137.50万円 | 11.8%                    |
| 今回調査(小学生)   | 1,416         |                | 10.3%                    |
| 今回調査(中学生)   | 1,082         |                | 14.0%                    |
| 今回調査(小中学生計) | 2,498         |                | 11.9%                    |
| 全国調査(中学生)   | 2,623         | (税込み) 158.77万円 | 12.9%                    |
| 前回調査(小中学生)  | 733           | (手取り) 117.39万円 | 12.96%                   |

世帯収入・世帯人数別 回答者数

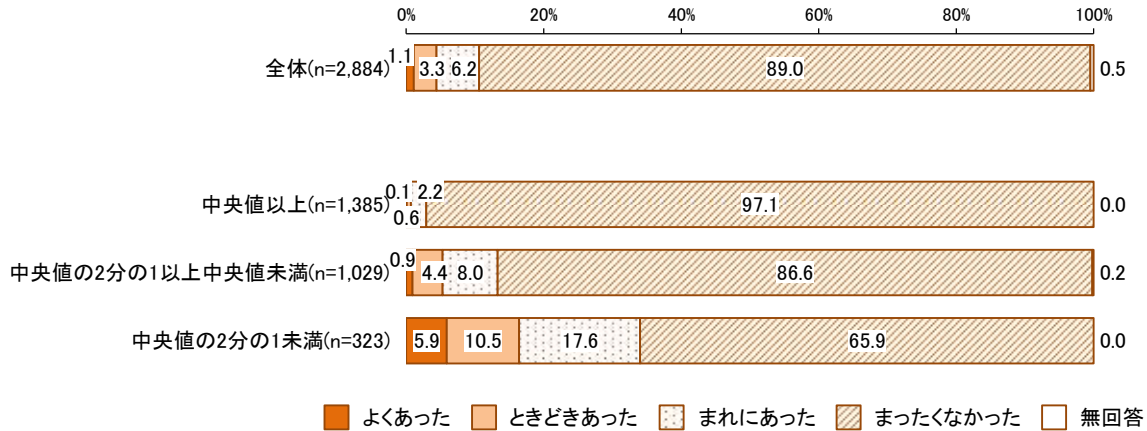
| (n=2,737) |                      | 世帯人数 |       |       |      |      |       | 8人以上  |   |
|-----------|----------------------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|---|
|           |                      | 2人   | 3人    | 4人    | 5人   | 6人   | 7人    |       |   |
| 世帯収入(手取り) | 50万円未満               | 6件   | 8件    | 8件    | 4件   | -    | -     | -     | 等価世帯収入が中央値の2分の1(137.5万円)未満<br>323件(11.8%)                 |
|           | 50~100万円未満           | 10件  | 13件   | 11件   | 6件   | 2件   | -     | -     |   |
|           | 100~150万円未満          | 13件  | 25件   | 12件   | 5件   | 3件   | 1件    | -     |   |
|           | 150~200万円未満          | 13件  | 20件   | 24件   | 7件   | 2件   | -     | -     |   |
|           | 200~250万円未満          | 12件  | 33件   | 30件   | 15件  | 2件   | -     | 3件    |   |
|           | 250~300万円未満          | 10件  | 21件   | 41件   | 15件  | 11件  | 1件    | -     | 等価世帯収入が中央値の2分の1(137.5万円)以上中央値(275.0万円)未満<br>1,029件(37.6%) |
|           | 300~350万円未満          | 8件   | 39件   | 46件   | 34件  | 9件   | 6件    | 1件    |   |
|           | 350~400万円未満          | 3件   | 36件   | 83件   | 38件  | 13件  | 4件    | 4件    |   |
|           | 400~450万円未満          | 4件   | 43件   | 91件   | 49件  | 15件  | 4件    | 2件    |   |
|           | 450~500万円未満          | 4件   | 54件   | 132件  | 67件  | 12件  | 5件    | 4件    |   |
|           | 500~600万円未満          | 4件   | 77件   | 217件  | 112件 | 24件  | 3件    | -     | 等価世帯収入が中央値(275.0万円)以上<br>1,385件(50.6%)                    |
|           | 600~700万円未満          | 3件   | 47件   | 157件  | 85件  | 16件  | 6件    | 2件    |   |
|           | 700~800万円未満          | 1件   | 39件   | 150件  | 85件  | 16件  | 4件    | -     |   |
|           | 800~900万円未満          | 1件   | 26件   | 82件   | 59件  | 17件  | -     | -     | 等価世帯収入が中央値(275.0万円)以上<br>1,385件(50.6%)                    |
|           | 900~1000万円未満         | 2件   | 16件   | 59件   | 51件  | 7件   | 4件    | -     |   |
|           | 1000万円以上             | 2件   | 14件   | 97件   | 36件  | 12件  | 6件    | 1件    |   |
|           | 等価世帯収入が中央値の2分の1未満の割合 |      | 43.8% | 19.4% | 6.9% | 7.8% | 18.0% | 18.1% | 47.1%   |



(保護者)問 26 滞納・欠乏経験(食料が買えないこと)(等価世帯収入水準別)

あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(あてはまるもの1つに○)

『あった』(「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」の合計)は、中央値の2分の1未満では34.0%にのぼり、中央値の2分の1以上中央値未満の層と比べても差が大きくなっています。



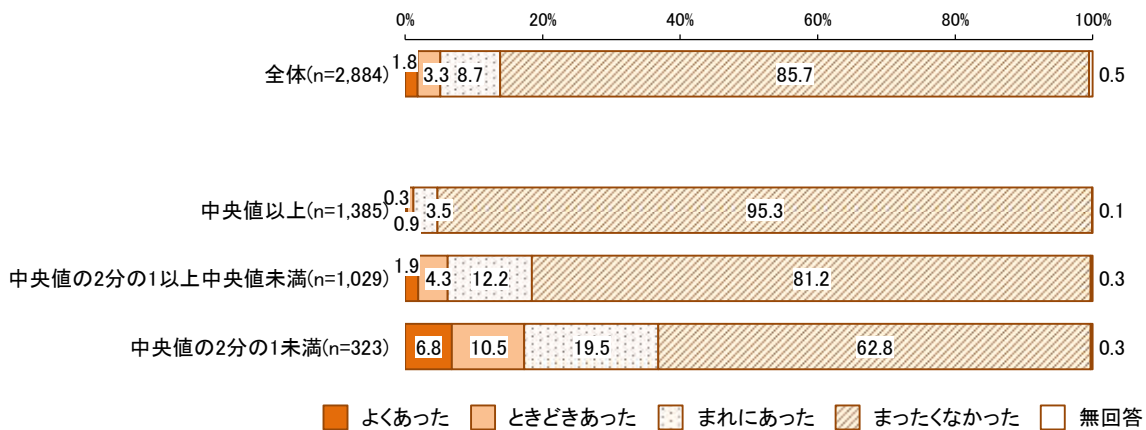
全国調査と比較すると、大きな差はありません。

|           | 全体    | よくあった | ときどきあった | まれにあった | まったくなかった | 無回答  |
|-----------|-------|-------|---------|--------|----------|------|
| 今回調査(中学生) | 1,134 | 1.0   | 3.6     | 6.6    | 88.4     | 0.4  |
| 全国調査      | 2,715 | 1.7   | 2.7     | 6.9    | 87.8     | 0.9  |
| 差         |       | -0.7  | 0.9     | -0.3   | 0.6      | -0.5 |

(保護者)問 27 滞納・欠乏経験(衣服が買えないこと)(等価世帯収入水準別)

あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。(あてはまるもの1つに○)

『あった』は、中央値の2分の1未満では36.8%にのぼり、食料と同様に、中央値の2分の1以上中央値未満の層と比べても差が大きくなっています。



全国調査と比較すると、大きな差はありません。

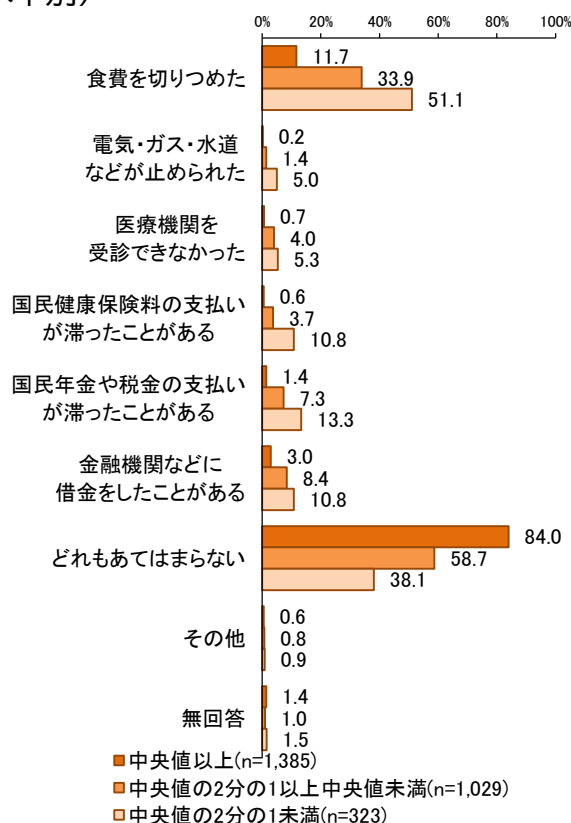
|           | 全体    | よくあった | ときどきあった | まれにあった | まったくなかった | 無回答  |
|-----------|-------|-------|---------|--------|----------|------|
| 今回調査(中学生) | 1,134 | 2.1   | 3.2     | 9.5    | 84.6     | 0.6  |
| 全国調査      | 2,715 | 2.4   | 3.7     | 10.2   | 82.9     | 0.8  |
| 差         |       | -0.3  | -0.5    | -0.7   | 1.7      | -0.2 |



## (保護者)問 28 滞納・欠乏経験(等価世帯収入水準別)

あなたの世帯では、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。過去1年の間でお考えください。(あてはまるものすべてに○)

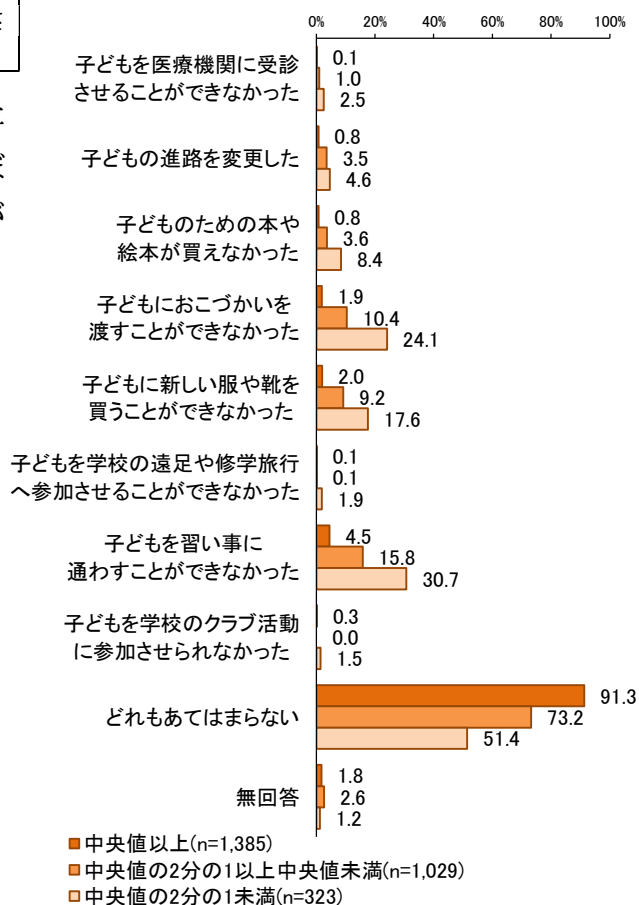
中央値の2分の1未満では半数が「食費を切りつめた」と回答しており、国民健康保険料、年金、税金の支払いが滞った人は1割を超えています。



## (保護者)問 29 子どもに関する経済的な理由による経験(等価世帯収入水準別)

あなたの世帯では、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。(過去1年間でお考えください)(あてはまるものすべてに○)

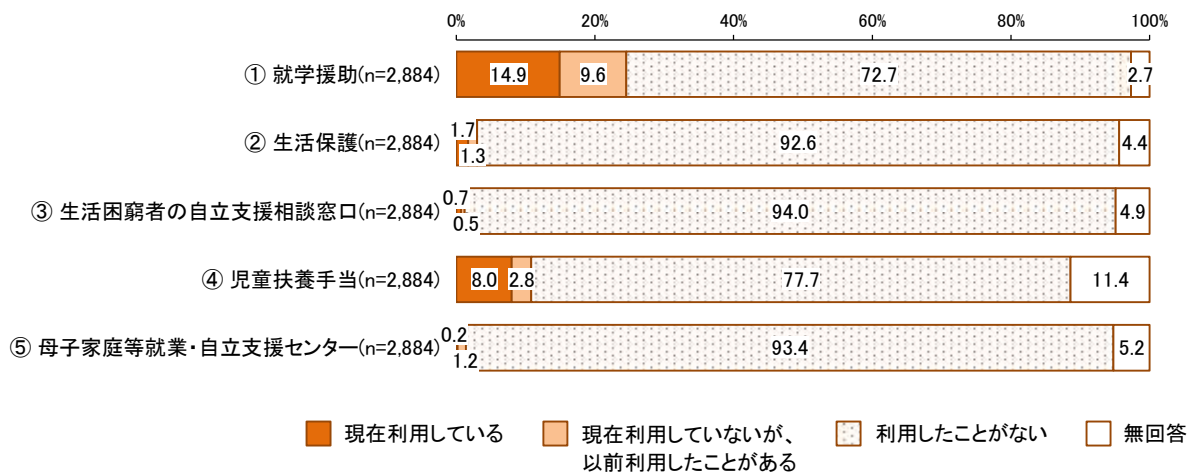
中央値の2分の1未満では、「子どもを習い事に通わすことができなかった」が、約3割にのぼっています。「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」も2割を超えています。



## (保護者)問 32 支援の利用状況

あなたのご家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。(①～⑤それぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○) また、「3 利用したことがない」場合、その理由は何ですか。(1)～(5)のあてはまるもの1つに○)

支援の利用状況について、全ての世帯中『利用したことがある』(「現在利用している」と「現在利用していないが、以前利用したことがある」の合計)と回答した率は、「① 就学援助」が 24.5%、「④ 児童扶養手当」が 10.8%となっており、それ以外は 9 割以上が「利用したことがない」となっています。(ただし、④児童扶養手当、⑤母子家庭等就業・自立支援センターはひとり親家庭等のみが利用できる制度です。)



全国調査と比較すると、「④ 児童扶養手当」以外は、『利用したことがある』が全国と比べて高くなっています。特に「① 就学援助」は 10.7 ポイント高くなっています。

|                    |            | 全体    | 現在利用している | 現在利用していないが、以前利用したことがある | 利用したことがない | 無回答  |
|--------------------|------------|-------|----------|------------------------|-----------|------|
| ① 就学援助             | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 17.8     | 10.7                   | 68.8      | 2.7  |
|                    | 全国調査       | 2,715 | 12.6     | 5.2                    | 78.4      | 3.8  |
|                    | 差          |       | 5.2      | 5.5                    | -9.6      | -1.1 |
| ② 生活保護             | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 2.6      | 1.7                    | 91.1      | 4.6  |
|                    | 全国調査       | 2,715 | 1.0      | 0.7                    | 93.2      | 5.2  |
|                    | 差          |       | 1.6      | 1.0                    | -2.1      | -0.6 |
| ③ 生活困窮者の自立支援相談窓口   | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 0.9      | 0.6                    | 93.2      | 5.3  |
|                    | 全国調査       | 2,715 | 0.1      | 0.4                    | 93.8      | 5.7  |
|                    | 差          |       | 0.8      | 0.2                    | -0.6      | -0.4 |
| ④ 児童扶養手当           | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 10.6     | 2.2                    | 74.5      | 12.7 |
|                    | 全国調査       | 2,715 | 11.9     | 2.6                    | 81.7      | 3.8  |
|                    | 差          |       | -1.3     | -0.4                   | -7.2      | 8.9  |
| ⑤ 母子家庭等就業・自立支援センター | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 0.3      | 1.5                    | 92.3      | 5.9  |
|                    | 全国調査       | 2,715 | 0.3      | 1.1                    | 92.9      | 5.7  |
|                    | 差          |       | 0.0      | 0.4                    | -0.6      | 0.2  |

## 支援を利用したことがない理由(就学援助、児童扶養手当)

「利用したいが、いままでこの支援制度を知らなかったから」や「利用したいが、手続きがわからない、利用しにくいから」は小学生と中学生では10%を下回っています。

### ①就学援助

|           |        |                 | 利用の有無   |          |                        |           | 利用したことがない理由 |         |                            |                           |              |                               |         |      |
|-----------|--------|-----------------|---------|----------|------------------------|-----------|-------------|---------|----------------------------|---------------------------|--------------|-------------------------------|---------|------|
|           |        |                 | 回答者数(n) | 現在利用している | 現在利用していないが、以前利用したことがある | 利用したことがない | 無回答         | 回答者数(n) | 制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから | 利用はできるが、とくに利用したいと思わなかったから | 援制度を知らなかったから | 利用したいが、いままでこの支<br>ない、利用しにくいから | それ以外の理由 | 無回答  |
| 等価世帯収入水準別 | 小学生    | 中央値以上           | 747     | 0.1      | 3.9                    | 93.8      | 2.1         | 701     | 89.0                       | 0.7                       | 0.1          | 0.1                           | 1.3     | 8.7  |
|           |        | 中央値の2分の1以上中央値未満 | 523     | 18.0     | 14.9                   | 65.4      | 1.7         | 342     | 83.9                       | 1.8                       | 1.2          | 0.3                           | 4.7     | 8.2  |
|           |        | 中央値の2分の1未満      | 146     | 60.3     | 8.2                    | 28.1      | 3.4         | 41      | 63.4                       | 4.9                       | 7.3          | 4.9                           | 7.3     | 12.2 |
|           | 中学生    | 中央値以上           | 507     | 0.2      | 7.3                    | 90.7      | 1.8         | 460     | 89.8                       | 0.4                       | -            | 0.7                           | 1.7     | 7.4  |
|           |        | 中央値の2分の1以上中央値未満 | 424     | 21.7     | 17.2                   | 58.7      | 2.4         | 249     | 78.3                       | 4.0                       | 0.4          | 1.2                           | 7.2     | 8.8  |
|           |        | 中央値の2分の1未満      | 151     | 69.5     | 3.3                    | 21.9      | 5.3         | 33      | 54.5                       | 12.1                      | 3.0          | 9.1                           | 6.1     | 15.2 |
|           | 16・17歳 | 中央値以上           | 131     | -        | 6.1                    | 90.8      | 3.1         | 119     | 89.9                       | 0.8                       | -            | 1.7                           | 1.7     | 5.9  |
|           |        | 中央値の2分の1以上中央値未満 | 82      | 15.9     | 26.8                   | 53.7      | 3.7         | 44      | 90.9                       | -                         | -            | 2.3                           | -       | 6.8  |
|           |        | 中央値の2分の1未満      | 26      | 65.4     | 3.8                    | 26.9      | 3.8         | 7       | 42.9                       | 28.6                      | -            | 14.3                          | -       | 14.3 |

### ②児童扶養手当

|      |        | 利用の有無   |          |                        |           | 利用したことがない理由 |         |                            |                           |              |                               |         |      |
|------|--------|---------|----------|------------------------|-----------|-------------|---------|----------------------------|---------------------------|--------------|-------------------------------|---------|------|
|      |        | 回答者数(n) | 現在利用している | 現在利用していないが、以前利用したことがある | 利用したことがない | 無回答         | 回答者数(n) | 制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから | 利用はできるが、とくに利用したいと思わなかったから | 援制度を知らなかったから | 利用したいが、いままでこの支<br>ない、利用しにくいから | それ以外の理由 | 無回答  |
| ひとり親 | 小学生    | 137     | 67.2     | 7.3                    | 19.7      | 5.8         | 27      | 77.8                       | -                         | 3.7          | 3.7                           | 3.7     | 11.1 |
|      | 中学生    | 164     | 71.3     | 6.7                    | 18.9      | 3.0         | 31      | 58.1                       | 9.7                       | -            | -                             | 19.4    | 12.9 |
|      | 16・17歳 | 38      | 50.0     | 15.8                   | 26.3      | 7.9         | 10      | 70.0                       | -                         | -            | 10.0                          | -       | 20.0 |

## ●「世帯の状況」の概要

回答者の世帯人数をみると、「4人」が4割台、「5人」と「3人」がそれぞれ2割前後となっています。家族構成では「母親」が97.7%、「父親」が82.6%となっております。

ひとり親の養育費受取状況をみると、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が4割程度、「取り決めをしており、養育費を受け取っている」が2割程度となっており、養育費を受け取っていない人は65.5%となっています。

家庭で使用している言語をみると、大多数の家庭が日本語のみで生活をしており、日本語以外の言語を使用している家庭は3.0%となっています。

保護者の学歴をみると、母親は「短大・高専・専門学校(専攻科)まで」、父親は「大学またはそれ以上」が、それぞれ最も高くなっています。

世帯収入をみると、「500～600万円未満」が15.4%で最も高くなっており、450～900万円の間に全体の半数以上が収まっています。等価世帯収入の中央値の2分の1の数値(手取り)は137.50万円となっています。

滞納・欠乏経験(食料が買えない、衣服が買えない)については、『あった』が中央値の2分の1未満の層でそれぞれ3割台となっており、他の滞納・欠乏経験では「食費を切りつめた」が特に多くなっています。また、はく奪指標についてみると、中央値の2分の1未満の層で「子どもを習い事に通わすことができなかった」が約3割、「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」が2割台と多くなっています。

支援の利用状況をみると、『利用したことがある』は「就学援助」が24.5%、「児童扶養手当」が10.8%となっており、それ以外の支援は殆ど利用されていません。利用したことがない理由としては、どの制度においても「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから」が8割前後となっています。

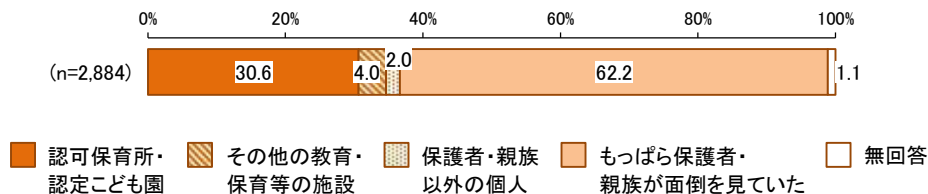
世帯人数別の世帯収入の回答者数によると、世帯収入が中央線の2分の1未満の世帯の割合が、世帯人数が2人及び8人以上の場合は40%を超えています。

### (3)子どもの学習、進路

#### (保護者)問 11 幼児期の教育(0-2 歳)

調査対象のお子さんが0～2歳の間に通っていた教育・保育施設等でもっとも主なもの（期間が長いもの）をお答えください。（あてはまるもの1つに○）

「もっぱら保護者・親族が面倒を見ていた」が 62.2%で最も高く、次いで「認可保育所・認定こども園」が 30.6%となっています。



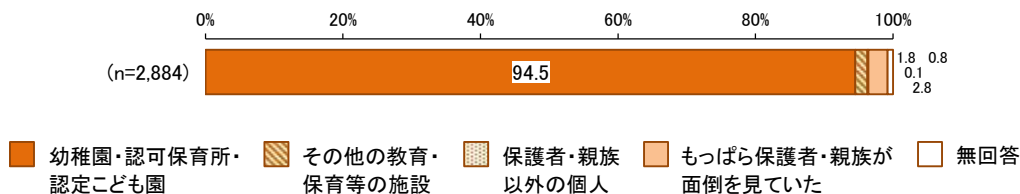
全国調査と比較すると、「認可保育所・認定こども園」は 2.0 ポイント低く、「もっぱら保護者・親族が面倒を見ていた」は 2.5 ポイント高くなっています。

|           | 全体    | 認可保育所・認定こども園 | その他の教育・保育等の施設 | 保護者・親族以外の個人 | もっぱら保護者・親族が面倒を見ていた | 無回答  |
|-----------|-------|--------------|---------------|-------------|--------------------|------|
| 今回調査（中学生） | 1,134 | 29.8         | 4.1           | 2.1         | 63.2               | 0.8  |
| 全国調査      | 2,715 | 31.8         | 4.8           | 1.7         | 60.7               | 1.1  |
| 差         |       | -2.0         | -0.7          | 0.4         | 2.5                | -0.3 |

#### (保護者)問 12 幼児期の教育(3-5 歳)

調査対象のお子さんが3～5歳の間に通っていた教育・保育施設等でもっとも主なもの（期間が長いもの）をお答えください。（あてはまるもの1つに○）

「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が 94.5%で最も高く、次いで「もっぱら保護者・親族が面倒を見ていた」が 2.8%となっています。



全国調査と比較すると、幼児期の教育(3-5 歳)において大きな差はありません。

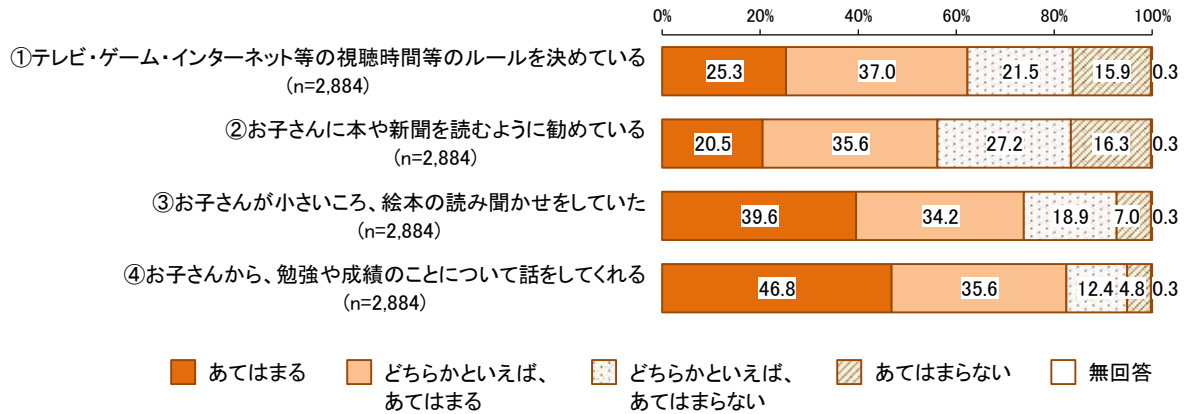
|           | 全体    | 幼稚園・認可保育所・認定こども園 | その他の教育・保育等の施設 | 保護者・親族以外の個人 | もっぱら保護者・親族が面倒を見ていた | 無回答  |
|-----------|-------|------------------|---------------|-------------|--------------------|------|
| 今回調査（中学生） | 1,134 | 94.5             | 1.7           | 0.1         | 3.2                | 0.5  |
| 全国調査      | 2,715 | 94.4             | 3.5           | 0.1         | 1.3                | 0.7  |
| 差         |       | 0.1              | -1.8          | 0.0         | 1.9                | -0.2 |

### (保護者)問 13 保護者の関わり方

保護者の方とお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらい当てはまりますか。(①～④それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

保護者の関わり方で『あてはまる』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計)の回答割合は、以下の順番に高くなっています。

- ④お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる(82.4%)
- ③お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた(73.8%)
- ①テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている(62.3%)
- ②お子さんに本や新聞を読むように勧めている(56.1%)



全国調査と比較すると、『あてはまる』は、「④お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる」は全国調査を上回っていますが、それ以外の項目は全国調査を下回っています。

|                                   |            | 全体    | あてはまる | どちらかといえば、あてはまる | どちらかといえば、あてはまらない | あてはまらない | 無回答  |
|-----------------------------------|------------|-------|-------|----------------|------------------|---------|------|
| ①テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 16.1  | 37.5           | 27.2             | 19.1    | 0.1  |
|                                   | 全国調査       | 2,715 | 24.5  | 37.6           | 22.3             | 15.0    | 0.6  |
|                                   | 差          |       | -8.4  | -0.1           | 4.9              | 4.1     | -0.5 |
| ②お子さんに本や新聞を読むように勧めている             | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 15.1  | 36.4           | 29.6             | 18.7    | 0.2  |
|                                   | 全国調査       | 2,715 | 22.4  | 37.9           | 24.8             | 14.3    | 0.6  |
|                                   | 差          |       | -7.3  | -1.5           | 4.8              | 4.4     | -0.4 |
| ③お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた         | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 39.3  | 34.3           | 18.8             | 7.5     | 0.1  |
|                                   | 全国調査       | 2,715 | 45.9  | 32.3           | 16.1             | 5.1     | 0.6  |
|                                   | 差          |       | -6.6  | 2.0            | 2.7              | 2.4     | -0.5 |
| ④お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる       | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 47.4  | 34.2           | 12.6             | 5.6     | 0.1  |
|                                   | 全国調査       | 2,715 | 45.0  | 33.4           | 14.8             | 6.3     | 0.6  |
|                                   | 差          |       | 2.4   | 0.8            | -2.2             | -0.7    | -0.5 |

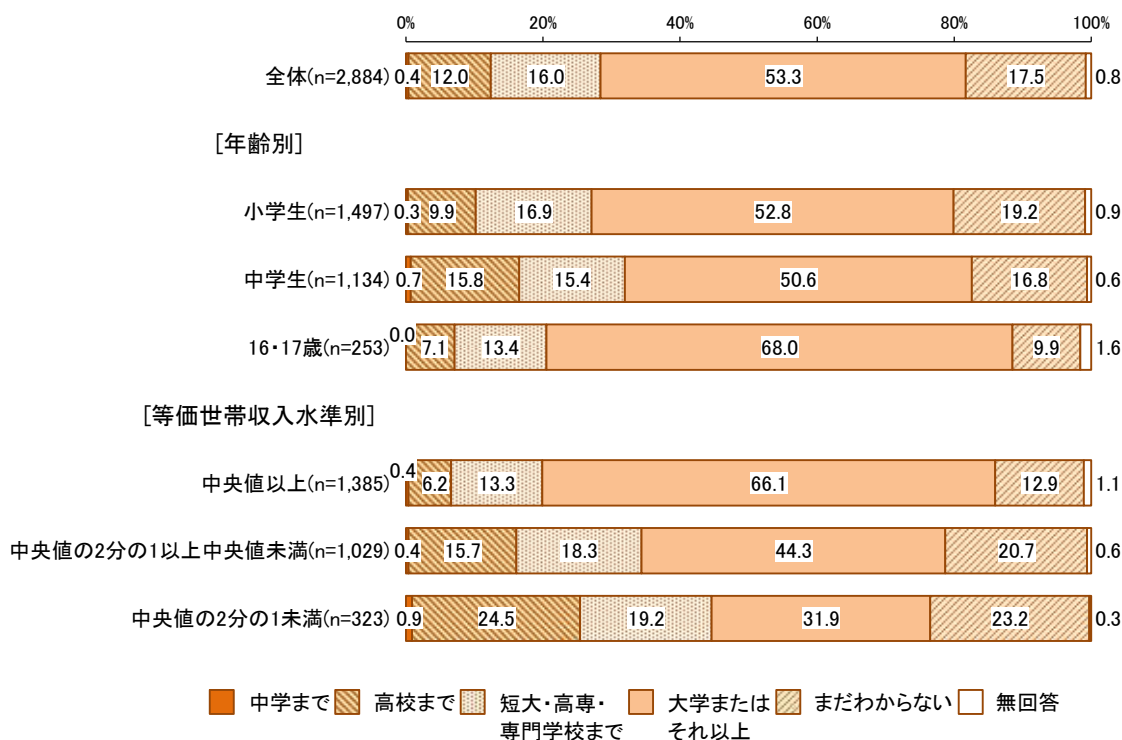
## (保護者)問 20 進学の見通し(等価世帯収入水準別)

お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。(あてはまるもの1つに○)

全体では「大学またはそれ以上」が 53.3%で最も高く、次いで「まだわからない」が 17.5%、「短大・高専・専門学校まで」が 16.0%、「高校まで」が 12.0%となっています。

子どもの年齢別にみると、16・17歳では「大学またはそれ以上」が68.0%で、小学生・中学生に比べて高くなっています。

等価世帯収入水準別にみると、中央値以上では「大学またはそれ以上」が 66.1%であるのに対して、中央値の2分の1未満では 31.9%と倍以上の開きがあります。



全国調査と比較すると、「大学またはそれ以上」はほぼ同じですが、「まだわからない」が 4.0 ポイント高くなっています。

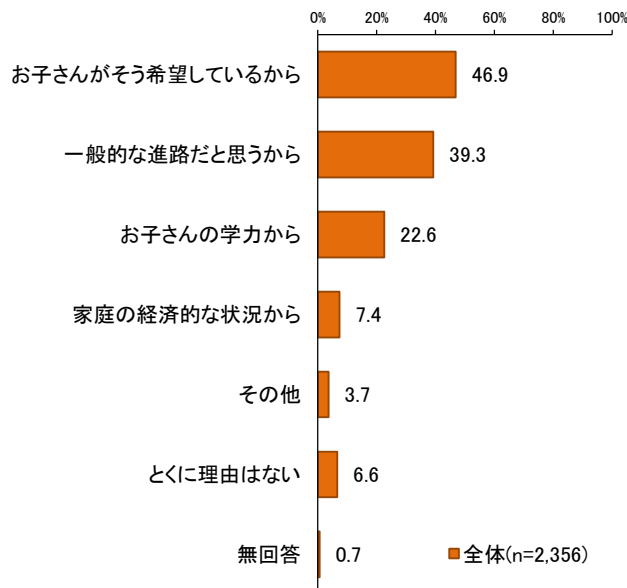
|           | 全体    | 中学まで | 高校まで | 短大・高専・専門学校まで | 大学またはそれ以上 | まだわからない | 無回答 |
|-----------|-------|------|------|--------------|-----------|---------|-----|
| 今回調査(中学生) | 1,134 | 0.7  | 15.8 | 15.4         | 50.6      | 16.8    | 0.6 |
| 全国調査      | 2,715 | 0.5  | 16.3 | 19.7         | 50.1      | 12.8    | 0.6 |
| 差         |       | 0.2  | -0.5 | -4.3         | 0.5       | 4.0     | 0.0 |

## (保護者)問 21 想定する進学先の理由

問20で1～4と答えた場合、その理由は何ですか。(1～5については、あてはまるものすべてに○)

※質問中「問 20 で1～4と答えた場合」とは、子どもの将来の進学先について「中学まで」「高校まで」「短大・高専・専門学校まで」「大学またはそれ以上」のいずれかを回答した人のことです。

「お子さんがそう希望しているから」が 46.9%で最も高く、次いで「一般的な進路だと思うから」が 39.3%、「お子さんの学力から」が 22.6%となっています。



全国調査と比較すると、「一般的な進路だと思うから」は 6.2 ポイント高くなっていますが、それ以外はいずれも低くなっており、特に「お子さんの学力から」は 11.7 ポイントの差となっています。

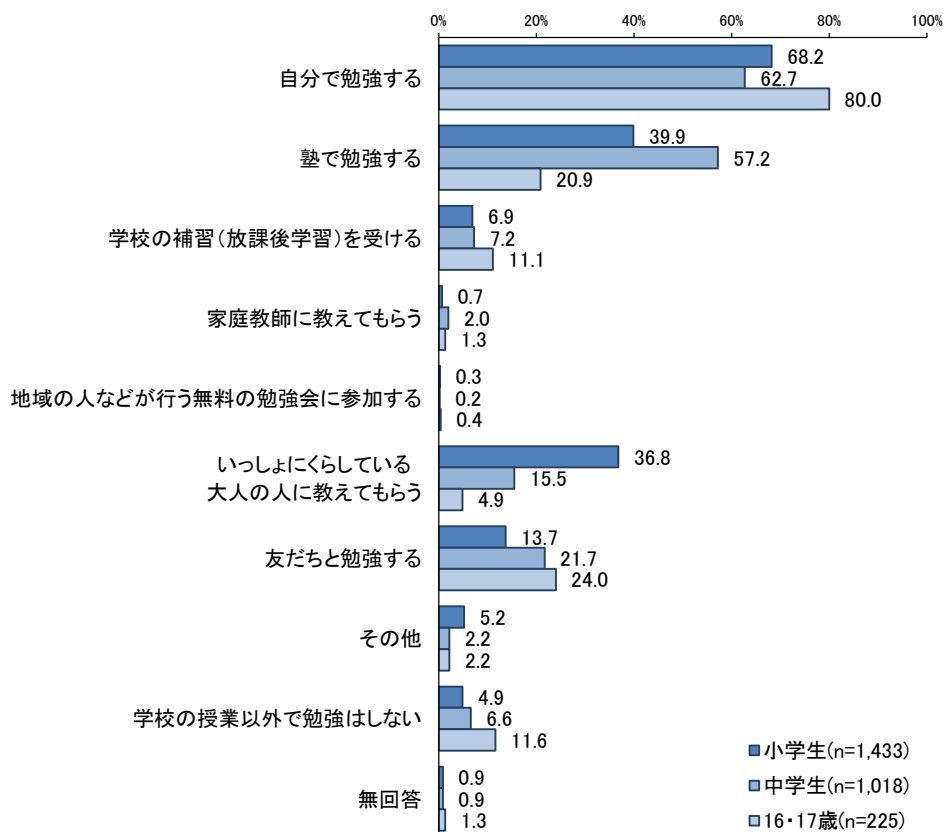
|            | 全体    | お子さんが<br>そう希望し<br>ているから | 一般的な進<br>路だと思<br>うから | お子さんの<br>学力から | 家庭の経済<br>的な状況か<br>ら | その他  | とくに理由<br>はない | 無回答 |
|------------|-------|-------------------------|----------------------|---------------|---------------------|------|--------------|-----|
| 今回調査 (中学生) | 936   | 49.1                    | 34.7                 | 24.9          | 8.9                 | 3.6  | 5.7          | 0.5 |
| 全国調査       | 2,351 | 53.2                    | 28.5                 | 36.6          | 12.3                | 3.8  | 3.7          | 0.3 |
| 差          |       | -4.1                    | 6.2                  | -11.7         | -3.4                | -0.2 | 2.0          | 0.2 |



## (小中学生/16・17歳)問2・問3 授業以外の学習環境

(学校に在籍している方へお聞きします)あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。  
 ※勉強には学校の宿題もふくみます。(1～8については、あてはまるものすべてに○)

子どもの年齢を問わず「自分で勉強する」が高いですが、特に16・17歳の割合が高く、「塾で勉強する」は中学生が、「いっしょにくらしている大人の人に教えてもらう」は小学生が高くなっています。



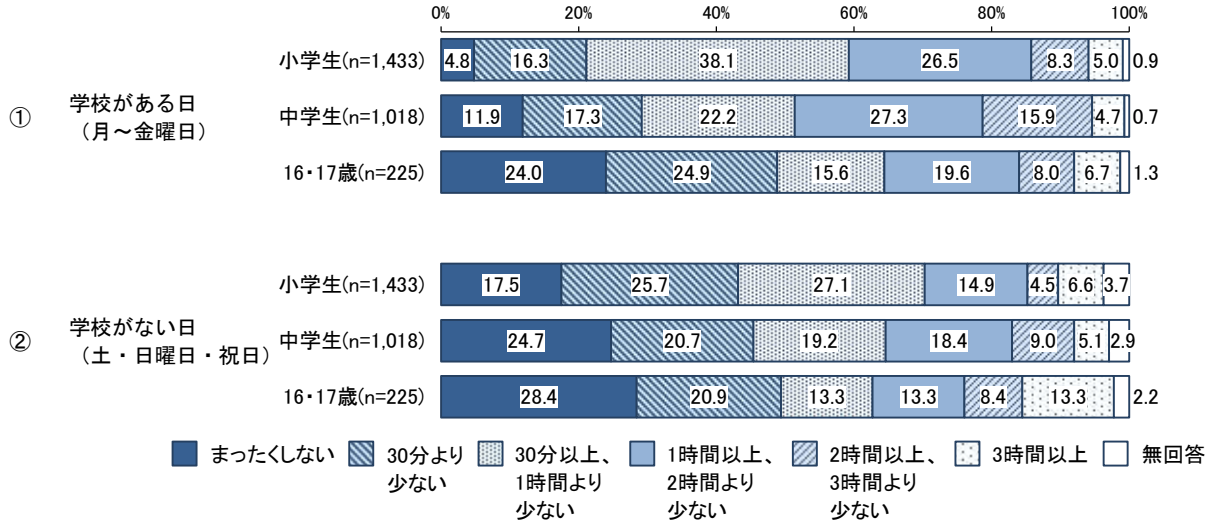
全国調査と比較すると、「自分で勉強する」「いっしょにくらしている大人の人に教えてもらう」「友だちと勉強する」は、全国に比べて低く、「塾で勉強する」は高くなっています。

|           | 全体    | 自分で勉強する | 塾で勉強する | 友だちと勉強する | いっしょにくらしている大人の人に教えてもらう | 学校の補習(放課後学習)を受ける | 家庭教師に教えてもらう | 地域の人などが行う無料の勉強会に参加する | その他  | 学校の授業以外で勉強はしない | 無回答 |
|-----------|-------|---------|--------|----------|------------------------|------------------|-------------|----------------------|------|----------------|-----|
| 今回調査(中学生) | 1,018 | 62.7    | 57.2   | 21.7     | 15.5                   | 7.2              | 2.0         | 0.2                  | 2.2  | 6.6            | 0.9 |
| 全国調査      | 2,715 | 76.7    | 47.2   | 26.5     | 24.4                   | 4.9              | 2.7         | 0.9                  | 4.9  | 4.9            | 0.7 |
| 差         |       | -14.0   | 10.0   | -4.8     | -8.9                   | 2.3              | -0.7        | -0.7                 | -2.7 | 1.7            | 0.2 |

### (小中学生/16・17歳)問3・問4 授業以外の学習時間

あなたは、ふだん学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。※学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間もふくみます。(①、②それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

学校がある日、ない日ともに、子どもの学年が上がるほど、「まったくしない」の割合が高くなっていきます。一方で、16・17歳は「3時間以上」の割合は、小学生・中学生よりも高くなっており、学年が上がるほど、勉強時間が二極化している傾向がうかがえます。



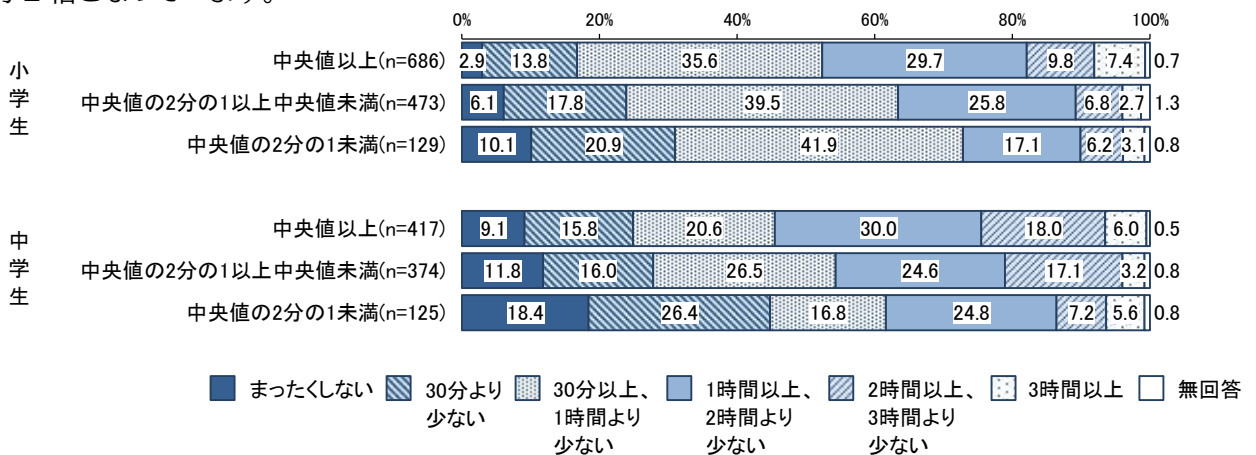
学校がある日、ない日ともに、全国調査に比べて、「まったくしない」「30分より少ない」の割合が高くなっています。

|                     |            | 全体    | まったくしない | 30分より少ない | 30分以上、1時間より少ない | 1時間以上、2時間より少ない | 2時間以上、3時間より少ない | 3時間以上 | 無回答  |
|---------------------|------------|-------|---------|----------|----------------|----------------|----------------|-------|------|
| ① 学校がある日 (月～金曜日)    | 今回調査 (中学生) | 1,018 | 11.9    | 17.3     | 22.2           | 27.3           | 15.9           | 4.7   | 0.7  |
|                     | 全国調査       | 2,715 | 5.3     | 15.4     | 28.5           | 32.6           | 12.6           | 4.8   | 0.8  |
|                     | 差          |       | 6.6     | 1.9      | -6.3           | -5.3           | 3.3            | -0.1  | -0.1 |
| ② 学校がない日 (土・日曜日・祝日) | 今回調査 (中学生) | 1,018 | 24.7    | 20.7     | 19.2           | 18.4           | 9.0            | 5.1   | 2.9  |
|                     | 全国調査       | 2,715 | 12.6    | 15.3     | 22.6           | 23.8           | 14.5           | 9.5   | 1.8  |
|                     | 差          |       | 12.1    | 5.4      | -3.4           | -5.4           | -5.5           | -4.4  | 1.1  |

### (小中学生)問3 授業以外の学習時間(等価世帯収入水準別)

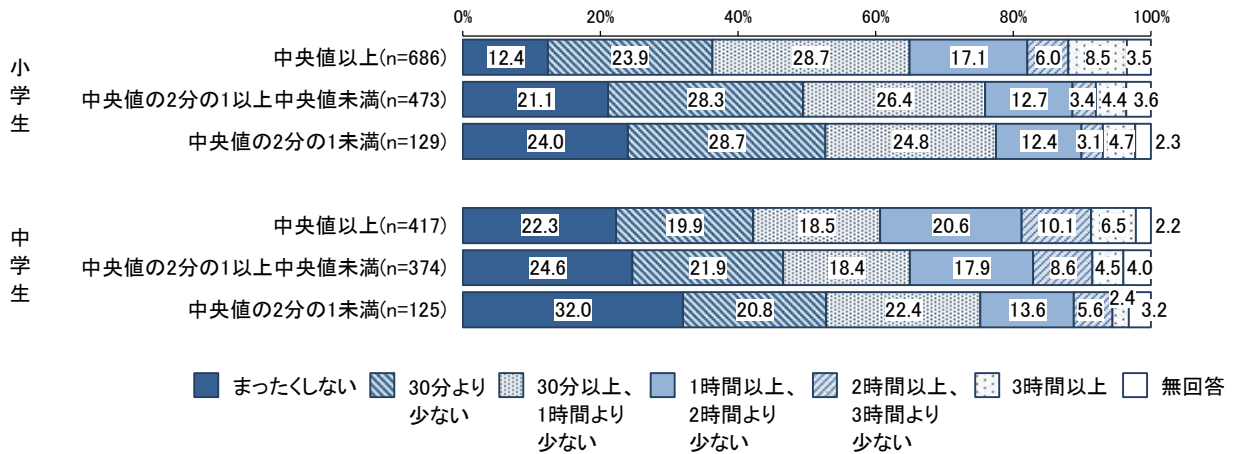
#### ① 学校がある日(月～金曜日)

「まったくしない」「30分より少ない」の割合は、中央値の2分の1未満では中央値以上に比べて約2倍となっています。



## ② 学校がない日(土・日曜日・祝日)

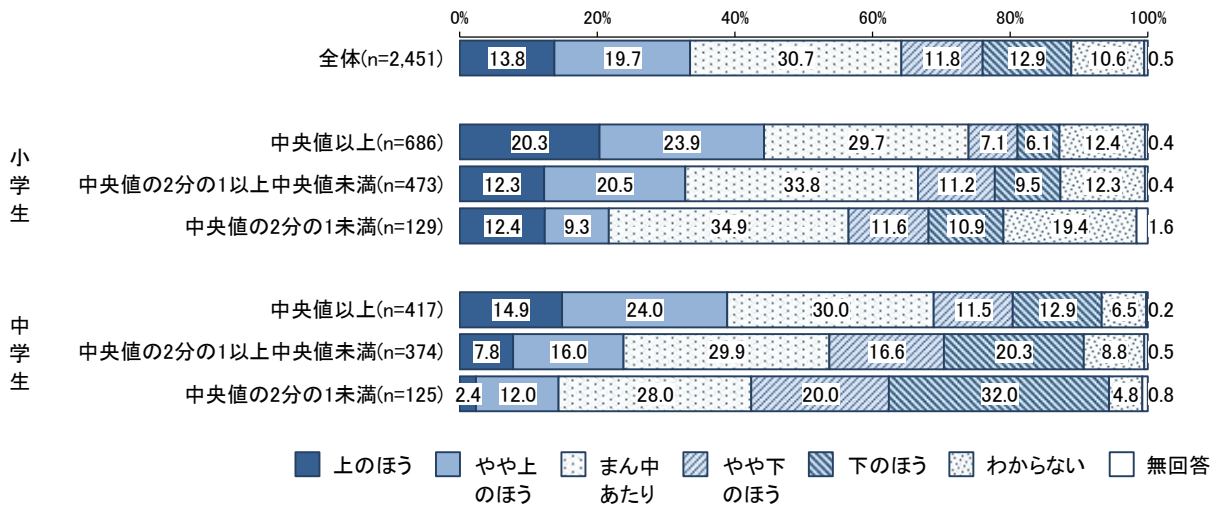
学校がない日もある日と同様の傾向で、「まったくしない」「30分より少ない」の割合は、中央値の2分の1未満で高くなっています。



## (小中学生のみ)問4 学習成績(等価世帯収入水準別)

あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

全体では、『上』(「上のほう」と「やや上のほう」の合計)が 33.5%、「まん中あたり」が 30.7%、『下』(「下のほう」と「やや下のほう」の合計)が 24.7%となっていますが、小学生・中学生とも中央値の2分の1未満は、中央値以上に比べて、『上』の割合が低く、『下』の割合が高くなっています。その差は、小学生よりも中学生において顕著に表れています。



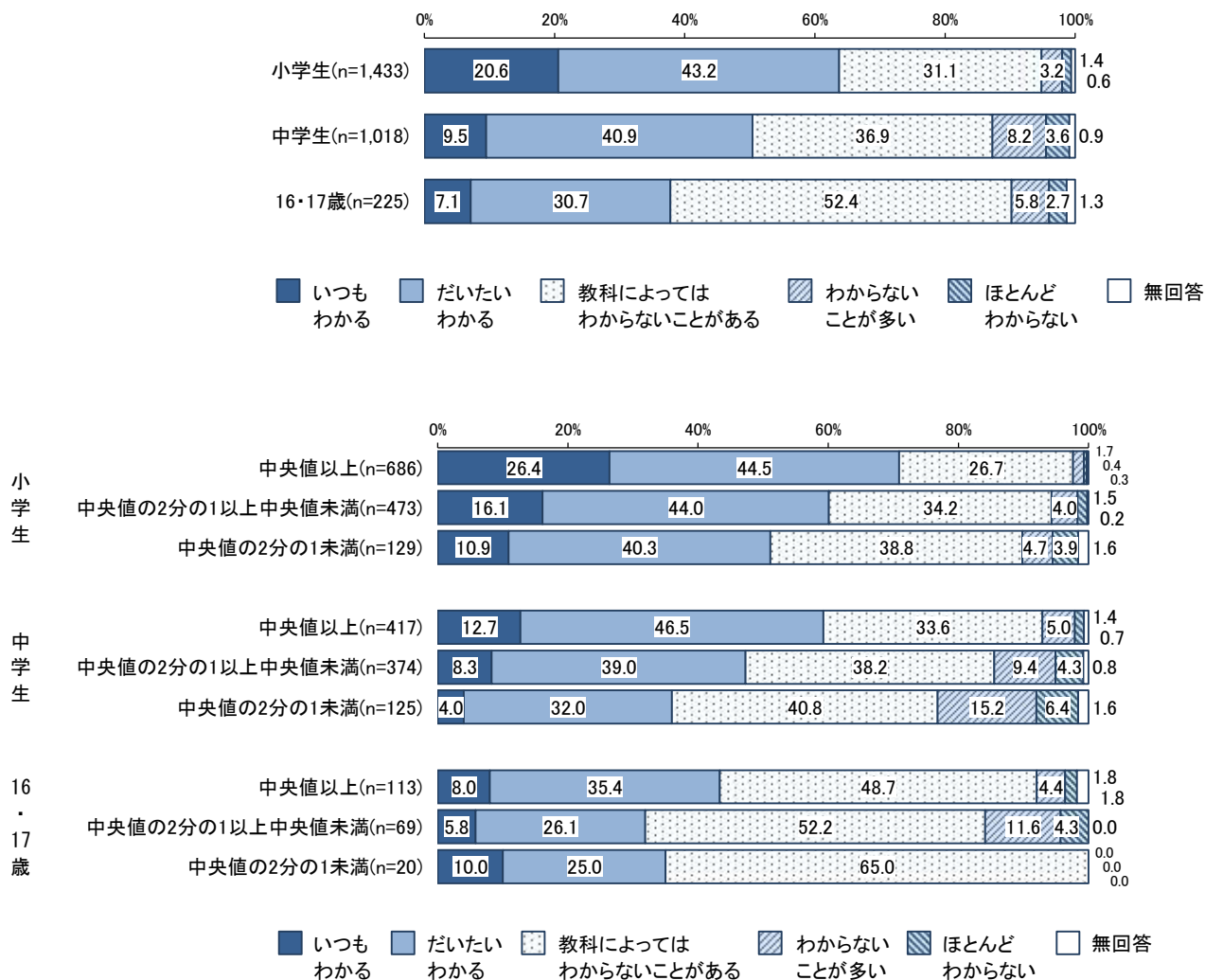
全国調査と比較すると、『上』の割合が低くなっています。

|           | 全体    | 上のほう | やや上のほう | まん中あたり | やや下のほう | 下のほう | わからない | 無回答 |
|-----------|-------|------|--------|--------|--------|------|-------|-----|
| 今回調査(中学生) | 1,018 | 9.9  | 18.6   | 29.9   | 15.5   | 18.8 | 7.0   | 0.4 |
| 全国調査      | 2,715 | 13.4 | 20.8   | 27.8   | 15.7   | 17.3 | 4.8   | 0.2 |
| 差         |       | -3.5 | -2.2   | 2.1    | -0.2   | 1.5  | 2.2   | 0.2 |

## (小中学生/16・17歳)問5 授業の理解度(等価世帯収入水準別)

あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

『わかる』(「いつもわかる」と「だいたいわかる」の合計)は、小学生では 63.8%、中学生では 50.4%、16・17歳では 37.8%で、学年が上がるにつれて割合が低くなっています。いずれの学年も中央値以上と比べて中央値の2分の1未満では『わかる』の割合が顕著に低くなっています。



全国調査と比較すると、『わかる』は 6.0 ポイント高く、「教科によってはわからないことがある」は 7.1 ポイント低くなっています。

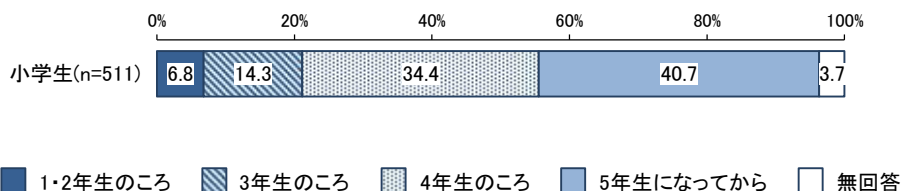
|            | 全体    | いつもわかる | だいたいわかる | 教科によってはわからないことがある | わからないことが多い | ほとんどわからない | 無回答 |
|------------|-------|--------|---------|-------------------|------------|-----------|-----|
| 今回調査 (中学生) | 1,018 | 9.5    | 40.9    | 36.9              | 8.2        | 3.6       | 0.9 |
| 全国調査       | 2,715 | 10.1   | 34.3    | 44.0              | 8.6        | 2.8       | 0.2 |
| 差          |       | -0.6   | 6.6     | -7.1              | -0.4       | 0.8       | 0.7 |

## (小中学生のみ)問 6 授業についていけなくなった時期

問5で「3 教科によってはわからないことがある」「4 わからないことが多い」「5 ほとんどわからない」と答えた人にお聞きします。いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。(あてはまるもの1つに○)

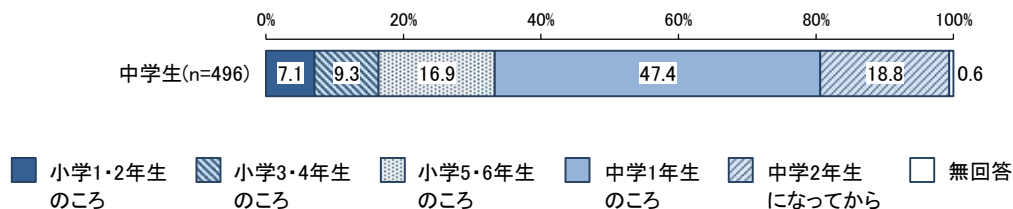
### ① 小学生

「5年生になってから」が40.7%で最も高いですが、「4年生のころ」(34.4%)は、「3年生のころ」(14.3%)に比べて大きく割合が上昇しており、「小4の壁」で学習のつまづきを経験していることがうかがえます。



### ② 中学生

中学生では、小学校段階でついていけなくなったと感じている割合が33.3%です。約半数が「中学1年生のころ」(47.4%)と回答しています。



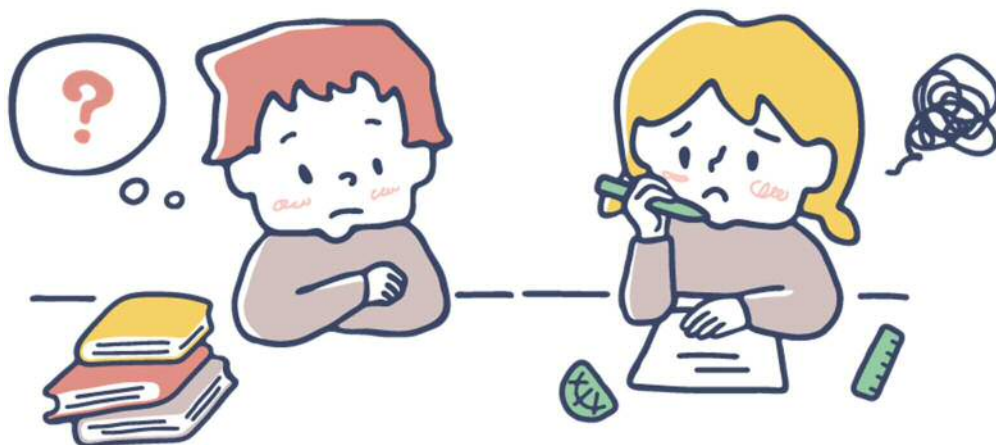
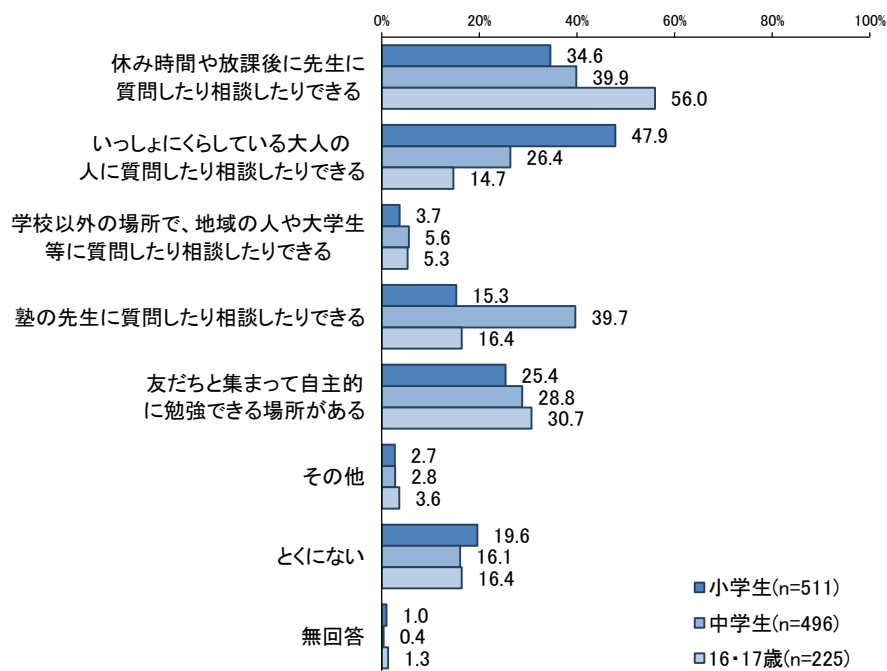
全国調査と比較すると、小学低・中学年の割合がやや高くなっています。

|            | 全体    | 小学1・2年生のころ | 小学3・4年生のころ | 小学5・6年生のころ | 中学1年生のころ | 中学2年生になってから | 無回答 |
|------------|-------|------------|------------|------------|----------|-------------|-----|
| 今回調査 (中学生) | 496   | 7.1        | 9.3        | 16.9       | 47.4     | 18.8        | 0.6 |
| 全国調査       | 1,504 | 3.0        | 6.8        | 17.8       | 50.5     | 21.7        | 0.2 |
| 差          |       | 4.1        | 2.5        | -0.9       | -3.1     | -2.9        | 0.4 |

(小中学生/16・17歳)問7・問6 学校の勉強がわからないときにあればよいこと

あなたは、学校の勉強がわからないとき、どのようなことがあればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

小学生では「いっしょにくらしている大人の人に質問したり相談したりできる」が47.9%で最も高く、中学生では「休み時間や放課後に先生に質問したり相談したりできる」と「塾の先生に質問したり相談したりできる」がほぼ同じ割合で高くなっています。16・17歳では「休み時間や放課後に先生に質問したり相談したりできる」が56.0%と高くなっています。



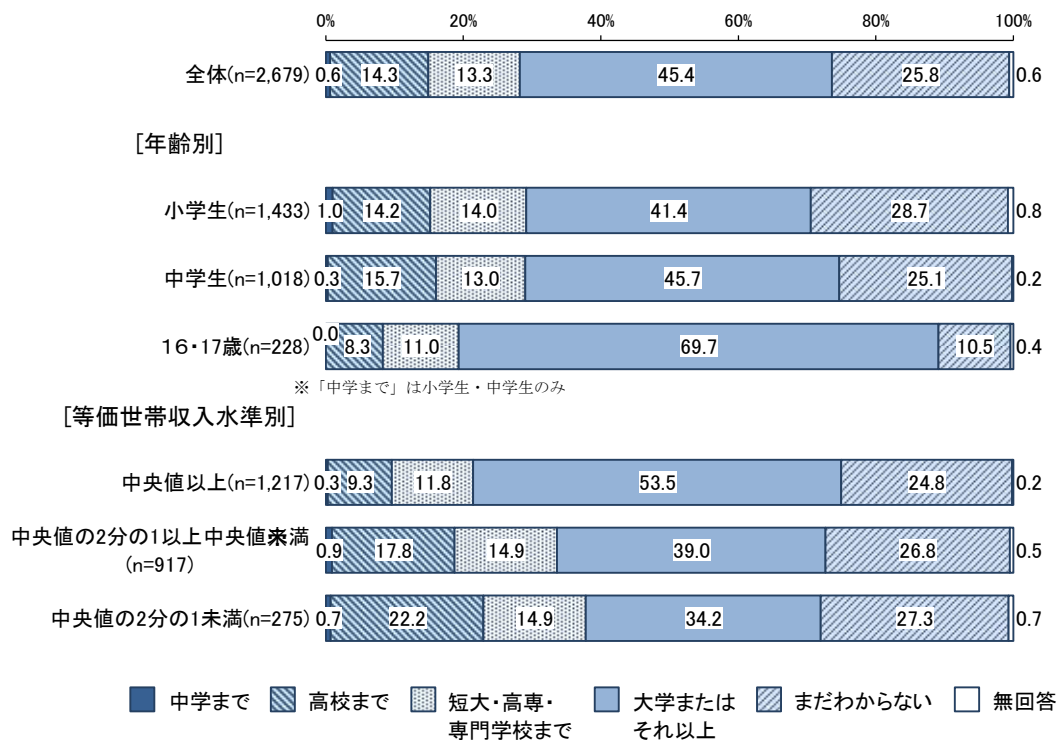


## (小中学生/16・17歳)問8・問9 進学希望(等価世帯収入水準別)

あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。(あてはまるもの1つに○)

全体では「大学またはそれ以上」は45.4%ですが、16・17歳では「大学またはそれ以上」は69.7%と大幅に高くなっています。

等価世帯収入水準別にみると、「大学またはそれ以上」は中央値以上と中央値の2分の1未満では約20ポイントの差がみられています。



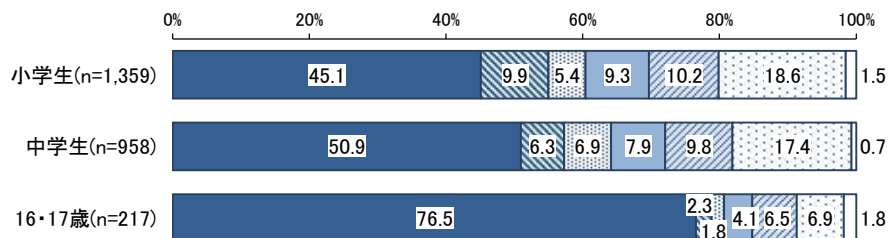
全国調査と比較すると、「大学またはそれ以上」は4.0ポイント低くなっており、「まだわからない」が6.9ポイント高くなっています。

|           | 全体    | 中学まで | 高校まで | 短大・高専・専門学校まで | 大学またはそれ以上 | まだわからない | 無回答  |
|-----------|-------|------|------|--------------|-----------|---------|------|
| 今回調査(中学生) | 1,018 | 0.3  | 15.7 | 13.0         | 45.7      | 25.1    | 0.2  |
| 全国調査      | 2,715 | 0.3  | 14.8 | 16.3         | 49.7      | 18.2    | 0.7  |
| 差         |       | 0.0  | 0.9  | -3.3         | -4.0      | 6.9     | -0.5 |

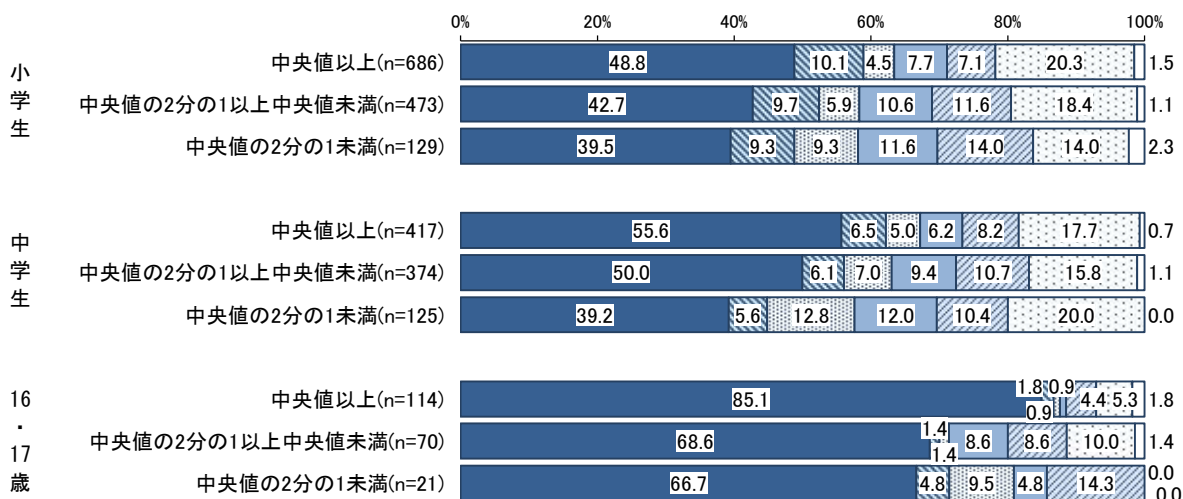
## 保護者と子どもの進学希望の一致・不一致の状況(等価世帯収入水準別)

保護者と子どもで、進学希望が一致しているのは、学年が上がるほど高くなっています。

等価世帯収入水準別にみると、いずれの学年も中央値の2分の1未満は、中央値以上に比べて、保護者と子どもの希望が一致している割合が低くなっています。



■ 教育段階一致 ■ 保護者の方が高い段階 ■ 子どもの方が高い段階 ■ 保護者・子どもともに未定 ■ 保護者未定 ■ 子ども未定 □ 無回答



■ 教育段階一致 ■ 保護者の方が高い段階 ■ 子どもの方が低い段階 ■ 保護者・子どもともに未定 ■ 保護者未定 ■ 子ども未定 □ 無回答

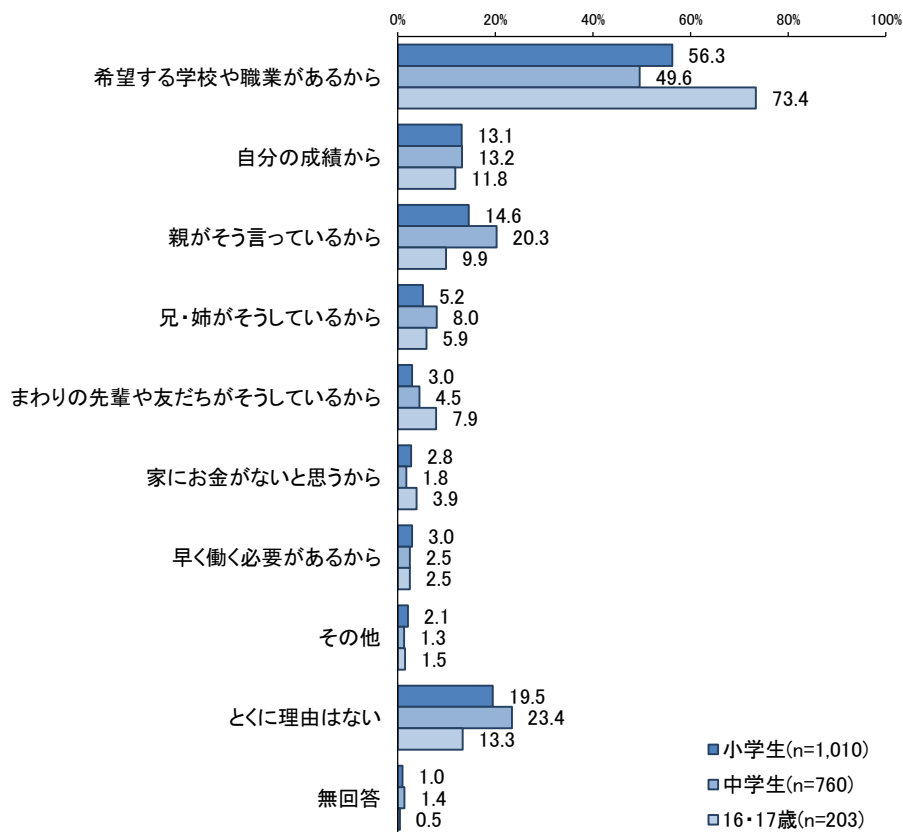


## (小中学生/16・17歳)問9・問10 想定する進学先の理由

問8/問9で1~4と答えた場合、その理由を教えてください。(1~8については、あてはまるものすべてに○)

※質問中「問8・9で1~4と答えた場合」とは、将来の進学先について「中学まで」「高校まで」「短大・高専・専門学校まで」「大学またはそれ以上」のいずれかを回答した人のことです。

いずれの学年も「希望する学校や職業があるから」が最も高くなっていますが、特に16・17歳は73.4%と高くなっています。小学生・中学生では「親がそう言っているから」が2番目に高い理由となっています。



全国調査と比較すると、「自分の成績から」、「希望する学校や職業があるから」はそれぞれ 5.7 ポイント、4.3 ポイント低く、「とくに理由はない」が 6.4 ポイント高くなっています。

|            | 全体    | 希望する学校や職業があるから | 親がそう言っているから | 自分の成績から | 兄・姉がそうしているから | まわりの先輩や友だちがそうしているから | 早く働く必要があるから | 家にお金がないと思うから | その他  | とくに理由はない | 無回答 |
|------------|-------|----------------|-------------|---------|--------------|---------------------|-------------|--------------|------|----------|-----|
| 今回調査 (中学生) | 760   | 49.6           | 20.3        | 13.2    | 8.0          | 4.5                 | 2.5         | 1.8          | 1.3  | 23.4     | 1.4 |
| 全国調査       | 2,200 | 53.9           | 18.5        | 18.9    | 5.9          | 5.7                 | 4.1         | 3.3          | 8.9  | 17.0     | 1.3 |
| 差          |       | -4.3           | 1.8         | -5.7    | 2.1          | -1.2                | -1.6        | -1.5         | -7.6 | 6.4      | 0.1 |

## ●「子どもの学習、進路」の概要

幼児期の教育では、0～2歳の間は「もっぱら保護者・親族が面倒を見ていた」が約6割、「認可保育所・認定こども園」は約3割となっています。3～5歳になると「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が94.5%となり、大多数が幼稚園・認可保育所・認定こども園で教育を受けています。

保護者の関わり方をみると、「勉強や成績のことについて話をしてくれる」、「絵本の読み聞かせをしていた」、「テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている」、「本や新聞を読むように勧めている」の順に、『あてはまる』の割合が高くなっています。

進学についてみると、「大学またはそれ以上」が半数以上で、「短大・高専・専門学校まで」と「高校まで」がそれぞれ1割程度であり、「まだわからない」が17.5%となっています。収入水準の高い層ほど「大学またはそれ以上」が高く、高学歴を目指す傾向にあります。また、想定する進学先の理由としては、「お子さんがそう希望しているから」が46.9%、「一般的な進路だと思うから」が39.3%となっています。

子どもの授業以外の学習環境をみると、子どもの年齢を問わず「自分で勉強する」が最も高く、学習時間は学校がある日、学校がない日両方で、収入水準の高い層ほど学習時間が多くなる傾向にあります。

子どもの学習成績は『上』が33.5%、「まん中あたり」が30.7%、『下』が24.7%となっています。また、授業の理解度については『わかる』は、小学生で63.8%、中学生で50.4%、16・17歳で37.8%と、学年が上がるほど割合が低くなっています。一方で、授業についていけなくなった時期については、小学生は「5年生になってから」、中学生は「中学1年生のころ」がそれぞれ多くなっています。学校の勉強がわからないときにあればよいことについては、小学生では「いっしょにくらしている大人の人に質問したり相談したりできる」、中学生では「休み時間や放課後に先生に質問したり相談したりできる」と「塾の先生に質問したり相談したりできる」、16・17歳では「休み時間や放課後に先生に質問したり相談したりできる」が、それぞれ最も多くなっています。

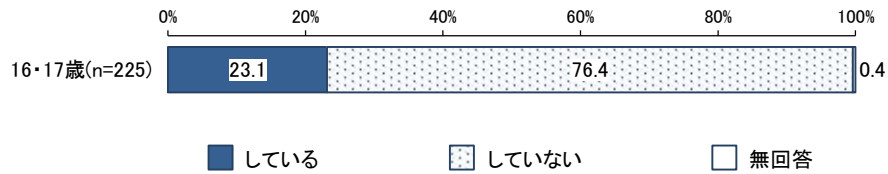
子どもの進学希望については、「大学またはそれ以上」が45.4%で最も高く、「短大・高専・専門学校まで」と「高校まで」がそれぞれ1割程度であり、「まだわからない」が25.8%となっています。収入水準の高い層ほど「大学またはそれ以上」が高くなっています。保護者と子どもの進学の考えについては「教育段階一致」が小学生と中学生で約半数、16・17歳で7割台となっています。また、想定する進学先の理由については、子どもの年齢を問わず「希望する学校や職業があるから」が半数以上で最も高く、「とくに理由はない」が1～2割程度となっています。

## (4)子どもの生活面

### (16・17歳のみ)問7 アルバイトの有無

あなたは、アルバイトをしていますか。(あてはまるもの1つに○)

「している」が23.1%、「していない」が76.4%となっています。

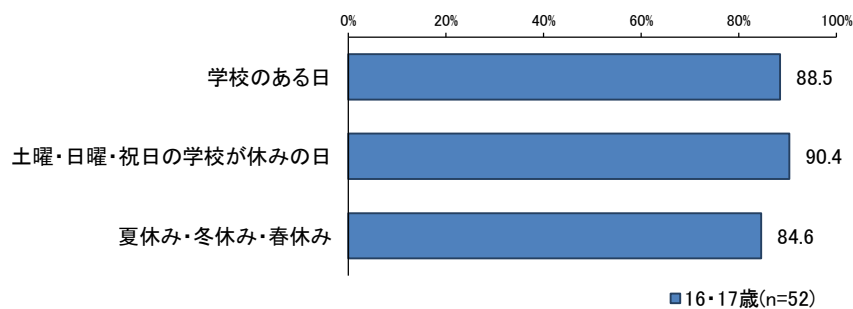


### (16・17歳のみ)問8 アルバイトの頻度・目的

あなたのアルバイトについてお聞きます。

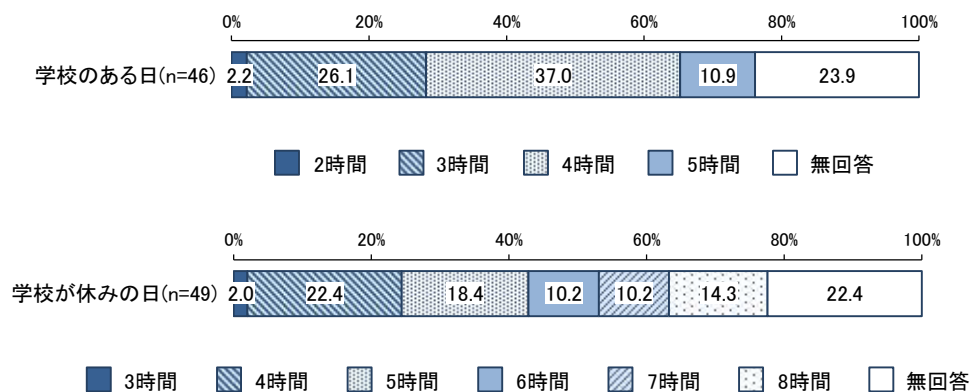
#### ① アルバイトをしている日

「土曜・日曜・祝日の学校が休みの日」が90.4%で最も高く、次いで「学校のある日」が88.5%、「夏休み・冬休み・春休み」が84.6%となっています。



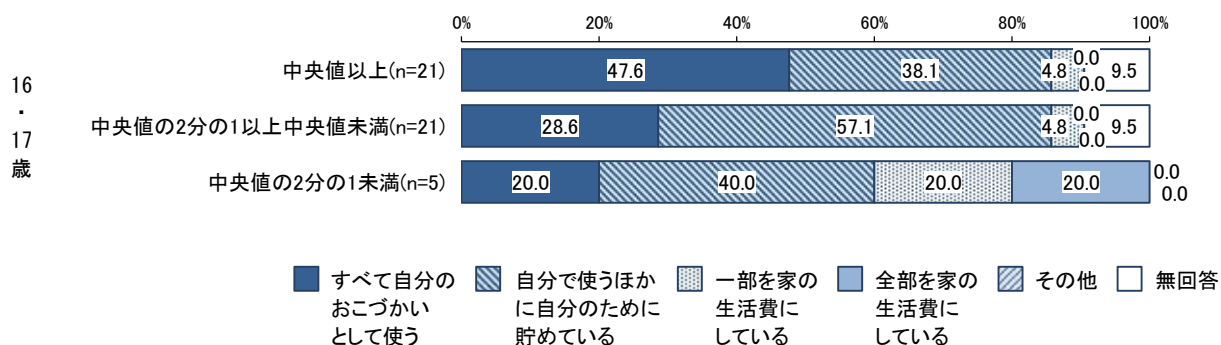
#### ② アルバイトの時間数 - 学校のある日・学校が休みの日

学校のある日は「4時間」(37.0%)が最も高いですが、学校が休みの日では5時間以上53.1%で半数を超えています。



### ③ アルバイト代の使いみち(等価世帯収入水準別)

「すべて自分のおこづかいとして使う」は、中央値以上では半数近くを占めていますが、世帯収入が低いほど、その割合が低くなっています。いずれの世帯収入層でも「一部を家の生活費にしている」の回答が1人ずつみられ、中央値の2分の1未満では「全部を家の生活費にしている」の回答も1人みられます。

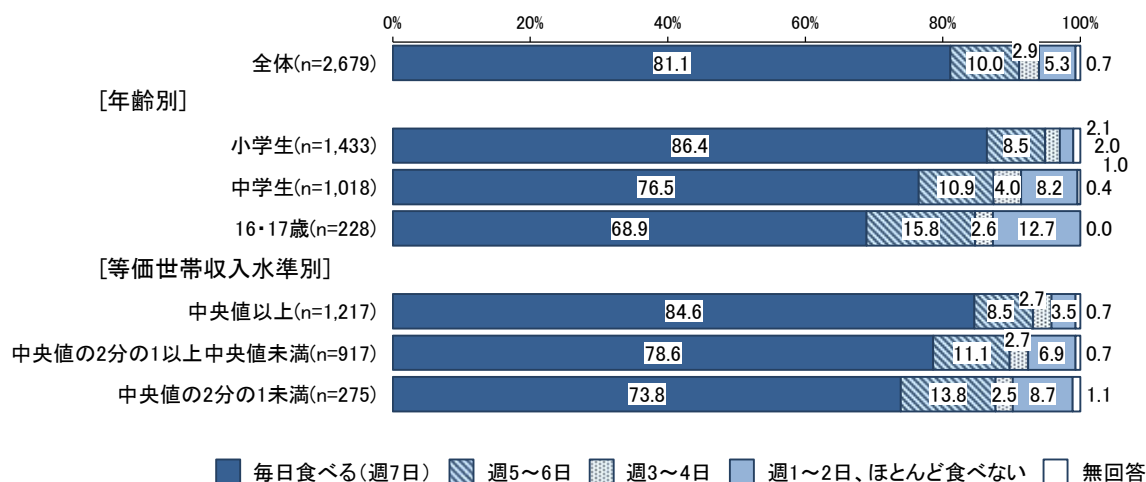


### (小中学生/16・17歳)問10・問11 食事の頻度(等価世帯収入水準別)

あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。(①～③それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

#### ① 朝食

朝食の欠食状況は、学年が上がるほど高くなる傾向であるのに加えて、世帯収入が低くなるほど、欠食率が高い傾向もみられます。



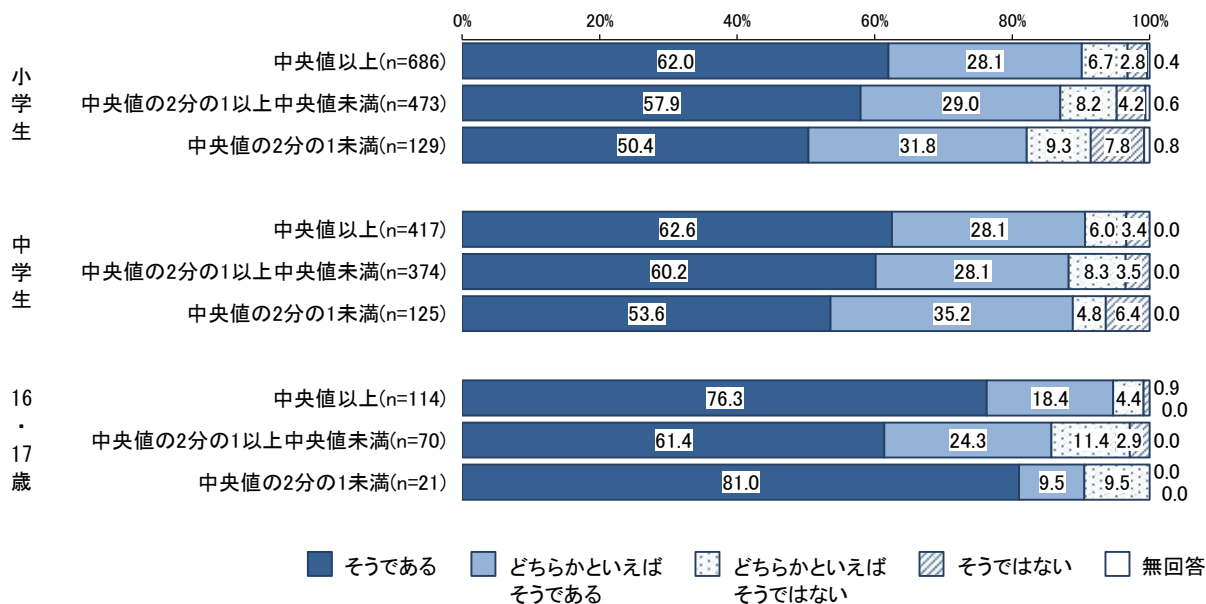
全国調査と比較すると、いずれの食事でも欠食率がやや高い傾向です。

|                   |           | 全体    | 毎日食べる(週7日) | 週5～6日 | 週3～4日 | 週1～2日、ほとんど食べない | 無回答 |
|-------------------|-----------|-------|------------|-------|-------|----------------|-----|
| ① 朝食              | 今回調査(中学生) | 1,018 | 76.5       | 10.9  | 4.0   | 8.2            | 0.4 |
|                   | 全国調査      | 2,715 | 82.0       | 10.3  | 2.8   | 4.6            | 0.3 |
|                   | 差         |       | -5.5       | 0.6   | 1.2   | 3.6            | 0.1 |
| ② 夕食              | 今回調査(中学生) | 1,018 | 97.2       | 2.1   | 0.2   | 0.2            | 0.4 |
|                   | 全国調査      | 2,715 | 97.9       | 1.4   | 0.3   | 0.0            | 0.4 |
|                   | 差         |       | -0.7       | 0.7   | -0.1  | 0.2            | 0.0 |
| ③ 夏休みや冬休みなどの期間の昼食 | 今回調査(中学生) | 1,018 | 85.4       | 9.1   | 3.3   | 1.7            | 0.5 |
|                   | 全国調査      | 2,715 | 89.1       | 7.1   | 2.7   | 0.6            | 0.5 |
|                   | 差         |       | -3.7       | 2.0   | 0.6   | 1.1            | 0.0 |

(小中学生/16・17 歳)問 11・問 12 起床時刻の規則性(平日ほぼ同じ時間に起きているか)(等価世帯収入水準別)

あなたは、ふだん(月曜日～金曜日)、ほぼ同じ時間に起きていますか。(あてはまるもの1つに○)

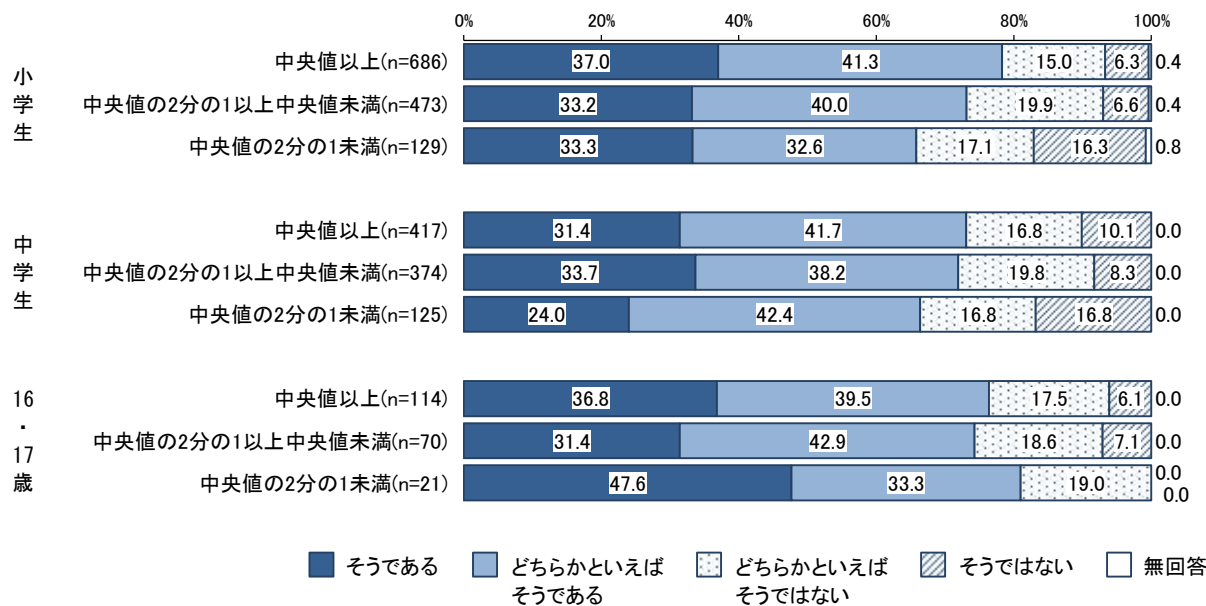
起床時間の規則性は、小学生・中学生では世帯収入が低いほど同じ時間に起きている割合が低くなっていますが、16・17 歳ではその傾向はみられません。



(小中学生/16・17 歳)問 12・問 13 就寝時間の規則性(平日ほぼ同じ時間に寝ているか)(等価世帯収入水準別)

あなたは、ふだん(月曜日～金曜日)、ほぼ同じ時間に寝ていますか。(あてはまるもの1つに○)

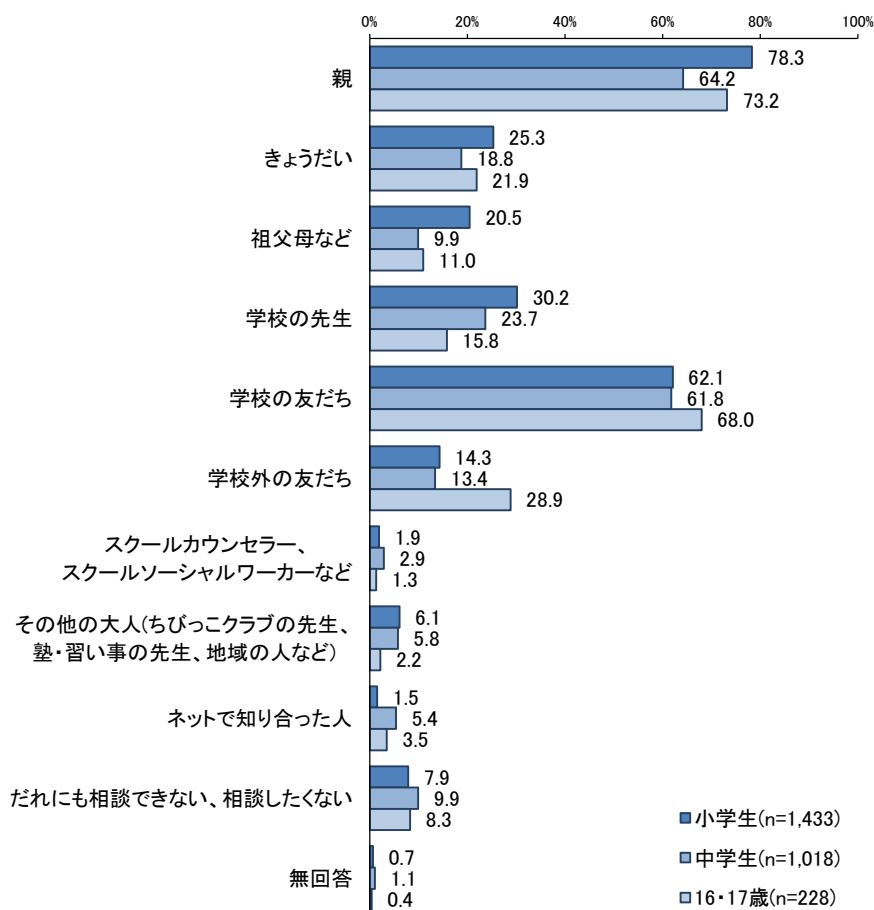
就寝時間の規則性も起床時間と同様の傾向です。



## (小中学生/16・17歳)問13・問14 困った時の相談相手

あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。(1～9については、あてはまるものすべてに○)

いずれの学年も「親」が最も高く、次いで「学校の友だち」となっています。「学校の先生」は学年が上がるほど割合が低くなっています。16・17歳では「学校外の友だち」が、「親」「学校の友だち」に次いで高くなっています。



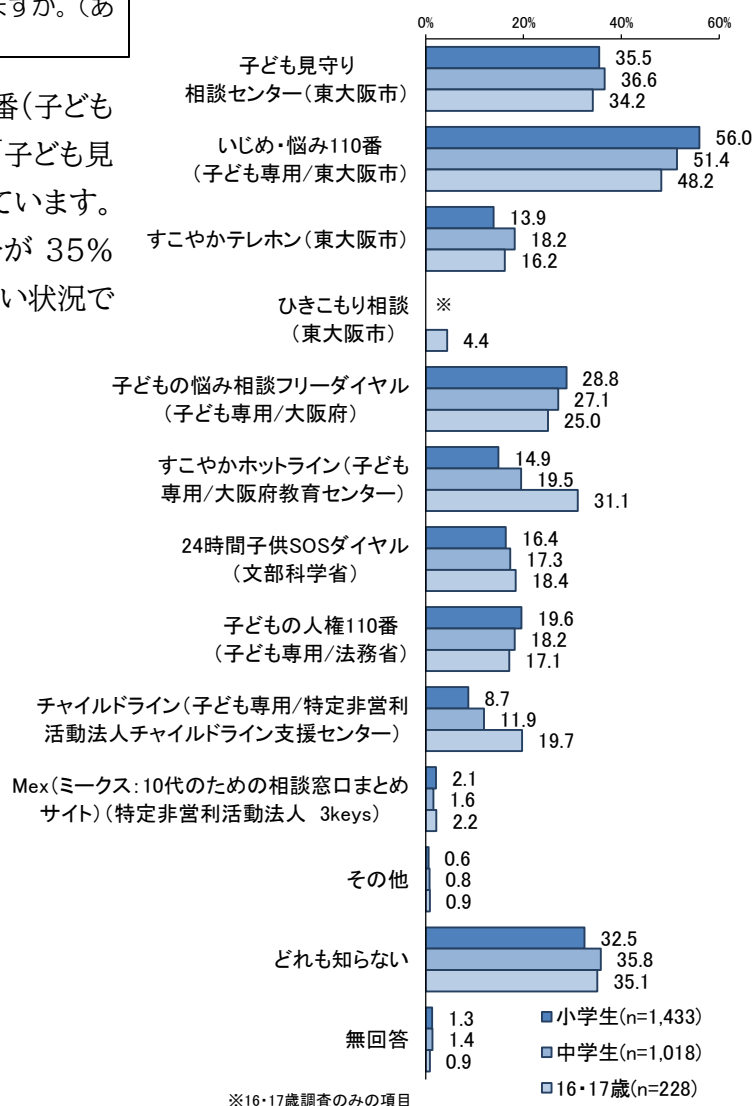
全国調査と比較すると、「学校の友だち」が 5.5 ポイント低く、それ以外の相談相手もやや低い傾向です。

|           | 全体    | 親    | 学校の友だち | 学校の先生 | きょうだい | 学校外の友だち | 祖父母など | その他の大人(ちびっこクラブの先生、塾・習い事の先生、地域の人など) | ネットで知り合った人 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど | だれにも相談できない、相談したくない | 無回答 |
|-----------|-------|------|--------|-------|-------|---------|-------|------------------------------------|------------|----------------------------|--------------------|-----|
| 今回調査(中学生) | 1,018 | 64.2 | 61.8   | 23.7  | 18.8  | 13.4    | 9.9   | 5.8                                | 5.4        | 2.9                        | 9.9                | 1.1 |
| 全国調査      | 2,715 | 65.1 | 67.3   | 23.4  | 21.0  | 13.9    | 11.6  | 6.8                                | 5.0        | 4.1                        | 8.9                | 1.0 |
| 差         |       | -0.9 | -5.5   | 0.3   | -2.2  | -0.5    | -1.7  | -1.0                               | 0.4        | -1.2                       | 1.0                | 0.1 |

## (小中学生/16・17歳)問 14・問 15 相談窓口の認知度

あなたは、次のような相談窓口を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

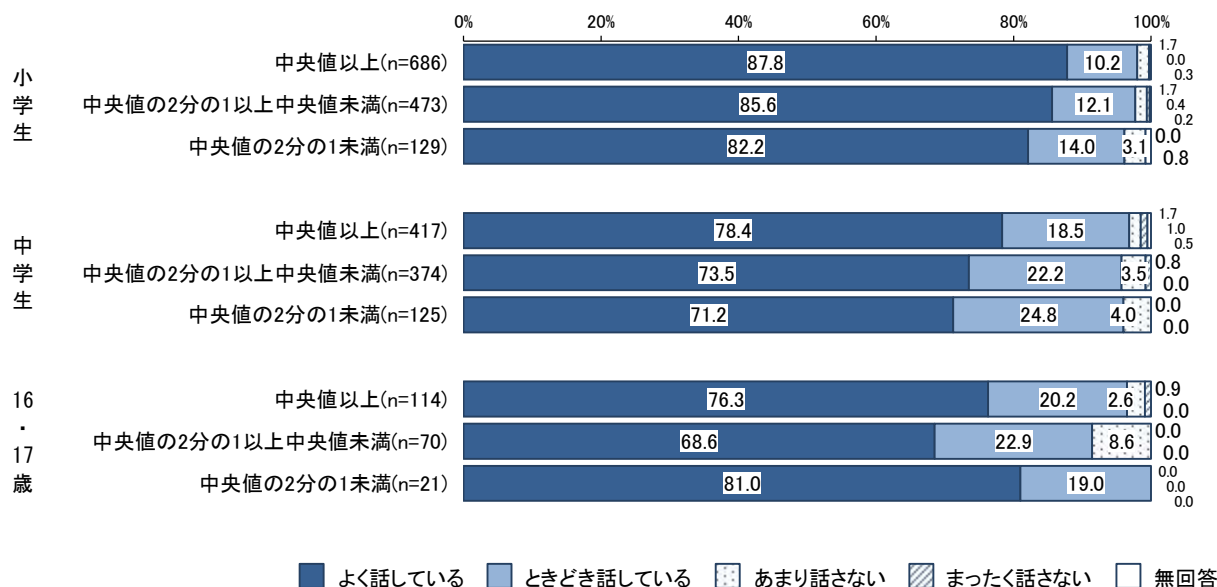
いずれの学年も「いじめ・悩み110番(子ども専用/東大阪市)」が最も高く、次いで「子ども見守り相談センター(東大阪市)」となっています。一方で「どれも知らない」を挙げる割合が35%前後で3分の1は相談窓口を知らない状況です。



## (小中学生/16・17歳)問 15・問 16 保護者との会話の程度(等価世帯収入水準別)

あなたは、いっしょにくらしている大人の人とどのくらい話しますか。(あてはまるもの1つに○)

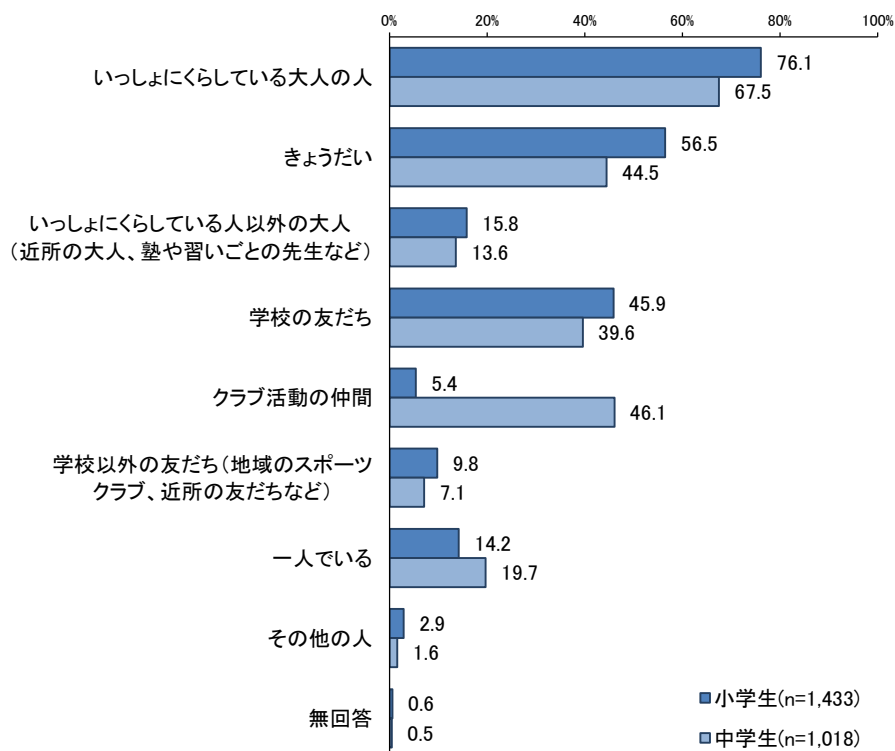
16・17歳では、中央値の2分の1未満で「よく話している」の割合が高くなっています。



## (小中学生のみ)問 16 放課後一緒に過ごす人

あなたは、ふだん(月曜日～金曜日)の放課後、だれと過ごしますか。(あてはまるものすべてに○)

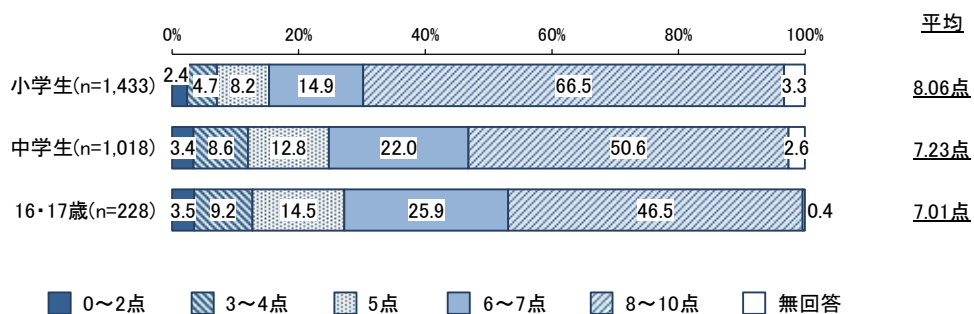
小学生では、いっしょにくらしている大人やきょうだいといった家族の割合が高いですが、中学生では「クラブ活動の仲間」が46.1%と高くなっています。



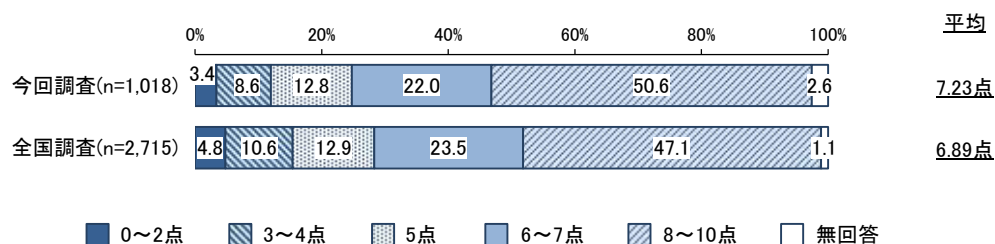
## (小中学生、16・17歳)問 17 主観的幸福感(生活満足度)

全体として、あなたは今の生活に、どのくらい満足していますか。「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している)の数字で教えてください。(あてはまるもの1つに○)

学年が上がるにつれて、主観的幸福感の平均点が下がっています。



全国調査と比較すると、平均点はやや高くなっています。





## (小中学生、16・17歳)問18 子どもの心理的な状態(等価世帯収入水準・世帯の状況別)

以下のそれぞれの質問について、「1 あてはまらない」「2 まああてはまる」「3 あてはまる」のどれかから回答してください。答えに自信がなくても、全部の質問に答えてください。あなたのここ半年くらいのことを考えて答えてください。(①～⑯それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

子どもの心理的な状態を把握するためのSDQ(強さと困難さアンケート)調査項目のうち、情緒(不安や抑うつなど)の問題、仲間関係の問題、向社会性についての項目を調査しました。情緒と仲間関係の問題は点数が高いほど問題性が高く、向社会性は点数が高いほど社会性が高いと考えられます。

### 【情緒】

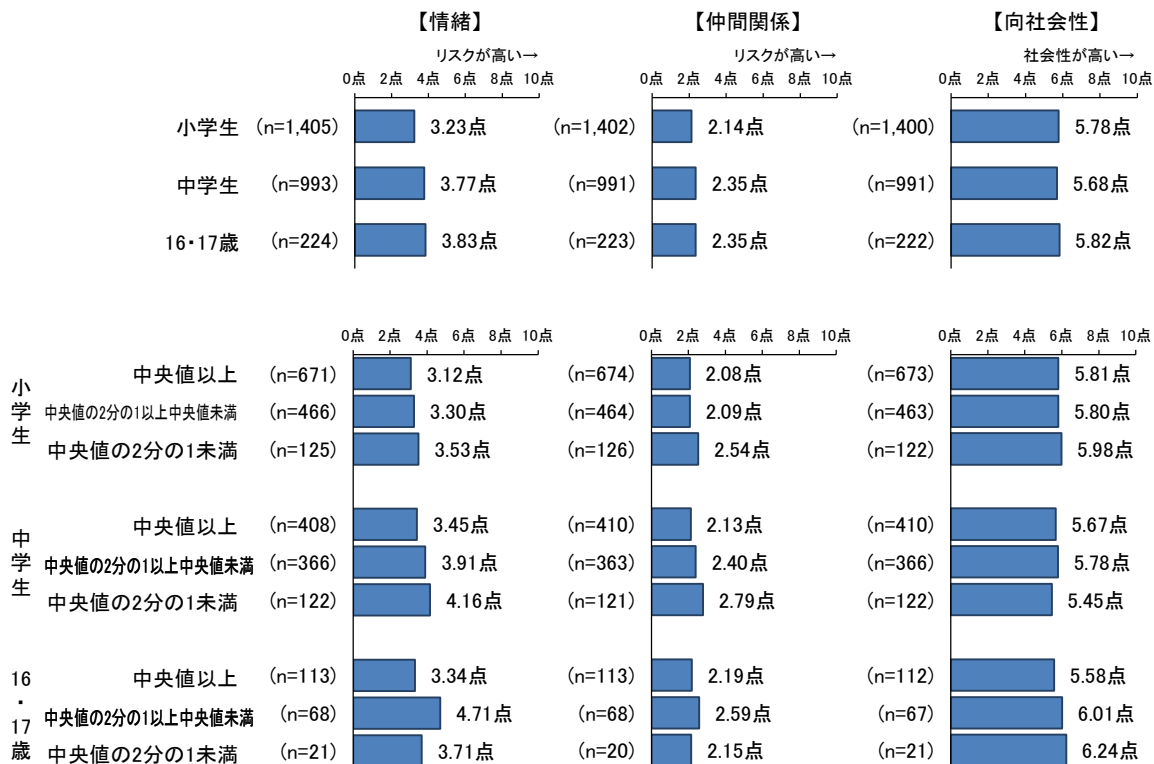
学年が上がるほど、情緒に関するリスクが高くなる傾向がみられています。小学生・中学生では、世帯収入が低いほど、ふたり親よりひとり親の方が、リスクが高い傾向ですが、16・17歳では異なる傾向となっています。

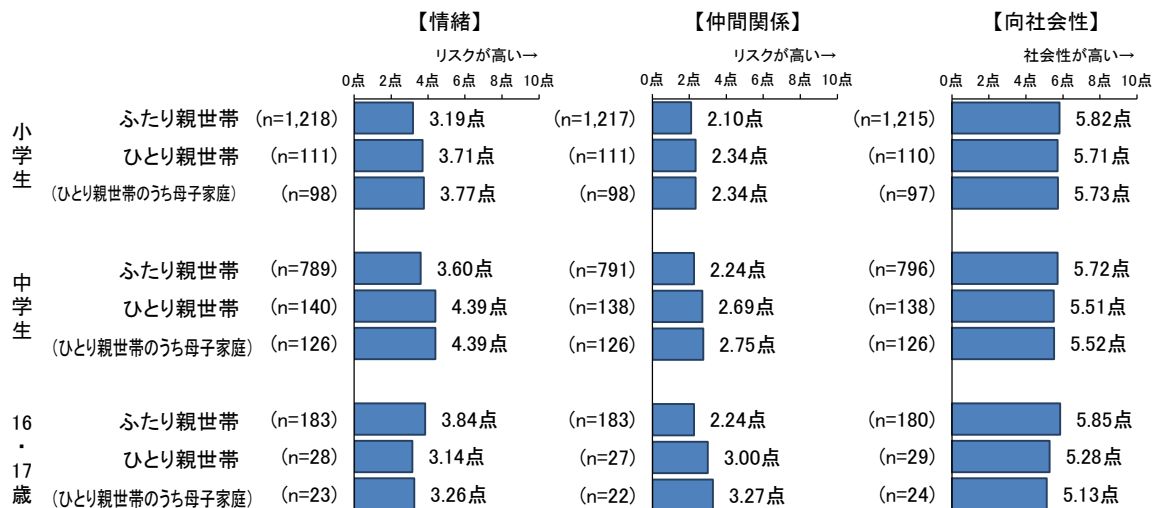
### 【仲間関係】

仲間関係は学年による違いは小さく、小学生・中学生では中央値の2分の1未満でやや高くなっています。

### 【向社会性】

向社会性は、学年による違いは小さく、小学生・中学生では、世帯収入や世帯の状況による違いも小さくなっています。16・17歳では世帯収入が低いほどリスクが低い傾向で、ふたり親の方がややリスクが低くなっています。

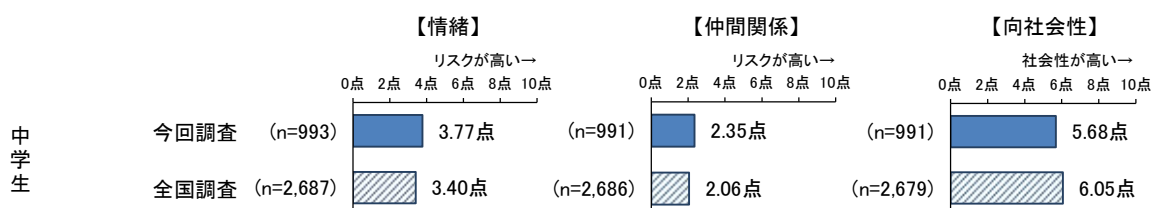




|      |   | 全体    | あてはまらない | まああてはまる | あてはまる | 無回答 |
|------|---|-------|---------|---------|-------|-----|
| 情緒   | ② 私は、よく頭やお腹がいたくなったり、気持ちが悪くなったりする。                 | 2,679 | 53.8    | 29.2    | 15.9  | 1.2 |
|      | ⑤ 私は、心配ごとが多く、いつも不安だ。                              | 2,679 | 54.0    | 30.7    | 14.1  | 1.2 |
|      | ⑧ 私は、落ち込んでしずんでいたり、涙ぐんだりすることがよくある。                 | 2,679 | 54.2    | 29.5    | 15.3  | 1.0 |
|      | ⑩ 私は、新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい。                  | 2,679 | 30.0    | 39.3    | 29.6  | 1.1 |
|      | ⑮ 私は、こわがりで、すぐにおびえたりする。                            | 2,679 | 49.5    | 32.1    | 17.4  | 1.0 |
| 仲間関係 | ④ 私は、たいてい一人である。だいたいいつも一人で遊ぶか、人と付き合うことを避ける。        | 2,679 | 73.2    | 19.2    | 6.5   | 1.2 |
|      | ⑦ 私は、仲の良い友だちが少なくとも一人はいる。                          | 2,679 | 4.7     | 7.3     | 87.2  | 0.8 |
|      | ⑨ 私は、同じくらいの年齢の子どもからは、だいたい好かれている。                  | 2,679 | 19.0    | 60.0    | 19.7  | 1.2 |
|      | ⑫ 私は、他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする。                   | 2,679 | 82.5    | 12.1    | 4.3   | 1.0 |
|      | ⑭ 私は、他の子どもたちより、大人というほうがうまくいく。                     | 2,679 | 55.6    | 32.6    | 10.6  | 1.2 |
| 向社会性 | ① 私は、他人に対して親切にしている。私は、他人の気持ちをよく考える。               | 2,679 | 6.7     | 51.4    | 40.7  | 1.2 |
|      | ③ 私は、他の子どもたちと、よく分け合う（食べ物・ゲーム・ペンなど）。               | 2,679 | 33.3    | 43.2    | 22.1  | 1.4 |
|      | ⑥ 私は、だれかが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける。 | 2,679 | 13.6    | 56.2    | 29.1  | 1.2 |
|      | ⑪ 私は、年下の子どもたちに対してやさしくしている。                        | 2,679 | 7.9     | 39.5    | 51.3  | 1.2 |
|      | ⑬ 私は、自分からすすんでよくお手伝いをする（親・先生・子どもたちなど）。             | 2,679 | 26.5    | 53.6    | 18.8  | 1.2 |

※SDQ (Strengths and Difficulties Questionnaire:強さと困難さアンケート) ……「あてはまらない」=0点、「まああてはまる」=1点、「あてはまる」=2点として点数化(仲間関係の⑦⑨は逆転項目)  
「情緒」「仲間関係」は点数が高いほどリスクが高く、「向社会性」は点数が高いほど社会性が高いと考えられる。

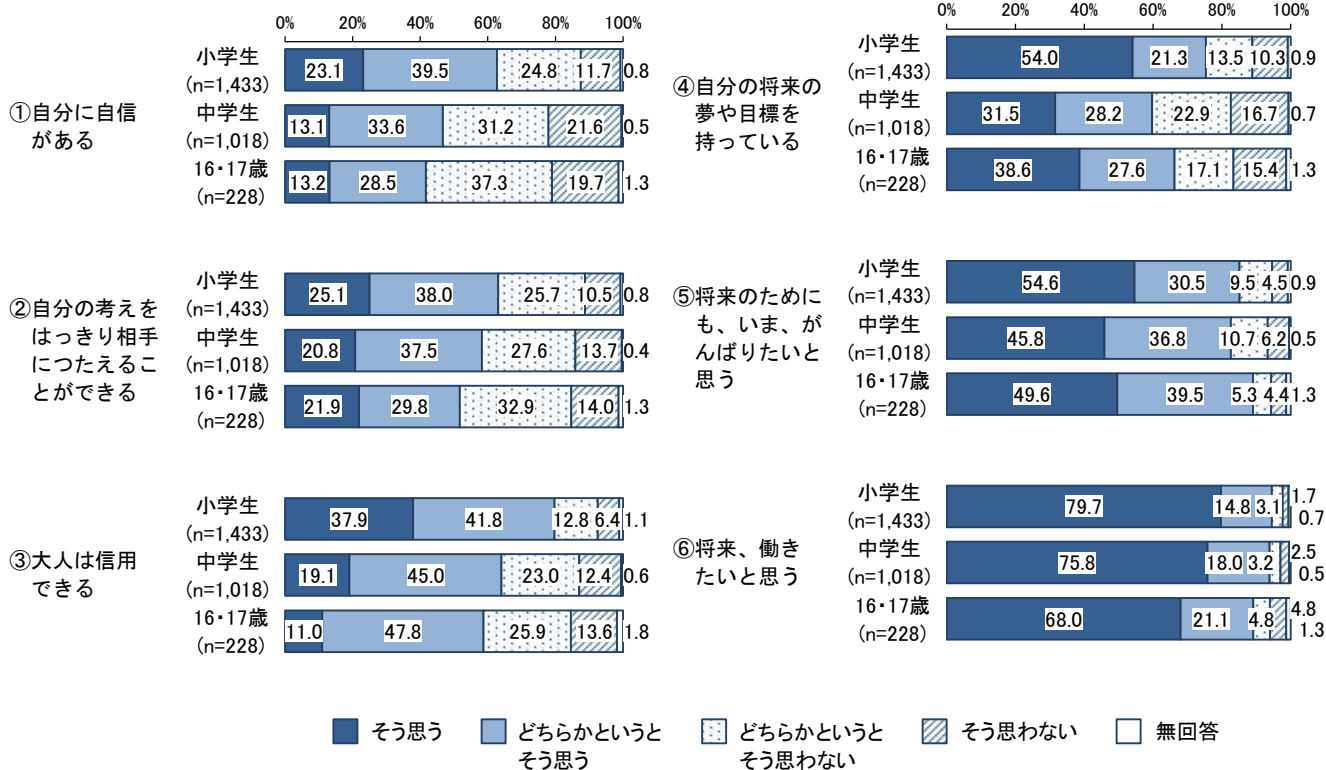
全国調査と比較すると、情緒、仲間関係、向社会性ともややリスクが高い状況です。



## (小中学生、16・17歳)問19 自身や将来の目標の有無等

あなたがふだん考えていることについて次の①～⑥について教えてください。(①～⑥それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

①自分に自信がある、②自分の考えをはっきり相手につたえることができる、③大人は信用できる、⑥将来、働きたいと思うでは、学年が上がるほど『そう思う』(「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計)の割合が低くなる傾向がみられています。

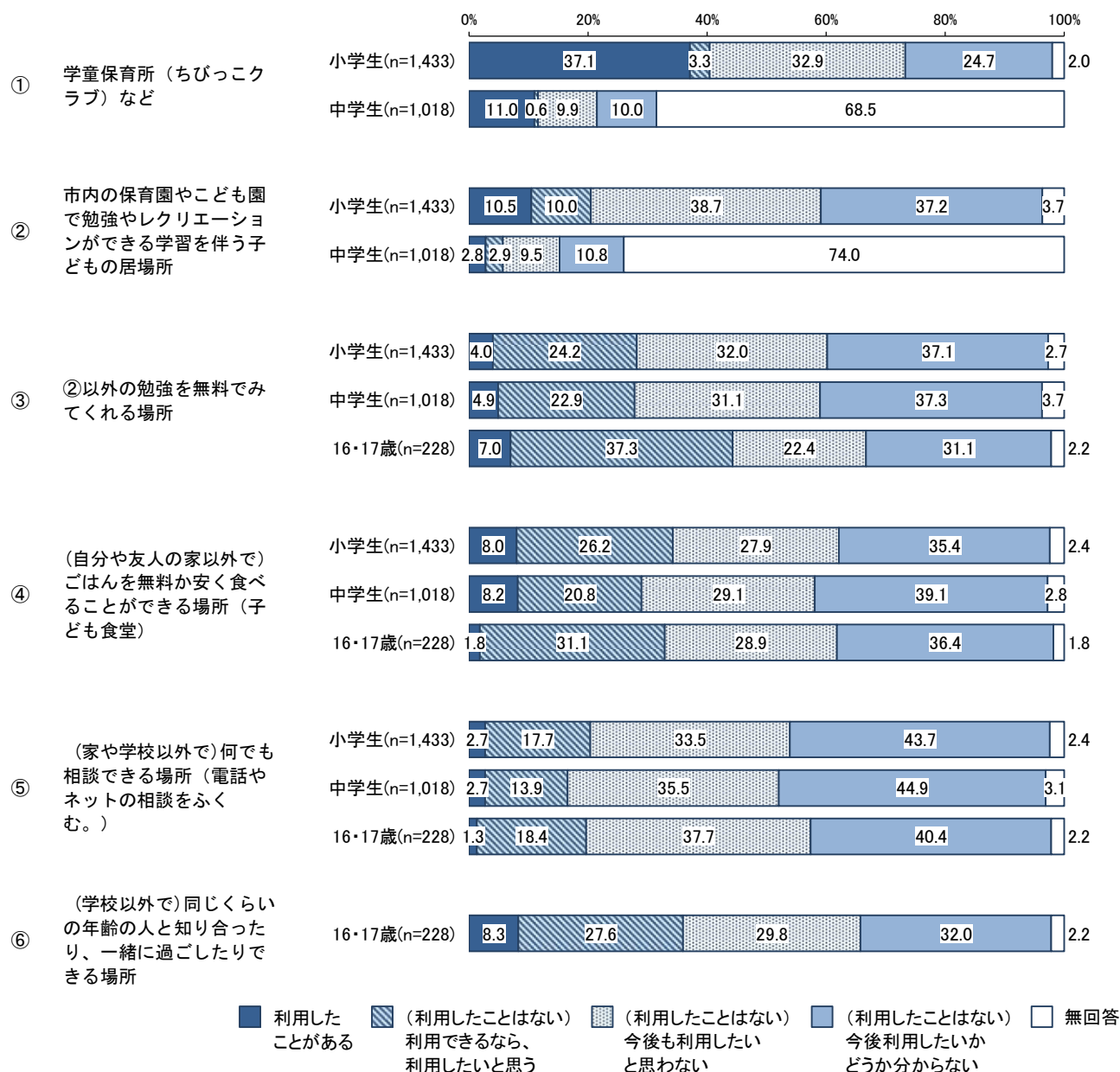


## (小中学生、16・17歳)問 20 居場所の利用状況

あなたは、次の①～⑤のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか。(あてはまるもの1つに○) ※16・17歳は③～⑥について質問しています。

いずれの学年も、③学習を伴う子どもの居場所以外の勉強を無料でみてくれる場所、④子ども食堂の利用意向は2割を超えています。

16・17歳では⑥(学校以外で)同じくらいの年齢の人と知り合ったり、一緒に過ごしたりできる場所の利用意向が27.6%で上記の③④に次いで高くなっています。



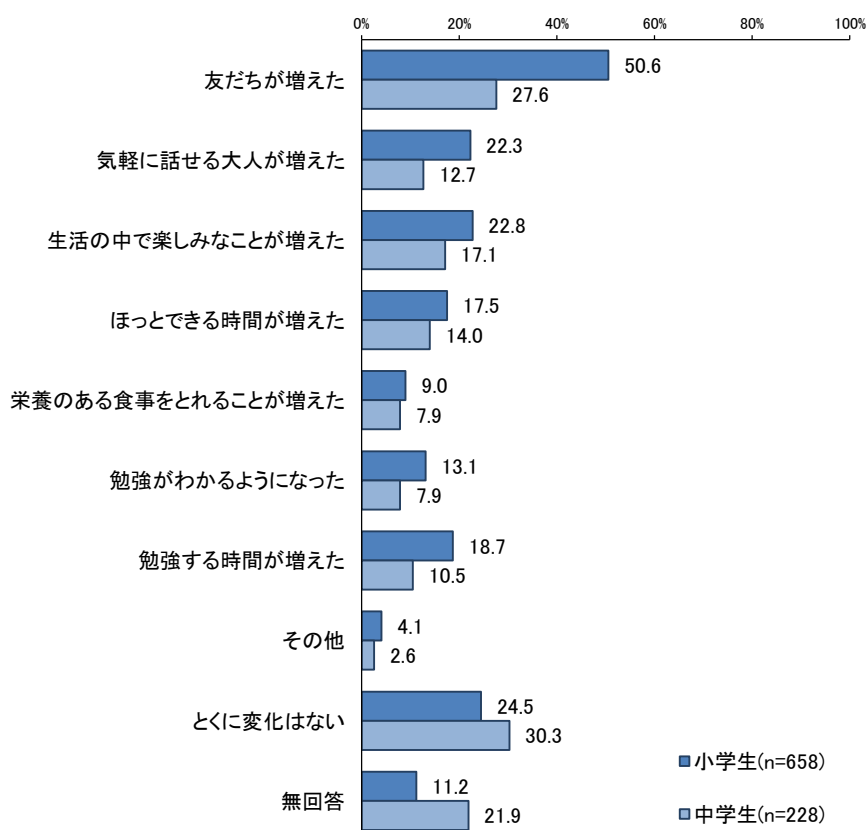
全国調査と比較すると、③学習を伴う子どもの居場所以外の勉強を無料でみてくれる場所の利用意向は低くなっています。

|                 |            | 全体    | 利用したことがある | (利用したことはない) 利用できるなら、利用したいと思う | (利用したことはない) 今後も利用したいと思わない | (利用したことはない) 今後利用したいかどうか分からない | 無回答 |
|-----------------|------------|-------|-----------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|-----|
| ③ 勉強を無料でみてくれる場所 | 今回調査 (中学生) | 1,018 | 4.9       | 22.9                         | 31.1                      | 37.3                         | 3.7 |
|                 | 全国調査       | 2,715 | 4.1       | 37.7                         | 28.8                      | 26.8                         | 2.6 |
|                 | 差          |       | 0.8       | -14.8                        | 2.3                       | 10.5                         | 1.1 |
| ④ 子ども食堂         | 今回調査 (中学生) | 1,018 | 8.2       | 20.8                         | 29.1                      | 39.1                         | 2.8 |
|                 | 全国調査       | 2,715 | 2.8       | 20.1                         | 40.7                      | 33.6                         | 2.8 |
|                 | 差          |       | 5.4       | 0.7                          | -11.6                     | 5.5                          | 0.0 |
| ⑤ 何でも相談できる場所    | 今回調査 (中学生) | 1,018 | 2.7       | 13.9                         | 35.5                      | 44.9                         | 3.1 |
|                 | 全国調査       | 2,715 | 2.7       | 15.9                         | 39.7                      | 39.1                         | 2.6 |
|                 | 差          |       | 0.0       | -2.0                         | -4.2                      | 5.8                          | 0.5 |

### (小中学生のみ) 問 21 居場所の効果

問20で、1つでも「1 利用したことがある」と答えた方にお聞きします。そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。(1～8については、あてはまるものすべてに○)

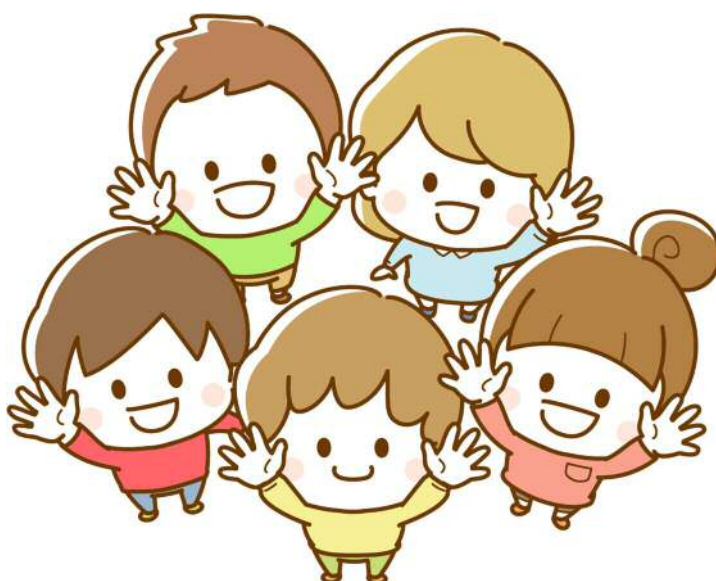
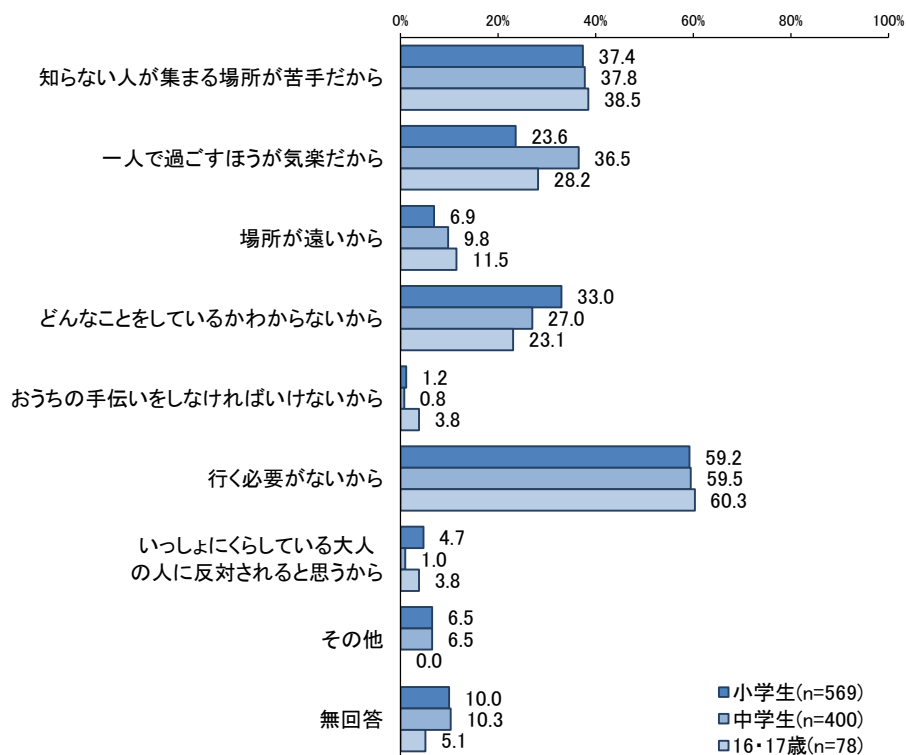
小学生では「友だちが増えた」が半数を超えており、その他の項目も総じて中学生よりも高くなっています。



## (小中学生/16・17歳)問 22/21 居場所を利用したくない理由

問20の「③勉強を無料でみてくれる場所」「④子ども食堂」のうち1つでも「3 今後も利用したいと思わない」と答えた方にお聞きします。利用したいと思わない理由はどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

いずれの学年も「行く必要がないから」が6割前後で最も高く、次いで「知らない人が集まる場所が苦手だから」となっています。「どんなことをしているかわからないから」は小学生は 33.0%で、中学生、16・17歳に比べて高くなっています。



## ●「子どもの生活面」の概要

子どものアルバイトについては、「している」が 23.1%となっており、時間数は学校のある日、学校が休みの日の両方で「4時間」が最も多くなっています。アルバイトの使い道については収入水準の高い層ほど「すべて自分のおこづかいとして使う」が高くなっており、いずれの世帯収入層でも「一部を家の生活費にしている」の回答が1人ずつみられます。

子どもの食事についてみると、朝食は学年が上がり、世帯収入が低くなるほど、欠食率が高い傾向がみられます。

子どもの普段時の起床、就寝時刻については、小学生と中学生では収入水準の低い層ほど、同じ時間に起きる、寝る割合が低くなっています。

子どもが困った場合の相談相手では、「親」が6～7割程度、「学校の友だち」が6割台、「学校の先生」が1～3割程度となっています。また、相談窓口の認知度については「いじめ・悩み 110 番(子ども専用/東大阪市)」が約半数、「子ども見守り相談センター(東大阪市)」が3割台となっており、一方で「どれも知らない」は3割程度となっています。

子どもの保護者との会話の程度については、子どもの年齢や収入水準を問わず「よく話している+ときどき話している」が9割以上となっています。

子どもが放課後に一緒に過ごす人については、「いっしょにくらしている大人の人」が最も高く、次いで「きょうだい」、「学校の友だち」となっています。

子どもの主観的幸福感(生活満足度)については、学年が上がるにつれて、主観的幸福感の平均点が下がる傾向にあります。

子どもの心理状態を見ると、SDQ 情緒は学年が上がるほどリスクが高くなる傾向がみられます。SDQ 仲間関係は小学生・中学生では中央値の2分の1未満で、点数がやや高くなっています。SDQ 向社会性は 16・17 歳では世帯収入が低いほどリスクが低い傾向で、ふたり親世帯の方がややリスクが低くなっています。

子ども自身や将来の目標の有無については、「自分に自信がある」、「自分の考えをはっきり相手につたえることができる」、「大人は信用できる」、「将来、働きたいと思う」では、学年が上がるほど『そう思う』が低くなる傾向がみられます。

子どもの居場所についてみると、いずれの学年も「学習を伴う子どもの居場所以外の勉強を無料でみしてくれる場所」と「子ども食堂」の利用意向は2割を超えています。

また、居場所がある事に対する効果として、小学生で「友だちが増えた」が約半数と高くなっています。一方で、居場所を利用したくない理由については、いずれの学年も「行く必要がないから」が最も高く、次いで「知らない人が集まる場所が苦手だから」となっています。



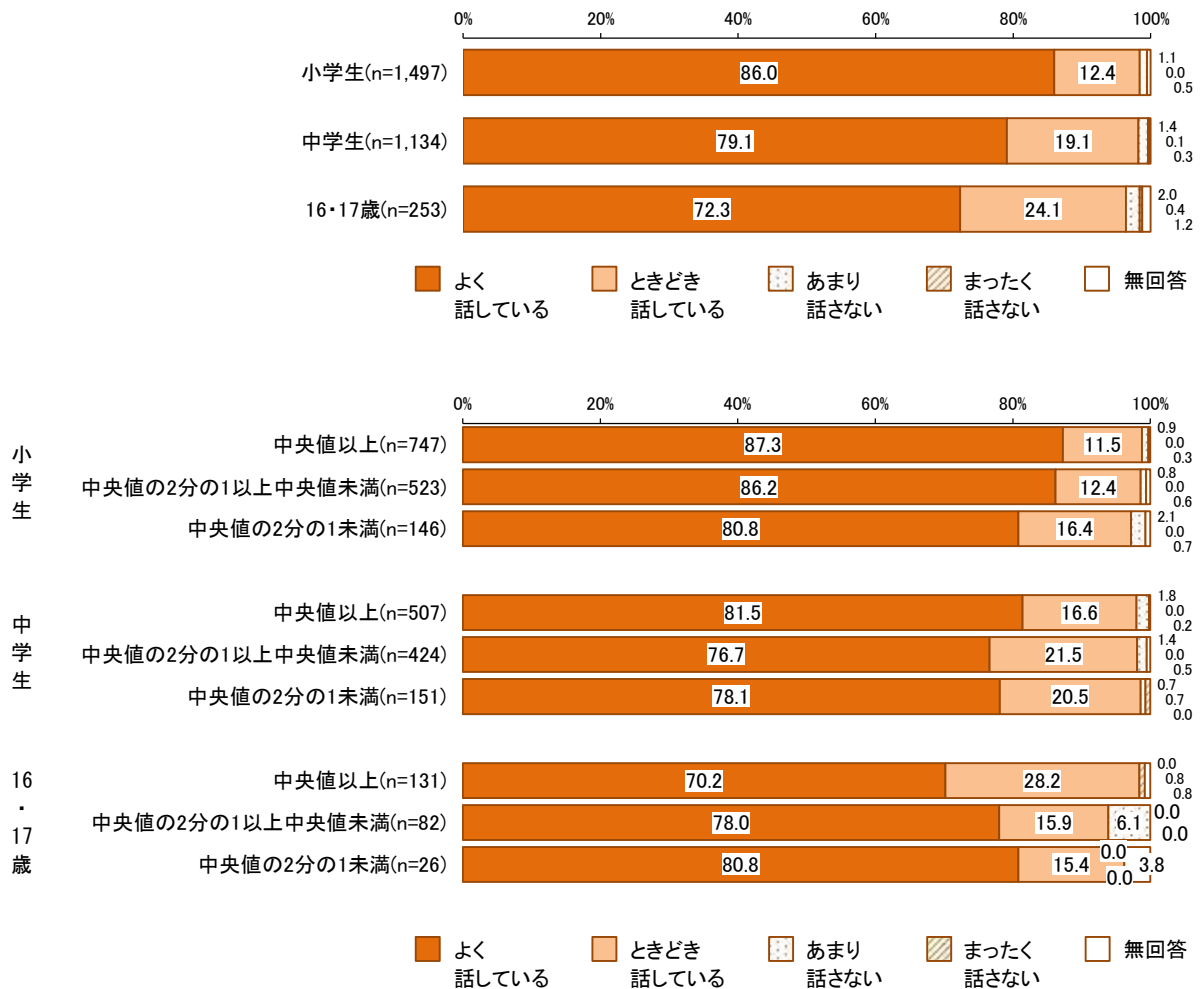
## (5)保護者の生活面

### (保護者)問 14 子どもとの会話の程度(等価世帯収入水準別)

あなたは、お子さんとどのくらい話しますか。(あてはまるもの1つに○)

子どもの学年が上がるほど、「よく話している」の割合が低くなる傾向です。

16・17歳では、世帯の所得が低いほど「よく話している」の割合が高い傾向がみられています。





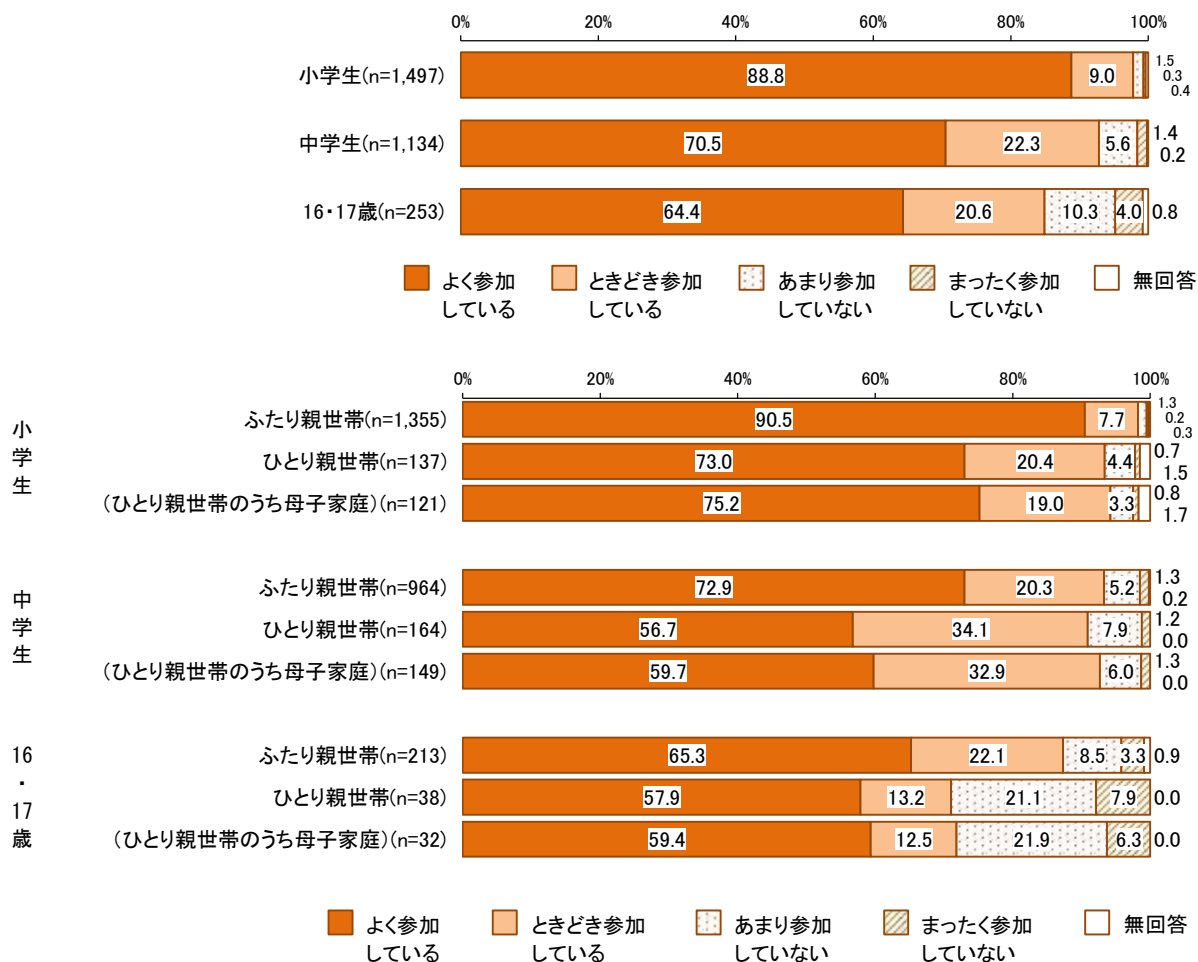
## (保護者)問 15 学校行事への参加(世帯の状況別)

あなたは、次のようなことをどの程度していますか。(①②それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

### ①授業参観や運動会などの学校行事への参加

子どもの学年が上がるほど『参加している』(「よく参加している」と「ときどき参加している」の合計)の割合は低くなっています。

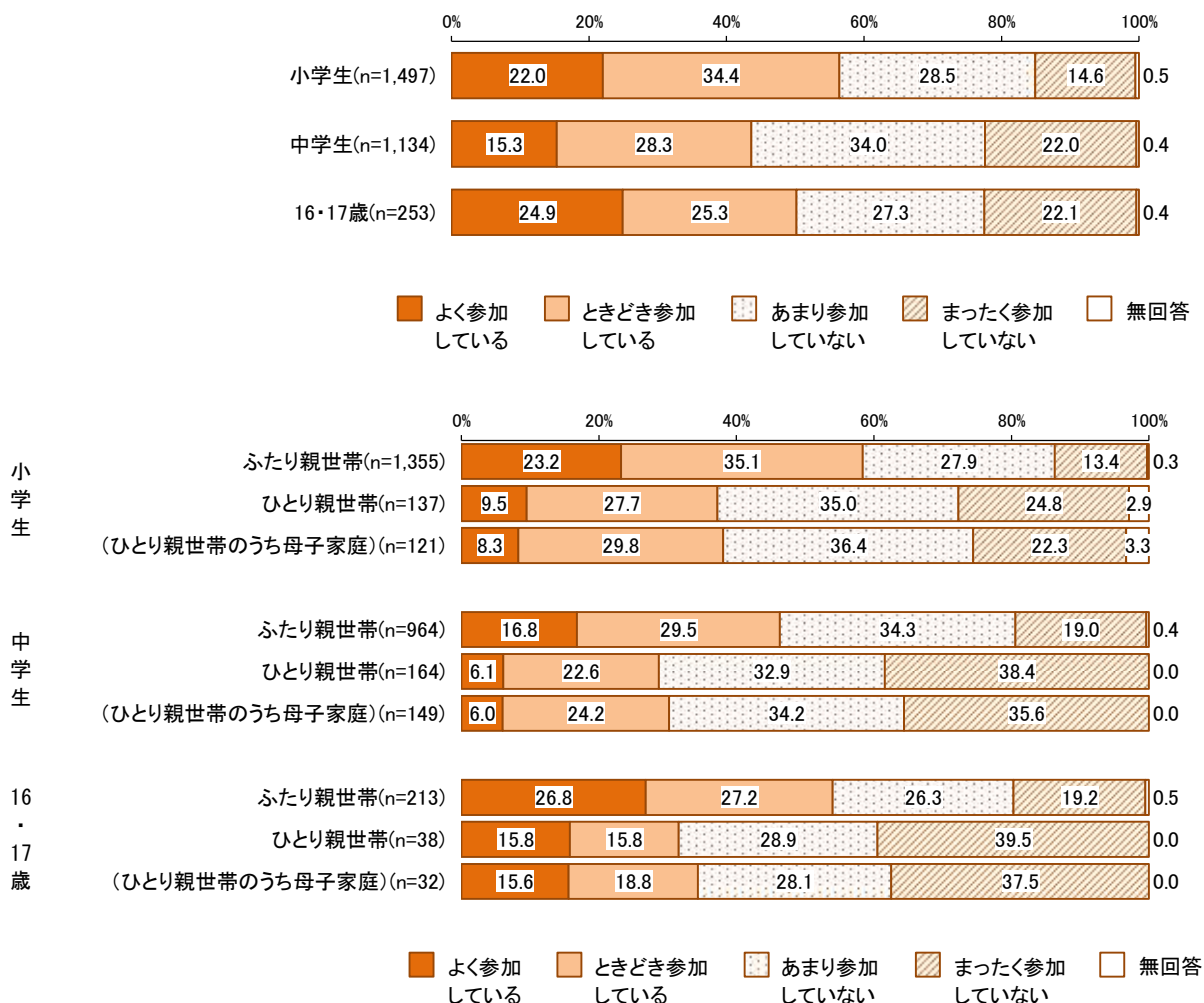
小学生・中学生では、ふたり親世帯とひとり親世帯では「よく参加している」割合の差が大きくなっています。



## ②PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加

子どもが中学生の保護者の参加率が低い傾向です。

いずれの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも参加率が高くなっています。



全国調査と比較すると、「②PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加」は参加している割合が大幅に低くなっています。

|                                   |            | 全体    | よく参加している | ときどき参加している | あまり参加していない | まったく参加していない | 無回答  |
|-----------------------------------|------------|-------|----------|------------|------------|-------------|------|
| ①授業参観や運動会などの学校行事への参加              | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 70.5     | 22.3       | 5.6        | 1.4         | 0.2  |
|                                   | 全国調査       | 2,715 | 73.1     | 17.6       | 5.3        | 3.4         | 0.5  |
|                                   | 差          |       | -2.6     | 4.7        | 0.3        | -2.0        | -0.3 |
| ②PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加 | 今回調査 (中学生) | 1,134 | 15.3     | 28.3       | 34.0       | 22.0        | 0.4  |
|                                   | 全国調査       | 2,715 | 33.4     | 36.1       | 19.1       | 10.7        | 0.7  |
|                                   | 差          |       | -18.1    | -7.8       | 14.9       | 11.3        | -0.3 |

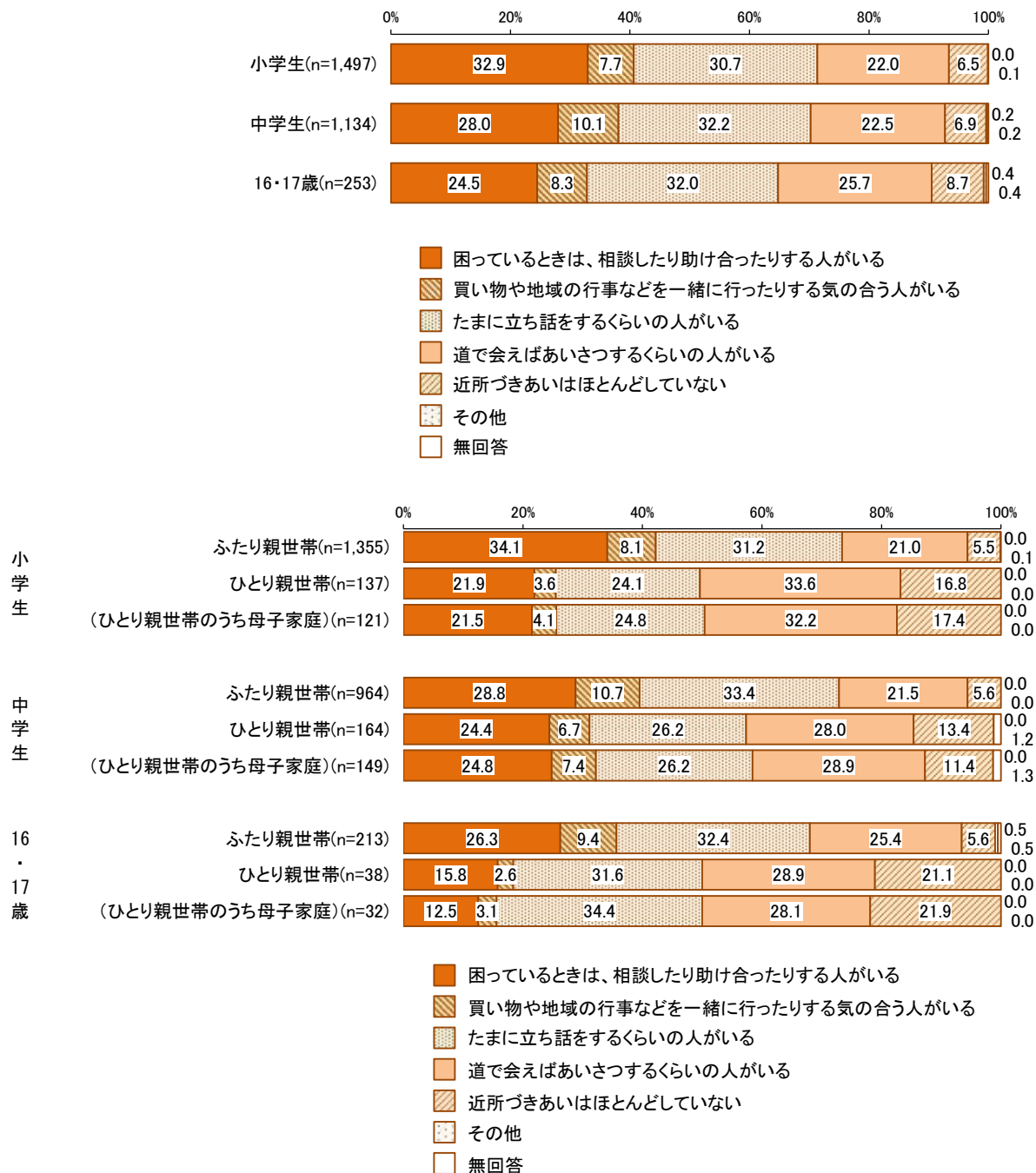
※全国調査は、新型コロナウイルス感染症拡大以前の状況

## (保護者)問 16 近所づきあいの程度(世帯の状況別)

あなたは、近所づきあいをどの程度されていますか。(あてはまるもの1つに○)

子どもの学年が上がるほど、「困っているときは、相談したり助け合ったりする人がいる」の割合が低くなっており、近所づきあいの親しさの程度が弱まる傾向です。

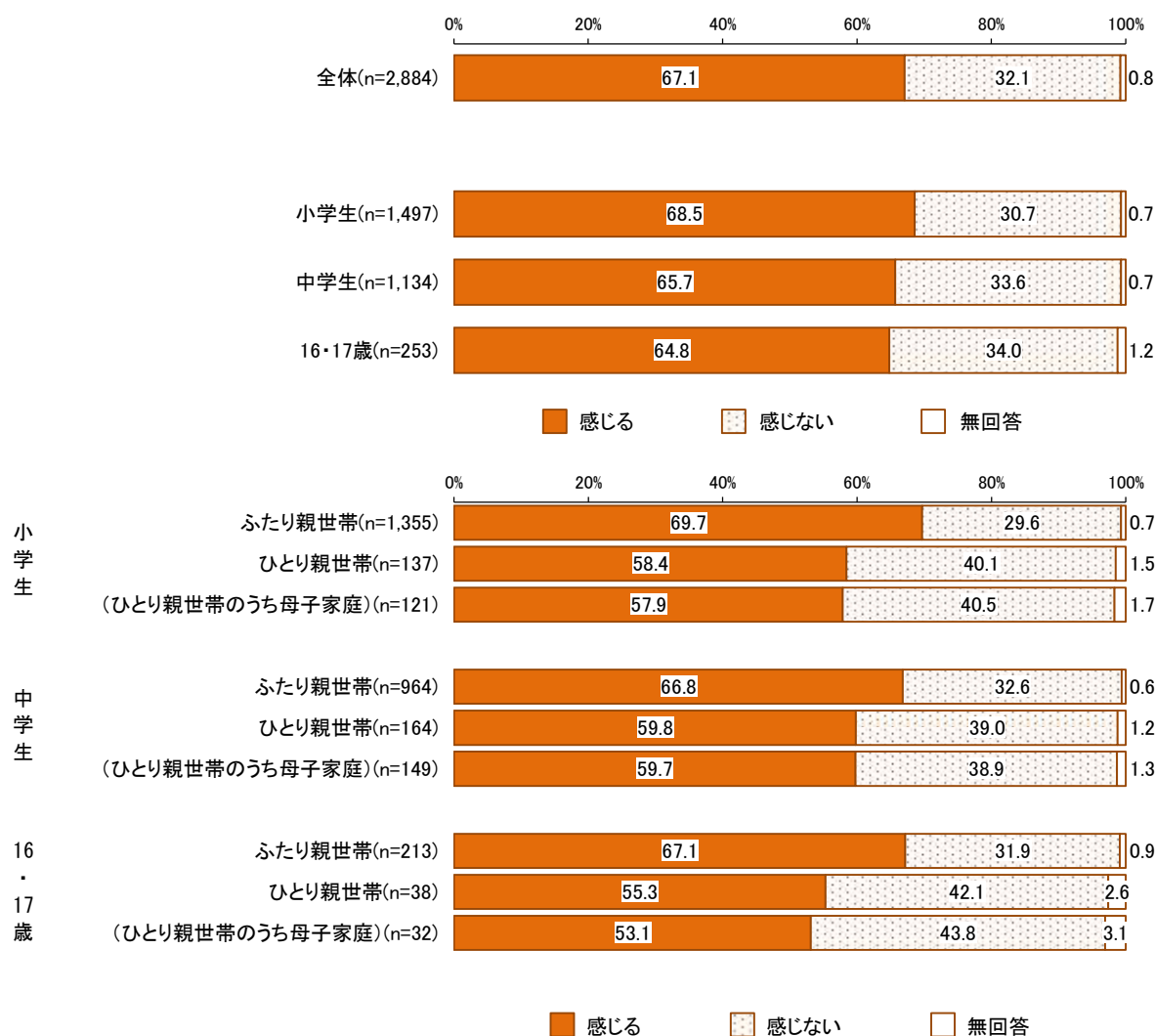
いずれの学年も、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも近所づきあいの親しさの程度が弱い傾向です。



## (保護者)問 17 地域の人に支えられていると感じるか(世帯の状況別)

あなたは、地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか。（あてはまるもの1つに○）

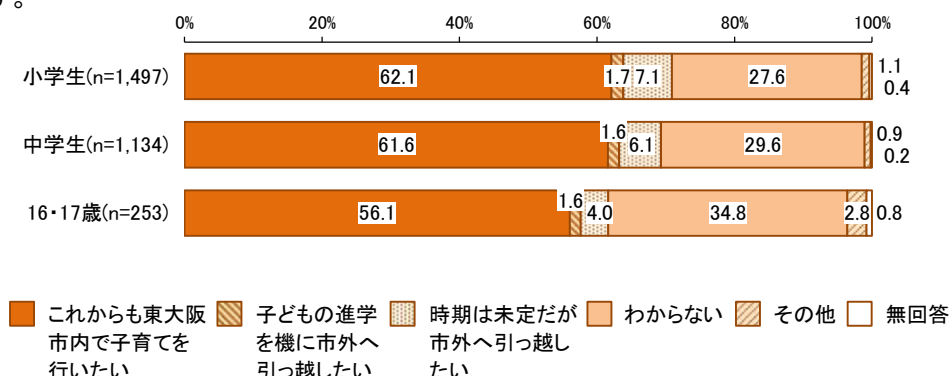
子どもの学年による違いは小さいですが、ひとり親世帯の方がふたり親世帯より「感じる」割合が低くなっており、近所づきあいの親しさの程度が弱いことが関連していると考えられます。



## (保護者)問 18 東大阪での居留意向

東大阪市での子育てについて、今後の意向（希望）をお聞かせください。（あてはまるもの1つに○をつけて理由もご記入ください）

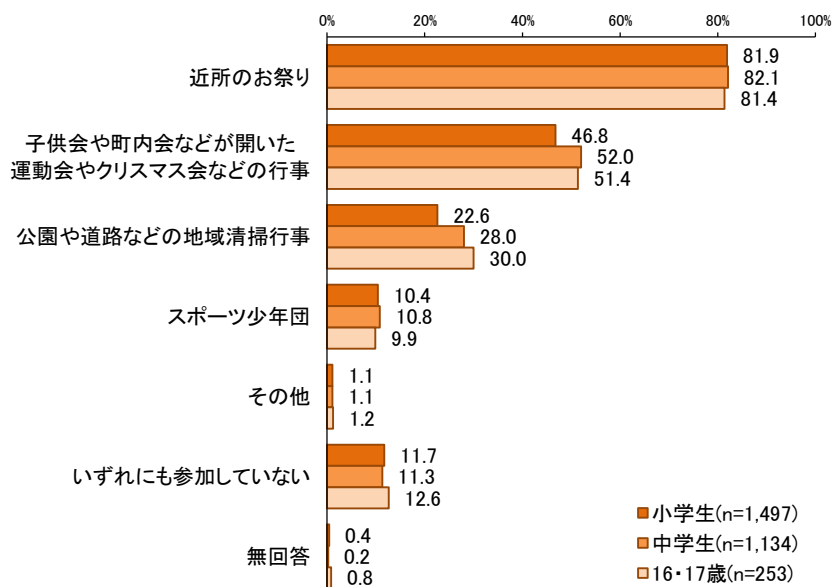
子どもの学年が上がるほど、「これからも東大阪市内で子育てを行いたい」がわずかですが低くなっています。



## (保護者)問 19 地域活動の参加有無

あなたのお子さんは、いままでに、次のような地域の行事や活動に参加したことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

子どもの地域活動の参加は、「近所のお祭り」はいずれの学年もが最も回答割合が高く約8割となっています。次いで「子供会や町内会などが開いた運動会やクリスマス会などの行事」が5割前後です。「公園や道路などの地域清掃行事」は学年が上がるほど、高くなっています。



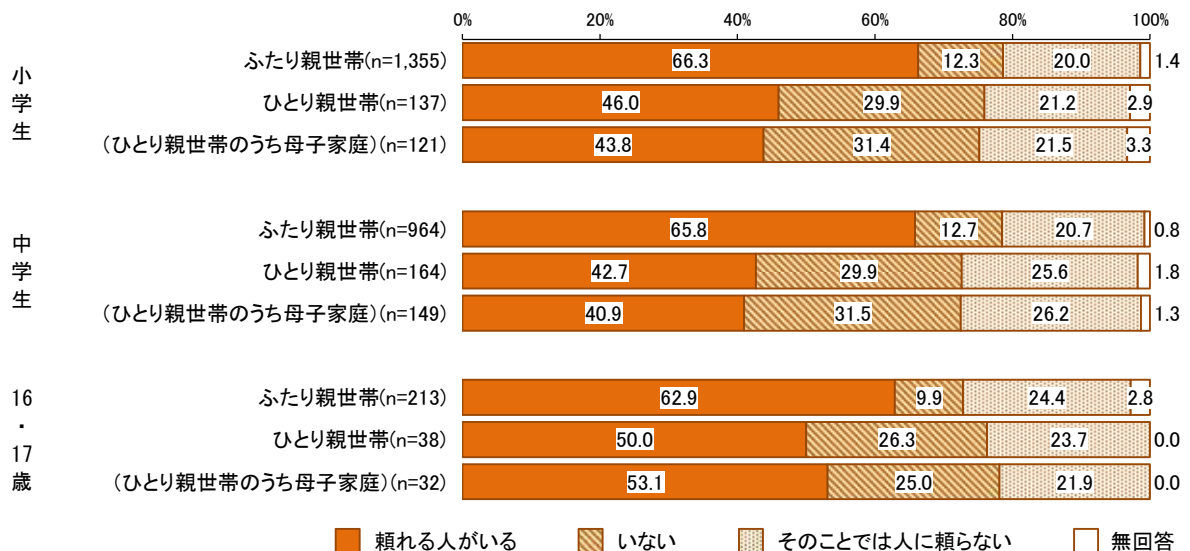
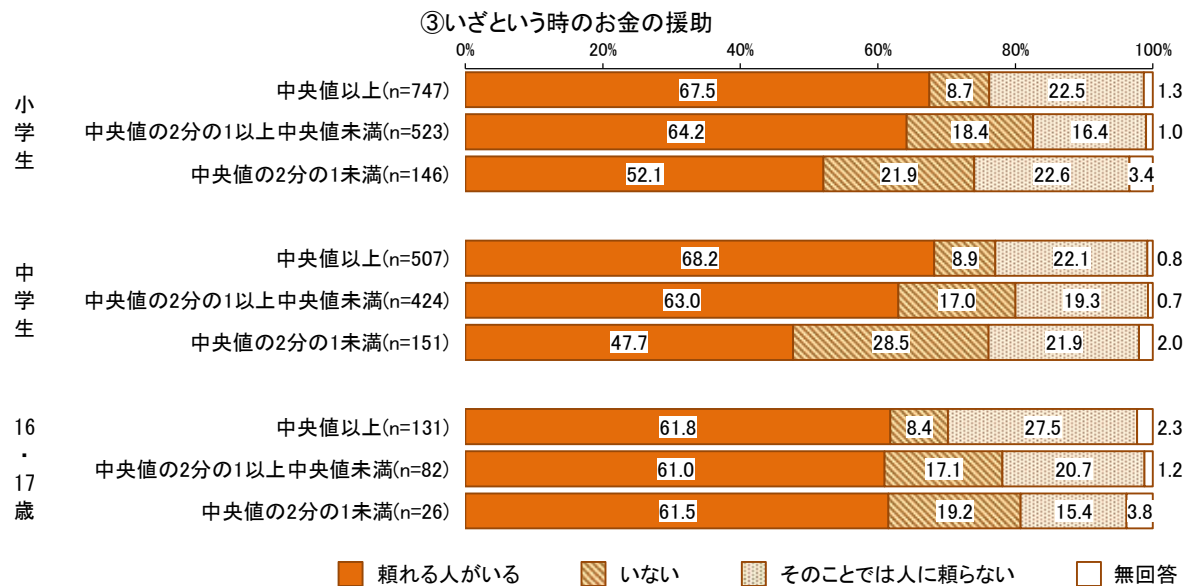
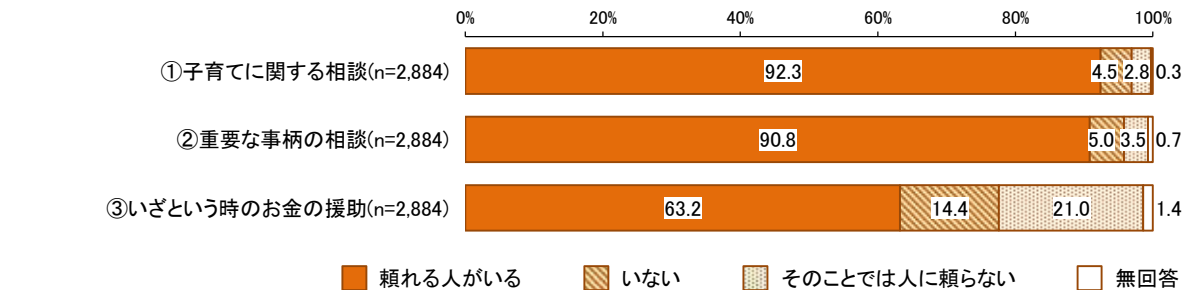
## (保護者)問 22 保護者の頼れる相手(等価世帯収入水準別・世帯の状況別)

あなたは次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。(①～③それぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○)  
また、「1 頼れる人がいる」場合、それはだれですか。(1)～(7)のあてはまるものすべてに○)

### 頼れる相手の有無

「①子育てに関する相談」と「②重要な事柄の相談」は「頼れる人がいる」がいずれも9割以上ですが、「③いざという時のお金の援助」は「頼れる人がいる」が6割強にとどまり、「そのことでは人に頼らない」が21.0%、「いない」が14.4%となっています。

③いざという時のお金の援助は、小学生・中学生では、世帯収入が低いほど「頼れる人がいる」割合が低くなっています。いずれの学年もひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「頼れる人がいる」割合が低くなっています。



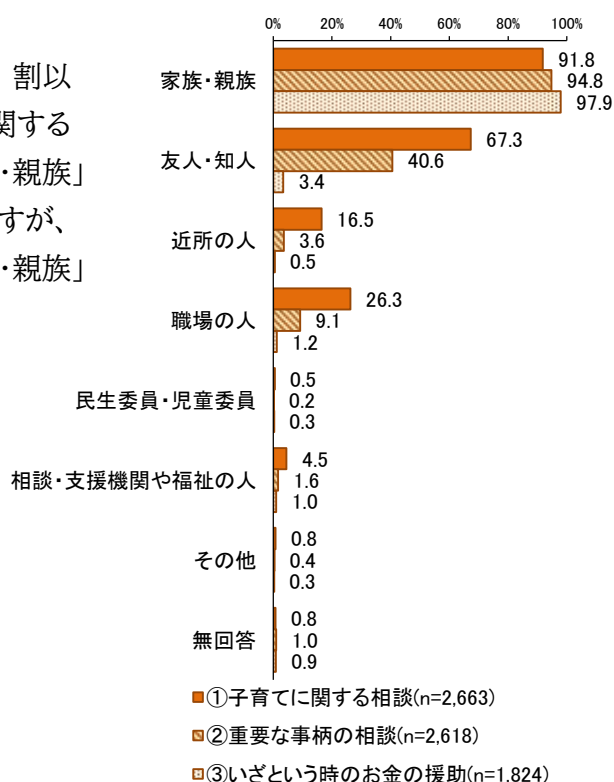


全国調査と比較すると、「③いざという時のお金の援助」は「頼れる人がいる」が 4.2 ポイント低くなっています。

|               |           | 全体    | 頼れる人がいる | いない  | そのことで人に頼らない | 無回答  |
|---------------|-----------|-------|---------|------|-------------|------|
| ①子育てに関する相談    | 今回調査（中学生） | 1,134 | 91.6    | 4.7  | 3.2         | 0.5  |
|               | 全国調査      | 2,715 | 92.4    | 3.9  | 2.9         | 0.7  |
|               | 差         |       | -0.8    | 0.8  | 0.3         | -0.2 |
| ②重要な事柄の相談     | 今回調査（中学生） | 1,134 | 89.9    | 5.6  | 4.0         | 0.4  |
|               | 全国調査      | 2,715 | 90.7    | 5.0  | 3.2         | 1.0  |
|               | 差         |       | -0.8    | 0.6  | 0.8         | -0.6 |
| ③いざという時のお金の援助 | 今回調査（中学生） | 1,134 | 62.3    | 15.3 | 21.4        | 1.0  |
|               | 全国調査      | 2,715 | 66.5    | 13.3 | 18.8        | 1.4  |
|               | 差         |       | -4.2    | 2.0  | 2.6         | -0.4 |

## 頼れる相手

いずれの相談項目も「家族・親族」が 9 割以上と最も高くなっています。「①子育てに関する相談」と「②重要な事柄の相談」は、「家族・親族」以外の項目も一定の割合で回答がありますが、「③いざという時のお金の援助」は、「家族・親族」以外の項目は 5%未満です。



全国調査と比較すると、「①子育てに関する相談」は、「近所の人」で 3.0 ポイント高く、「②重要な事柄の相談」は、「友人・知人」で 7.4 ポイント高くなっています。

|               |           | 全体    | 家族・親族 | 友人・知人 | 近所の人 | 職場の人 | 民生委員・児童委員 | 相談・支援機関や福祉の人 | その他  | 無回答 |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|------|------|-----------|--------------|------|-----|
| ①子育てに関する相談    | 今回調査（中学生） | 1,039 | 90.3  | 66.1  | 14.3 | 26.1 | 0.8       | 4.5          | 0.6  | 1.0 |
|               | 全国調査      | 2,508 | 90.4  | 64.5  | 11.3 | 30.3 | 0.6       | 4.5          | 1.3  | 0.7 |
|               | 差         |       | -0.1  | 1.6   | 3.0  | -4.2 | 0.2       | 0.0          | -0.7 | 0.3 |
| ②重要な事柄の相談     | 今回調査（中学生） | 1,020 | 93.5  | 41.2  | 3.4  | 8.8  | 0.1       | 1.7          | 0.7  | 1.3 |
|               | 全国調査      | 2,463 | 95.5  | 33.8  | 1.5  | 8.8  | 0.2       | 2.1          | 1.0  | 0.7 |
|               | 差         |       | -2.0  | 7.4   | 1.9  | 0.0  | -0.1      | -0.4         | -0.3 | 0.6 |
| ③いざという時のお金の援助 | 今回調査（中学生） | 706   | 97.5  | 3.3   | 0.6  | 1.4  | 0.4       | 1.1          | 0.4  | 1.0 |
|               | 全国調査      | 1,805 | 98.0  | 2.9   | -    | 0.7  | 0.1       | 1.2          | 0.7  | 0.5 |
|               | 差         |       | -0.5  | 0.4   | 0.6  | 0.7  | 0.3       | -0.1         | -0.3 | 0.5 |

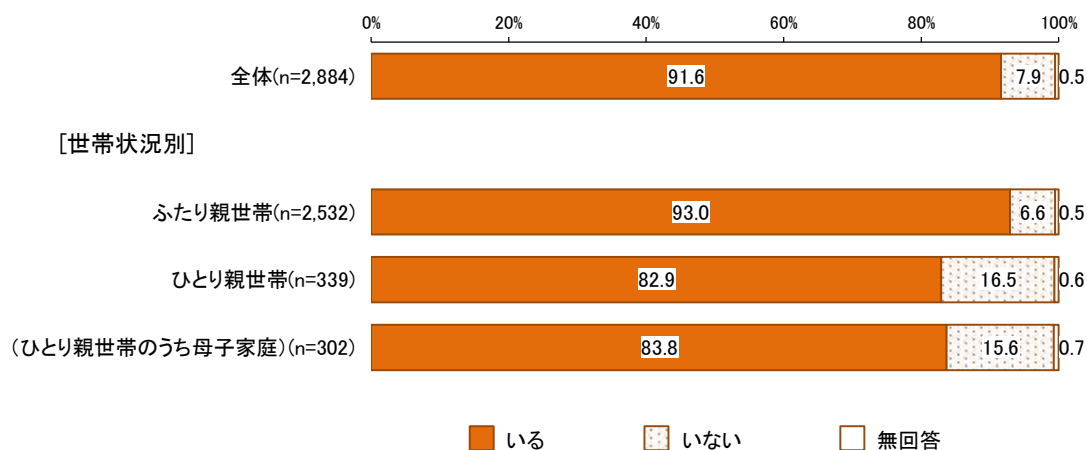
## (保護者)問 23 相談相手(世帯の状況別)

あなたには、次のような人がいますか。(あてはまるもの1つに○)

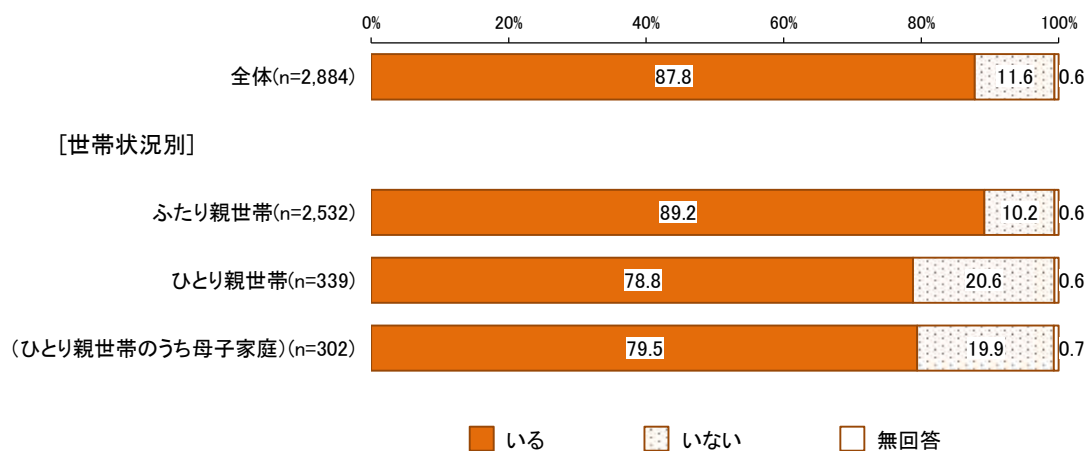
全体では「①心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人」「②子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人」ともに、「いる」は9割前後です。

世帯の状況別では、ひとり親世帯はふたり親世帯に比べて「いない」の割合が2倍程度高くなっています。

①心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人



②子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人



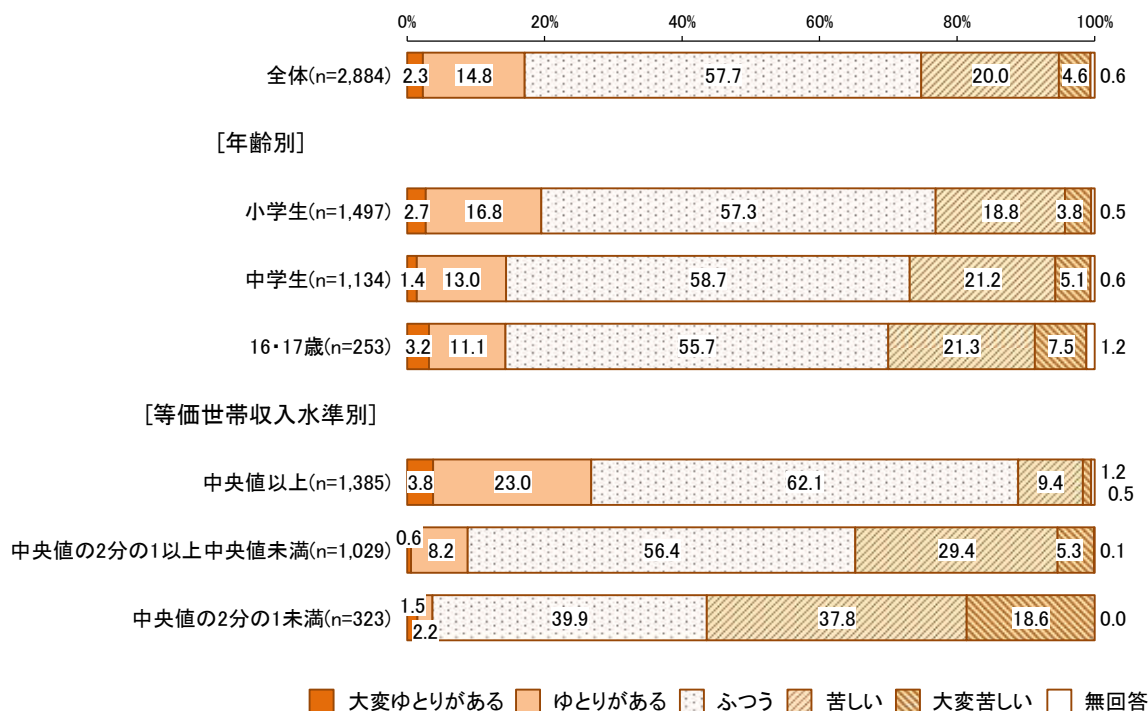


## (保護者)問 24 主観的暮らし向き(等価世帯収入水準別)

あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(あてはまるもの1つに○)

暮らし向きは、子どもの学年が上がるほど、『苦しい』(「大変苦しい」と「苦しい」の合計)の割合が高くなっています。

中央値の2分の1未満では、約半数が『苦しい』と回答しています。



全国調査と比較すると、大きな差はありません。

|           | 全体    | 大変ゆとりがある | ゆとりがある | ふつう  | 苦しい  | 大変苦しい | 無回答  |
|-----------|-------|----------|--------|------|------|-------|------|
| 今回調査(中学生) | 1,134 | 1.4      | 13.0   | 58.7 | 21.2 | 5.1   | 0.6  |
| 全国調査      | 2,715 | 1.5      | 14.0   | 58.5 | 19.7 | 5.6   | 0.7  |
| 差         |       | -0.1     | -1.0   | 0.2  | 1.5  | -0.5  | -0.1 |

## (保護者)問 30 心の状態(等価世帯収入水準別)

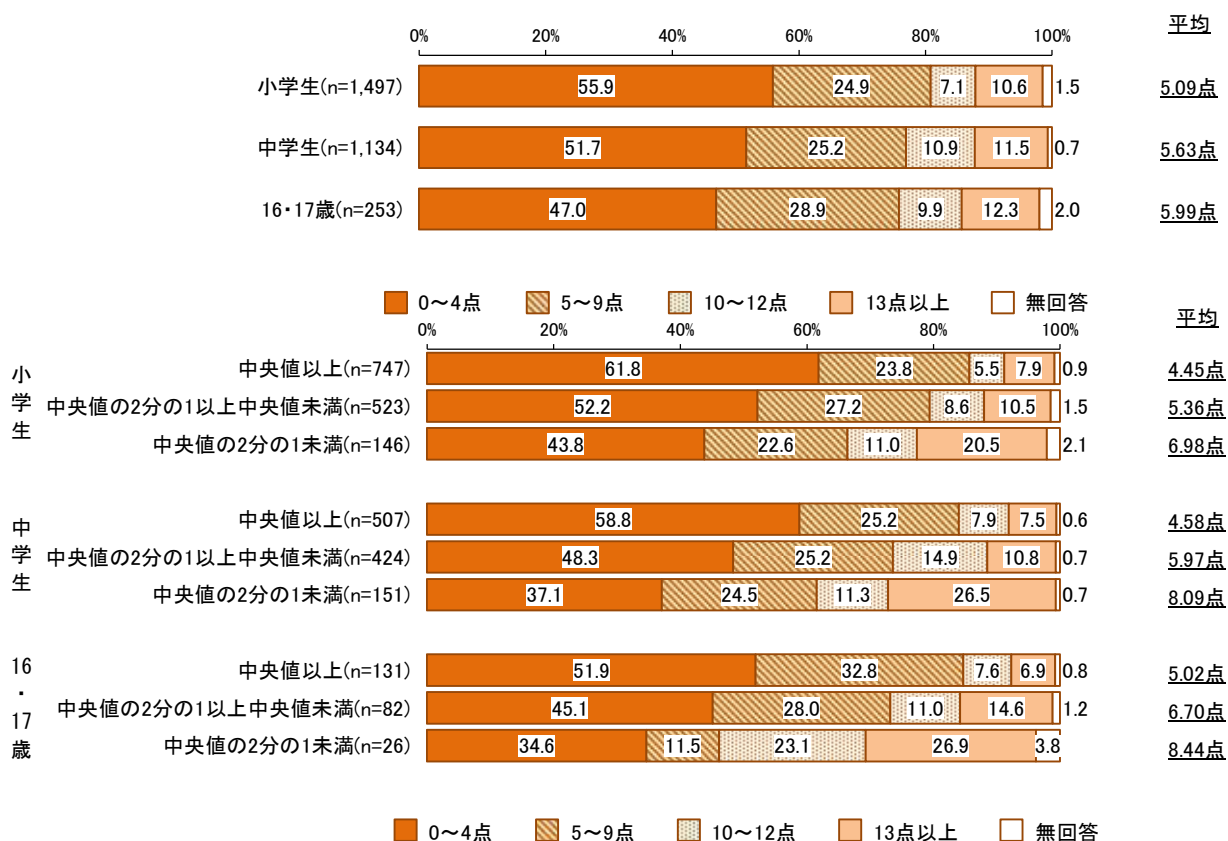
次の①～⑥の質問について、この1か月間のあなたの気持ちはどのようでしたか。(①～⑥それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

上記の保護者の心理状態を把握するために①神経過敏に感じた、②絶望的だと感じた、③それぞれ、落ち着かなく感じた、④気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じた、⑤何をしても面倒だと感じた、⑥自分は価値のない人間だと感じたの6項目を点数化して比較しました。点数が高いほどストレスの度合いが高い可能性があります。

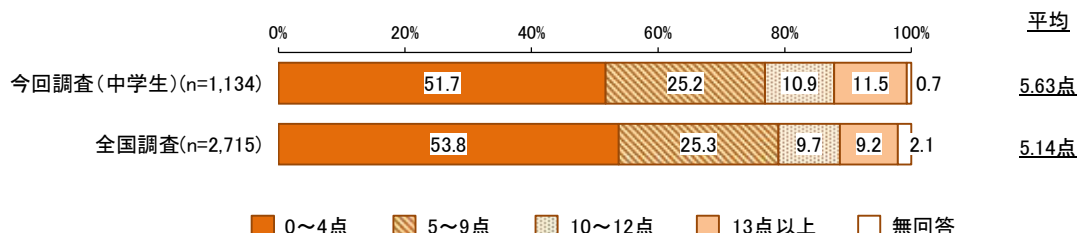
※「いつも」=4点、「たいてい」=3点、「ときどき」=2点、「少しだけ」=1点、「まったくない」=0点として点数化

子どもの学年が上がるほど、平均点数が高くなっています。

世帯収入が低いほど、平均点数が高くなっています。



全国調査と比較すると、平均点数が高くなっています。



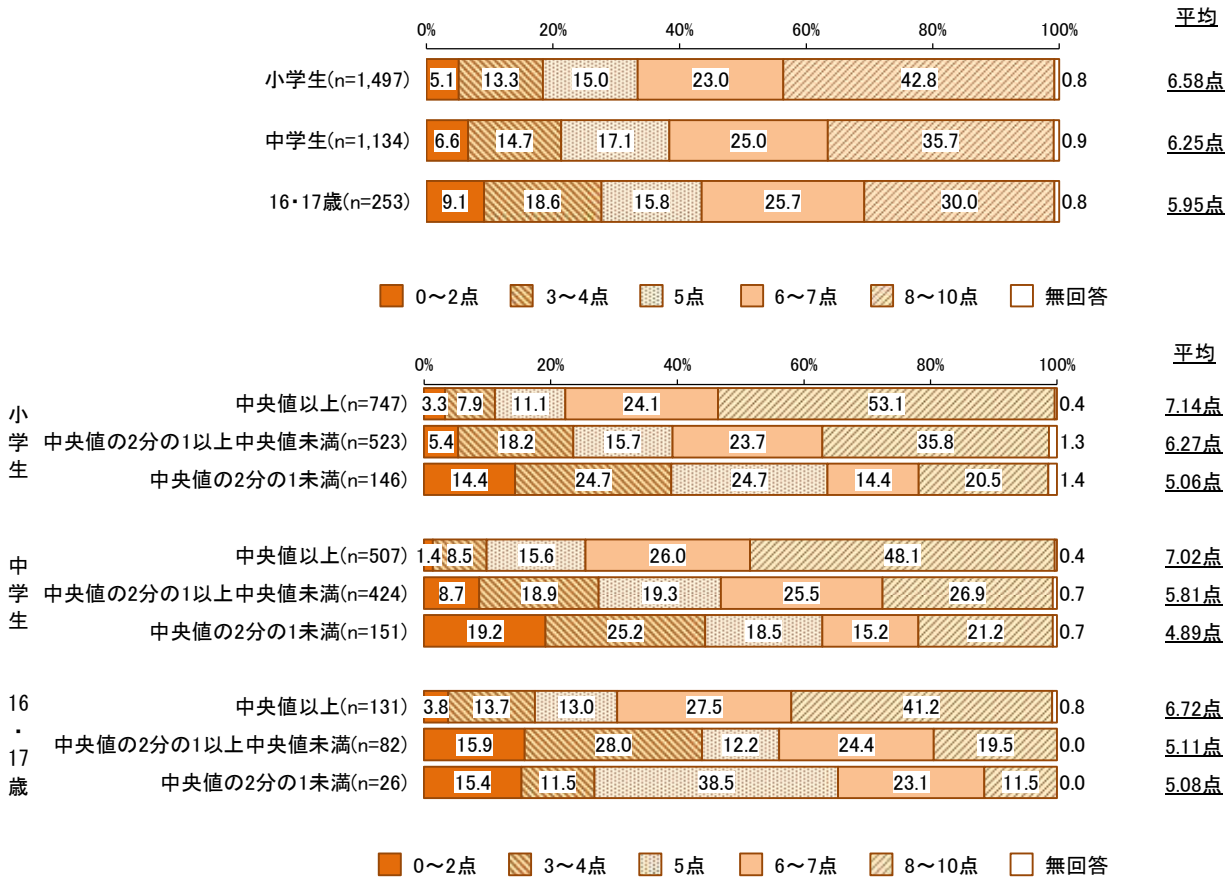
※K6スコア……「いつも」=4点、「たいてい」=3点、「ときどき」=2点、「少しだけ」=1点、「まったくない」=0点として点数化(合計0～24点)したもので、点数が高いほどストレスの度合いが高い可能性がある。

### (保護者)問 31 主観的幸福感(等価世帯収入水準別)

全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している)の数字で教えてください。(あてはまるもの1つに○)

子どもの学年が上がるほど、平均点数が低くなる傾向です。

世帯収入が低いほど、平均点数が低くなっています。



### (保護者)問 34 コロナの影響による負担(等価世帯収入水準・世帯の状況別)

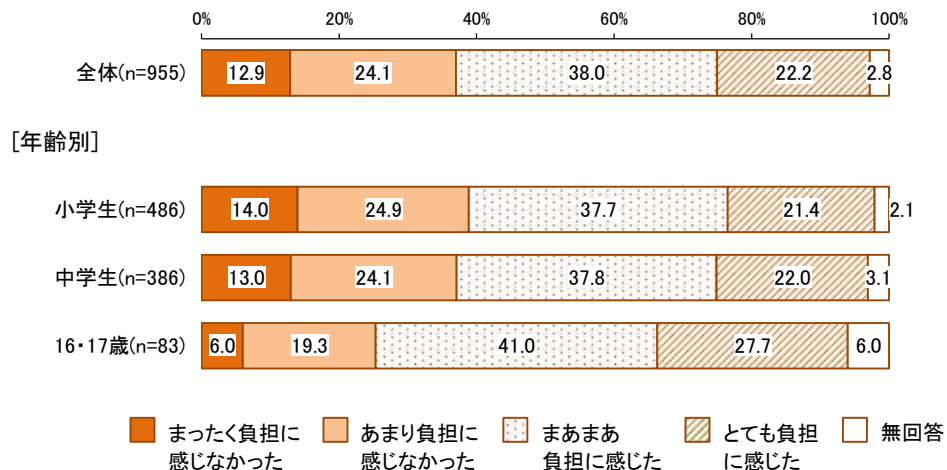
仕事の変化はあなたにとって負担になったと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

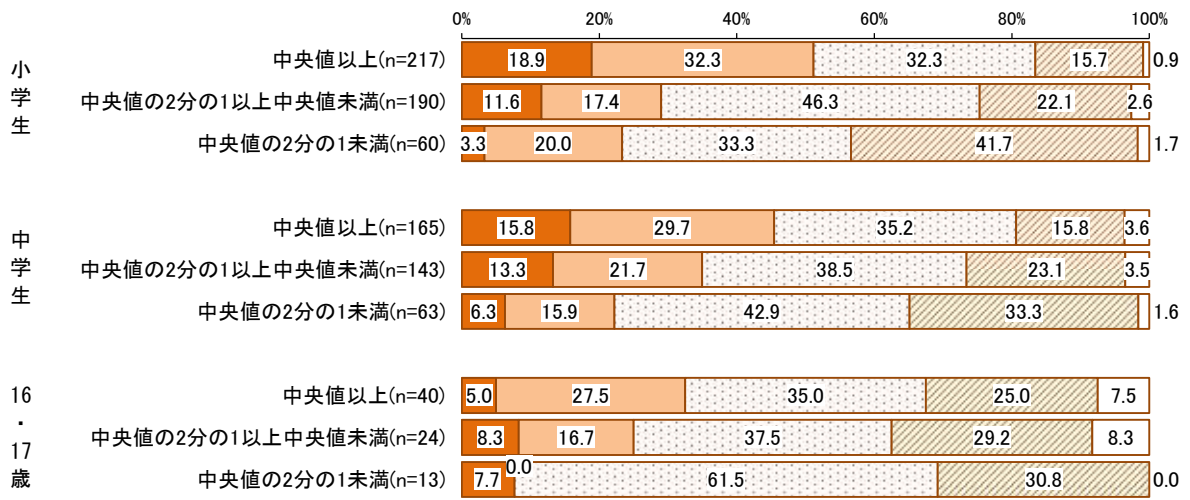
新型コロナウイルス感染症の仕事への影響があった人のうち、『負担に感じた』(「とても負担に感じた」と「まあまあ負担に感じた」の合計)割合は全体では60.2%となっています。

小学生・中学生よりも16・17歳の保護者で負担に感じた割合が高い傾向です。

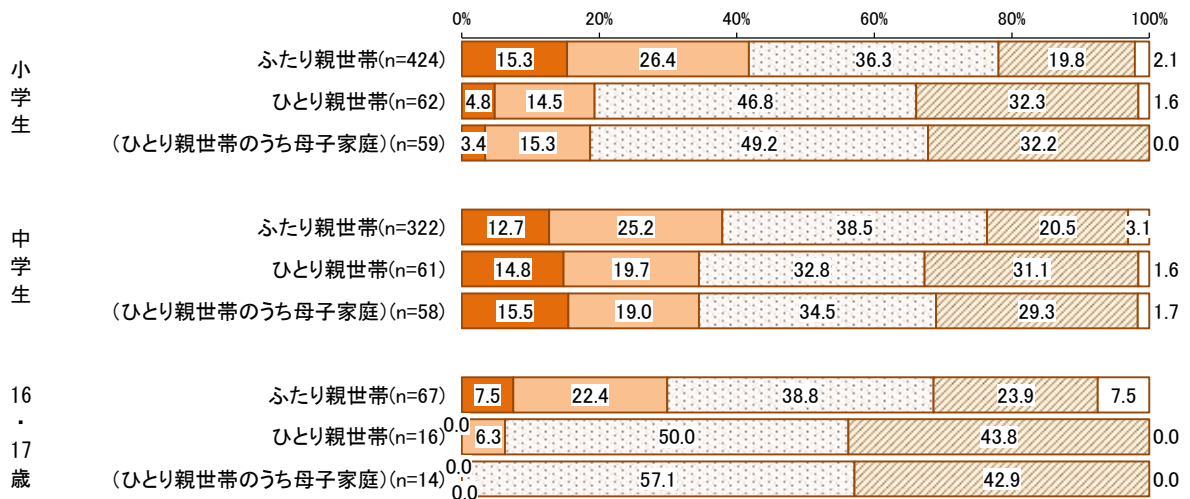
いずれの学年も世帯収入が低いほど、負担に感じた割合が高い傾向です。

世帯の状況では、小学生と16・17歳ではひとり親世帯で負担に感じた割合が高くなっています。





まったく負担に感じなかった
  あまり負担に感じなかった
  まあまあ負担に感じた
  とても負担に感じた
  無回答

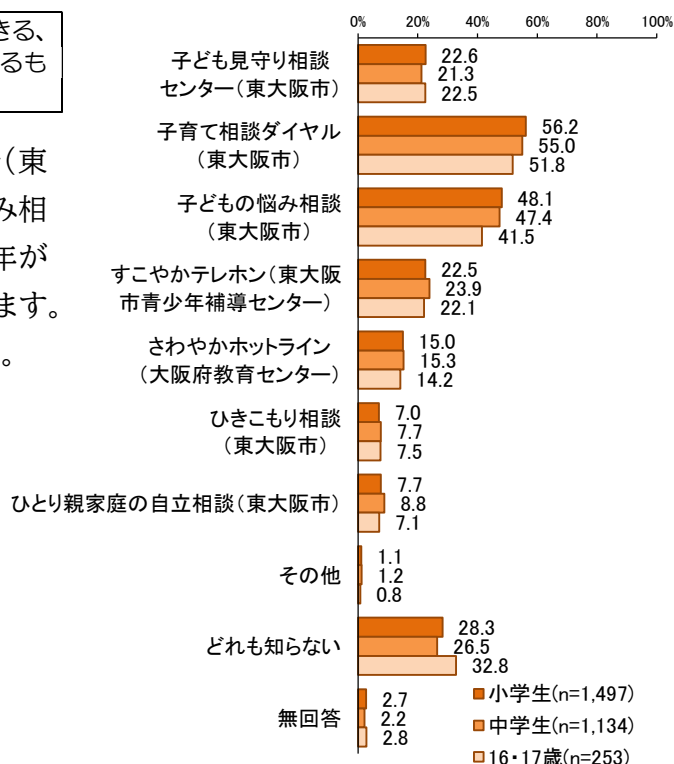


まったく負担に感じなかった
  あまり負担に感じなかった
  まあまあ負担に感じた
  とても負担に感じた
  無回答

### (保護者)問 35 相談窓口の認知度

あなたは、子どものことや子育てについて相談できる、次のような相談窓口を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

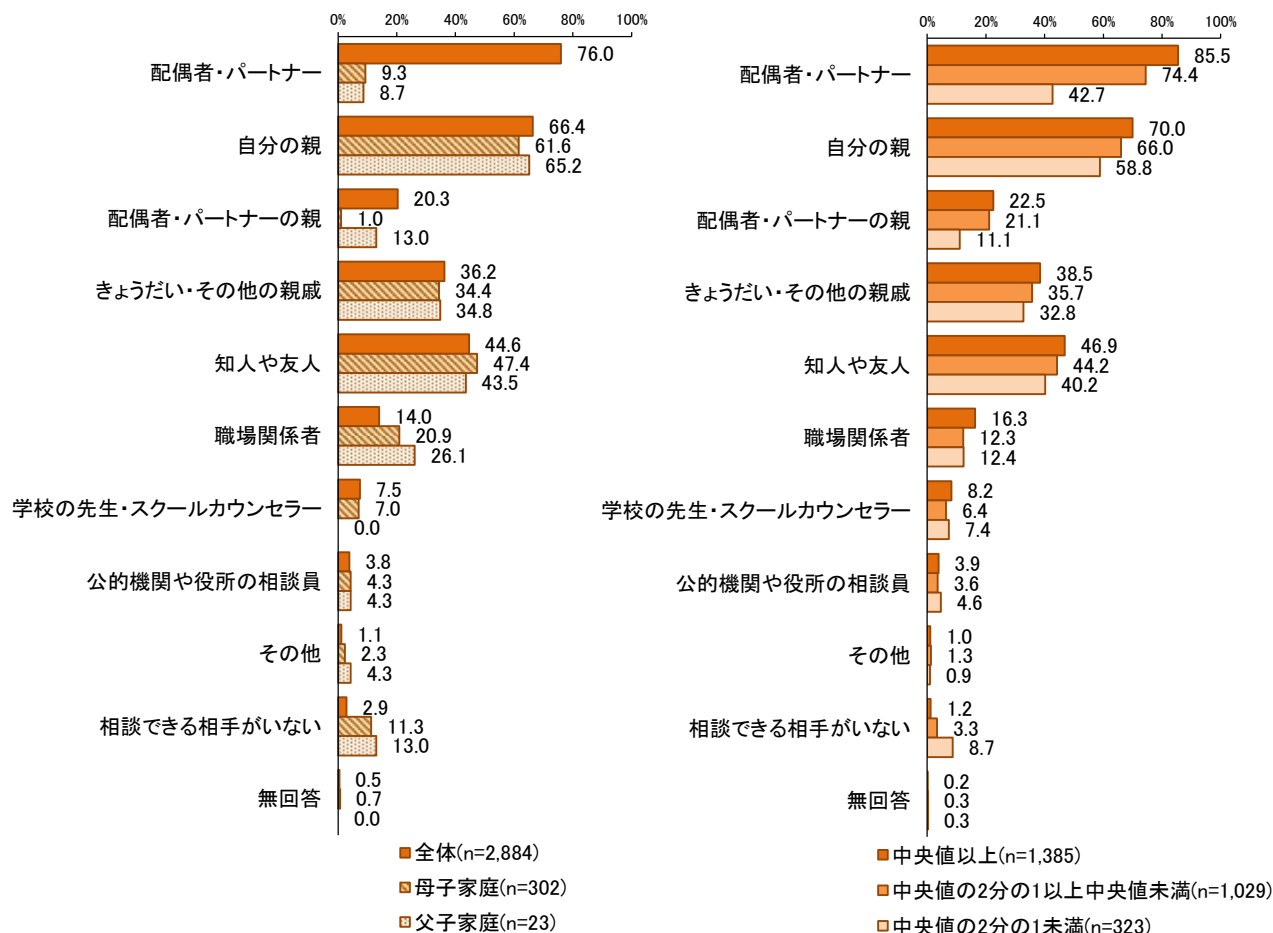
いずれの学年とも「子育て相談ダイヤル(東大阪市)」が最も高く、次いで「子どもの悩み相談(東大阪市)」が高くなっていますが、学年が上がるほど、認知率はわずかに下がっています。「どれも知らない」は3割前後となっています。



### (保護者)問 36 困った時の相談相手(世帯の状況別・等価世帯収入水準別)

あなたが本当に困ったときや悩みがあるとき、相談相手や相談先はどこですか。(あてはまるものすべてに○)

「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「自分の親」となっています。



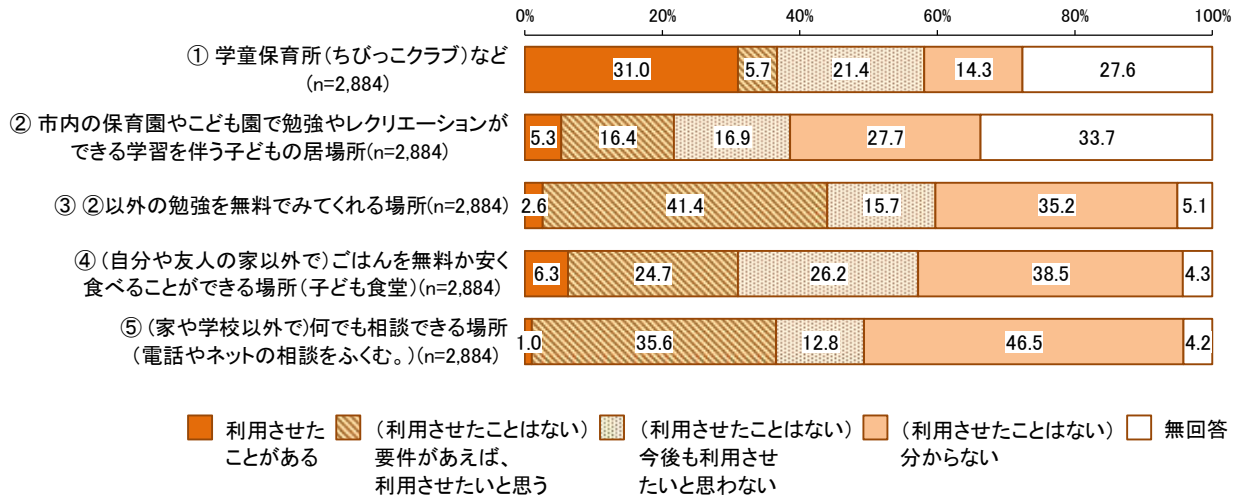


### (保護者)問 37 子どもの居場所の利用意向

あなたは、お子さんに次の①～⑤のような場所を利用させたことがありますか。また、利用させたことがない場合、今後利用させたいと思いますか。(①～⑤それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

③学習を伴う子どもの居場所以外の勉強を無料でみてくれる場所、④子ども食堂、⑤何でも相談できる場所の利用意向が高くなっています。

小学生・中学生では、③学習を伴う子どもの居場所以外の勉強を無料で見てくれる場所と⑤何でも相談できる場所は、子ども自身の利用意向よりも保護者の利用意向の方が高くなっています。

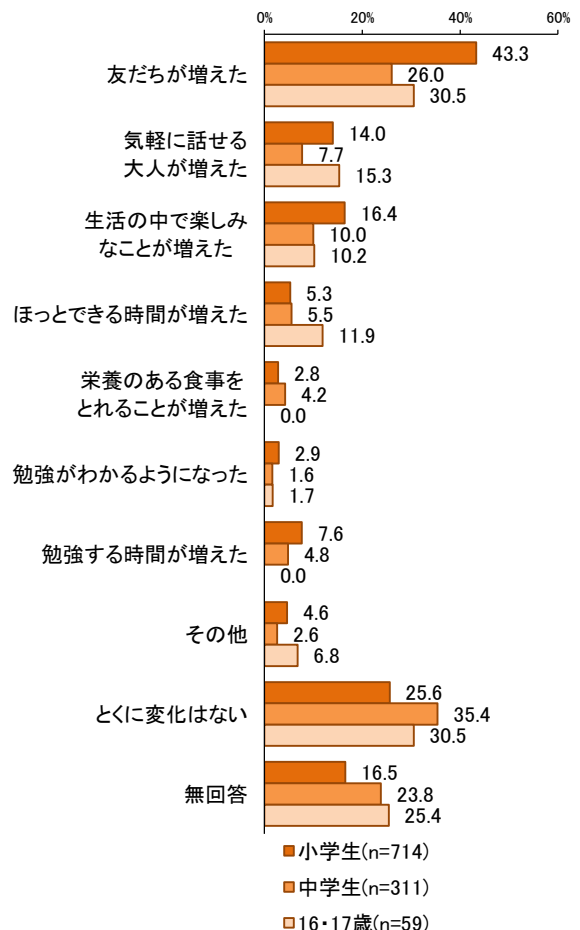


### (保護者)問 38 子どもの居場所の効果

問37で、1つでも「1 利用させたことがある」と答えた方にお聞きします。そこを利用したことで、お子さんに以下のような変化があったと思いますか。(1～8については、あてはまるものすべてに○)

いずれの学年も「友だちが増えた」が最も高くなっています。子どもが中学生の保護者は効果を感じている割合がやや低い傾向がみられます。

小学生・中学生の子ども自身の回答と比較すると、保護者よりも子どもの方が効果を感じる割合が高くなっています。



## ●「保護者の生活面」の概要

雇用形態をみると、母親・母親にあたる人で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が45.9%、父親・父親にあたる人で「正社員・正規職員・会社役員」が73.2%で、それぞれ最も高くなっています。一方で、就労していない人の理由については、母親・母親にあたる人は「子育てを優先したいため」、父親・父親にあたる人は「自分の病気や障害のため」が最も高くなっています。

子どもとの会話の程度では、子どもの学年が上がるほど「よく話している」の割合が低くなっています。

学校行事への参加については、子どもの学年が上がるほど「授業参観や運動会などの学校行事への参加」については『参加している』の割合が低くなっています。「PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加」で『参加している』は、いずれの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも高くなっています。

地域生活について、近所付き合いではいずれの学年も「たまに立ち話をするくらいの人がいる」が3割程度、地域の人に支えられていると「感じる」と回答した人は6割台となっています。東大阪での居住意向では、子どもの学年が上がるほど、「これからも東大阪市内で子育てを行いたい」がわずかに低くなっています。地域活動の参加については、いずれの学年も「近所のお祭り」に約8割が参加したことがあるとなっています。

頼れる相手については、「頼れる人がいる」は「子育てに関する相談」と「重要な事柄の相談」でいずれも9割以上で、「いざという時の金銭の援助」は6割強となっています。その相手は、いずれの相談項目も「家族・親族」が9割以上となっています。「心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人」と「子どもとの関わりについて、適切な助言をしてくれる人」については、いずれも9割前後の人が「いる」となっていますが、ひとり親世帯はふたり親世帯に比べて「いない」の割合が2倍程度高くなっています。

主観的暮らし向きについてみると、「ふつう」が57.7%、『苦しい』が24.6%、『ゆとりがある』が17.1%となっており、子どもの学年が上がるほど『苦しい』が高くなっています。

心の状態や幸福感については、子どもの学年が上がり、収入水準が低いほどストレスの度合いが高く、主観的幸福感も低くなっています。

コロナの仕事への影響については、『負担に感じた』が約6割を占めています。

相談窓口の認知度については、「子育て相談ダイヤル(東大阪市)」が最も高く、次いで「子どもの悩み相談(東大阪市)」となっており、「どれも知らない」は3割前後となっています。

困った時の相談相手では、「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「自分の親」、「知人や友人」となっています。

子どもの居場所の利用意向については、「学童保育所(ちびっこクラブ)など」で「利用させたことがある」が31.0%となっています。また、「学習を伴う子どもの居場所以外の勉強を無料でみてる場所」、「子ども食堂」、「(家や学校以外で)何でも相談できる場所」への利用意向が高くなっています。

子どもの居場所の効果については、いずれの学年も「友だちが増えた」が最も高くなっており、中学生の保護者は効果を感じている割合がやや低い傾向がみられます。

### 3 子どもの生活実態調査からみえる課題

#### (1)「世帯の状況」における課題

- 世帯収入水準が低くなるほど、生活上の困難の経験が多くなっており、生活面での様々な格差の実態が浮き彫りになっています。  
中央値の2分の1未満の世帯では、必要な食料や衣服が買えない経験や食費を切りつめたり、必要な支払いが滞ったりするなどの経験が顕著に頻度高く発生しています。世帯としての欠乏経験だけでなく、子どもを習い事に通わせられない、おこづかいを渡せないなどの子どもの学習等の機会のはく奪率が高いことは、子どもが多様な経験を通して可能性を広げ、将来への希望を育む機会が損なわれることが考えられます。子どもが家庭の状況にかかわらず、多様な経験ができる機会や場を提供する必要があります。
- 等価世帯収入が中央値の2分の1未満の割合は、全体では約1割ですが、ひとり親世帯及び8人以上の世帯では約5割に上ります。ひとり親世帯の大半を占める母子家庭は、ふたり親世帯に比べて、母親が正規雇用の割合は高いものの非正規雇用の割合も高いことから十分な所得が得られていないと考えられます。また、多人数世帯においても生活の厳しさがうかがえます。特に小学生の子どもを持つ母子家庭では、正規雇用よりも非正規雇用の割合が高いのは、子育てに手がかかるために正規雇用につきにくいことが考えられます。保護者が安心して働けるように、保育や放課後の居場所の充実も必要です。
- 中央値の2分の1未満の世帯の背景としては、父親の雇用形態で正規雇用の割合が3割以下でその他の世帯収入水準の層と比べて差が大きく、一方で自営業の割合が高くなっています。中央値の2分の1未満では、父親の収入も不安定であることがうかがえます。  
家庭の経済的な基盤を確立するには、安定した雇用の確保が不可欠であり、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな就労支援が必要です。
- 支援制度の利用状況では、ひとり親世帯で児童扶養手当や中央値の2分の1未満の世帯で就学援助を利用したことがないという回答が一定割合みられるものの、「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」の割合は少ないことから、支援の必要な世帯では制度利用につながっている状況と考えられます。今後も受給できる世帯が確実に受給できるようにするため、支援を要する世帯を取りこぼさず、適切な支援につなぐことができるよう取り組むことが必要です。

#### (2)「子どもの学習、進路」における課題

- 世帯収入水準が低いほど、大学への進学見通しが顕著に低くなっており、これは保護者と子ども双方に共通しています。子どもが家庭の状況によって希望する進路をあきらめることがないよう、子どもに寄り添った支援の必要があります。
- 小学生・中学生では世帯収入水準が低いほど、子どもの学習時間が短い傾向であり、学習成績や授業の理解度が低い傾向です。また、小学生では、授業についていけなくなった時期として、3年生・4年生を挙げた割合は約半数に上ります。中学生では



3分の1が小学校段階でついていけなくなったと回答しています。義務教育期間は学習の積み重ねと定着が重要であることから、学習のつまずきを感じ始める小学校中学年から中学校にかけての学習支援が重要です。

### (3)「子どもの生活面」における課題

- 16・17歳では、数は少ないながらもアルバイト代を家の生活費にしている子どももみられています。アルバイトの学業への影響やヤングケアラーである可能性も懸念されます。
- 世帯収入水準が低いほど、子どもの朝食の欠食率が高くなっています。また、小学生・中学生では起床・就寝時間の規則性も下がる傾向です。基本的な生活習慣は学習に向かう意欲と関連し、結果的に学力に影響すると考えられます。  
16・17歳では、起床・就寝時間の規則性と世帯収入水準に小学生・中学生のような相関がみられないのは、16・17歳になるまでに基本的な生活習慣が身につけていたら、家庭の状況の影響を受けることが少ないと考えられます。  
小学校までの段階で子どもが規則正しい生活習慣を獲得できるように支援することが重要です。
- 小学生・中学生では、世帯収入水準が低いほど、情緒や仲間関係のリスクがやや高い傾向がみられます。子どもが不安を解消し、安心できるよう相談支援の体制が必要です。
- 子どもの居場所については、無料で勉強をみてる場所、子ども食堂の利用意向が高くなっています。また、居場所の効果については、特に小学生では多くの項目が挙げられていることから希望する子どもができるだけ多く利用できることが求められます。子どもだけで行くことができる身近な場所に、数多くあることが望まれています。また、居場所を利用したくない理由としては「どんなことをしているかわからない」が3割近くとなっており、事業の内容を広く周知し、より子どもにとって行きやすい場所となる必要があります。

### (4)「保護者の生活面」における課題

- 保護者の学校行事への参加は、ひとり親世帯はふたり親世帯に比べて参加率が低くなっています。このことは、ひとり親世帯の多忙さが背景にあると考えられますが、学校行事に参加することによる親同士の交流機会が少ないことが推測され、子育てや様々な支援にまつわる情報量に影響すると考えられます。また、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が頼れる人や相談相手がいない人の割合が高く、地域の人に支えられていると感じる割合が低いことから、近所付き合いの希薄化、相談相手や助けてもらえる人が近所にいない状況がうかがえ、保護者が地域で孤立することのないよう取り組む必要があります。
- 世帯収入水準が低いほど、主観的な暮らし向きが苦しいと感じる割合が高くなり、中央値の2分の1未満では約2割が大変苦しいと回答しています。また、世帯収入水準が低いほど、心理的なストレスの度合いが高い傾向で、主観的幸福感は低い傾向

です。さらに、新型コロナウイルス感染症による影響を負担に感じた割合も高く、世帯収入の状況が、心身のストレス、幸福感、感染症の影響による負担感に影響していることがうかがえます。保護者自身が、自分の時間を楽しんだり、ゆったり過ごす時間を持つなどの機会を提供することも必要だと考えられます。



## 4 支援機関・居場所づくり事業調査の結果

### (1)就活ファクトリー東大阪

| 調査方法    | ヒアリング調査   |
|---------|---|
| 就労支援の内容 | スキルアップセミナーやキャリアカウンセリング、応募書類の添削指導、面接対策など、一人ひとりのケースに応じた支援を行っている。  |
| 来所者の状況  | 学生や子育て中の方など、さまざまな方が利用している。  |
| 企業との連携  | 子育て中の女性同士で不安や悩みを共有しながら、企業との交流の場を設け、働くことへの意識を高めて仕事と子育ての両立を目指すプログラムを行っている。<br>その他にも、企業との交流会や工場見学会なども開催している。 |

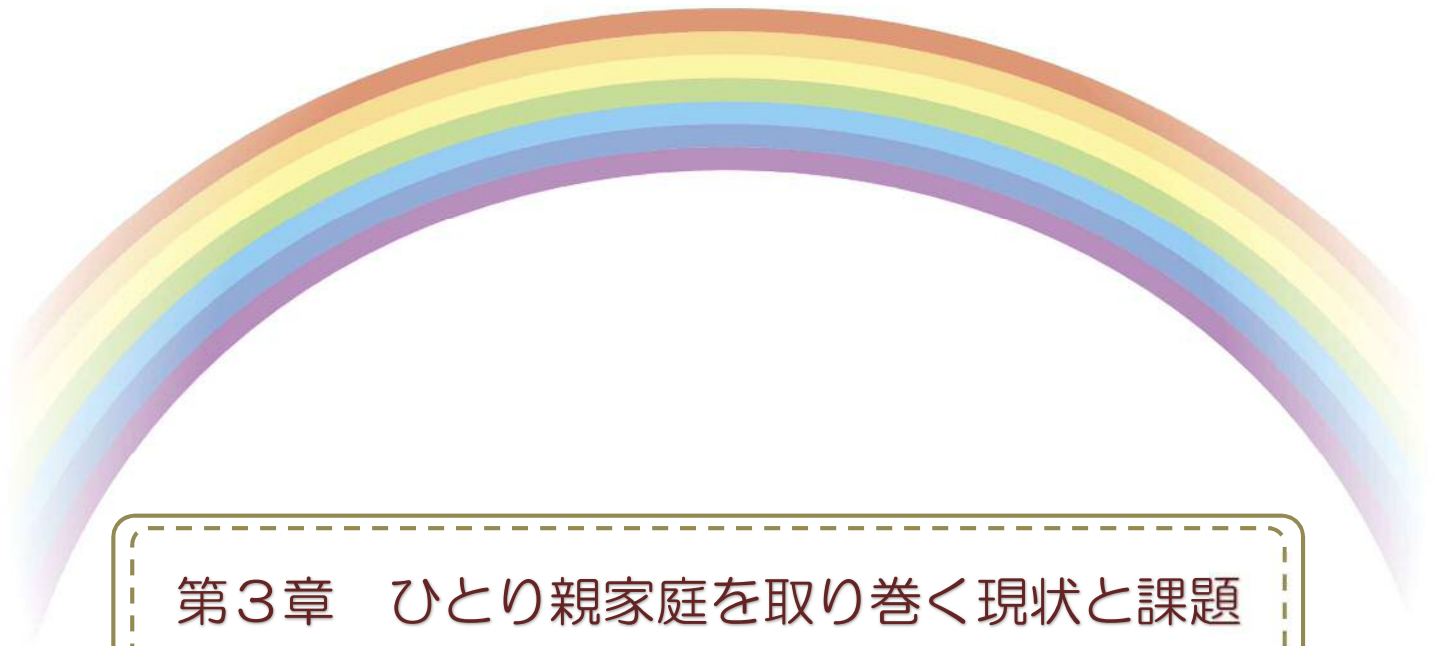
### (2)居場所づくり事業:子ども食堂

| 調査方法                  | アンケート調査  |
|-----------------------|--|
| 回答数                   | 10 団体  |
| 開催日時の周知・広報の方法         | チラシ配布・掲示、学校を通じて案内、SNS  |
| 対象                    | 開催団体によって対象はさまざまである<br>(子どもならだれでも、子ども以外を含め誰でも、小学生のみ対象、子どもと一緒に来る保護者も可等)  |
| 参加者の学年の状況             | ・低学年・高学年同じくらいのところが多数<br>・未就学児や中学生の参加もある  |
| 支援活動を行うにあたっての運営上の課題   | ・支援を必要とする対象者の把握が難しい<br>・活動資金・運営スタッフ・ボランティアスタッフが不足している<br>・感染症対策をどこまでやればよいかわからない<br>・運営に関する経験や情報が不足している<br>・食材が十分に集まらない<br>・地域の協力が得られない |
| 居場所づくり事業参加による子どもたちの変化 | 笑顔が増えた。よく話すようになった。学習に前向きになった。友達同士で遊ぶようになった。学校や家庭での話をしてくれるようになった  |
| 立ち上げる前の準備期間中に感じた課題    | ・立上げ時の資金・調理器具がない・足りない<br>・相談窓口がない<br>・周知する方法<br>・衛生管理や保健所との事務的なやり取りの負担が大きい<br>・住民の協力が得られない<br>・会場が見つからない<br>・スタッフが確保できない               |
| 連携実績のある支援機関           | 市教育委員会、子育て支援団体・ひとり親支援団体  |

| 調査方法                      | アンケート調査  |
|---------------------------|--|
| 連携を希望する団体や内容              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンク、NPO、ボランティア団体：安定した食材や飲み物の提供</li> <li>・小中学校：活動の周知</li> <li>・大学：大学生のボランティア</li> <li>・民間企業：協賛</li> <li>・社会福祉協議会：必要な家庭への周知</li> <li>・自治会：地域住民との連携</li> <li>・行政：小中学校や地域への周知の支援</li> </ul>   |
| 子どもたちや保護者への支援策についての提案(要約) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療も福祉も教育も、子どもに対する直接の給付が必要</li> <li>・何時も開いていて何時でも行ける様な場所があれば良い</li> <li>・学校・地域・社協・行政・地域の自治会などが支援を必要とする子や家庭に、広報してほしい</li> <li>・公民館や自治会館など、身近な公共施設で居場所の数を増やし、大規模に展開してほしい</li> <li>・このような活動をつなげる所、紹介する機会、機関など連携を補ってくれる機関が重要であると思う</li> </ul> |

### (3)居場所づくり事業:学習支援

| 調査方法                       | アンケート調査   |
|----------------------------|---|
| 回答数                        | 4 団体  |
| 開催日時の周知・広報の方法              | チラシ配布・掲示、学校を通じて案内   |
| 対象                         | 子どもならだれでも   |
| 参加者の学年の状況                  | 低学年が多いところが多い  |
| 支援活動を行うにあたっての運営上の課題        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動資金・運営スタッフ・ボランティアスタッフが不足している</li> <li>・支援を必要とする対象者の把握が難しい</li> </ul>   |
| 居場所づくり事業参加による子どもたちの変化      | 笑顔が増えた。学習に前向きになった。友達同士で遊ぶようになった。よく話すようになった。学習に集中できるようになり、成績が上がった。不登校が少し克服できた  |
| 連携実績のある支援機関                | 行政、民生委員、学校・教育支援団体   |
| 連携を希望する団体や内容               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校・高校：退職教員等で志ある人の参加</li> <li>・大学：大学生のボランティア</li> <li>・行政：交通費・事務費、教材・教具の費用負担</li> </ul>  |
| 居場所づくりとして工夫していること、配慮していること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから色々な話を聞くようにしている</li> <li>・子どもたちが、自分のわからないところを、指導者や友達に自由に質問し教え合う雰囲気ができるようにしている</li> <li>・入会の時に必ず保護者と面談して、親の願いや悩みを把握したうえで対応している</li> <li>・質問などには必ず応じ、自発性を重んじて、指導が強制的にならないようにしている</li> </ul> |
| 子どもたちや保護者への支援策についての提案(要約)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に支援の必要な子どもに対して、来てもらうのを待つのではなく、より積極的な働きかけが必要である</li> <li>・学外の子どもの居場所のみならず、学校や学童保育などの環境の充実も重要であると感じる</li> <li>・児童館など、地元で思い切り遊べる施設があるとよい</li> </ul>  |



第3章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題



# 第3章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

## 1 ひとり親家庭をめぐる現状

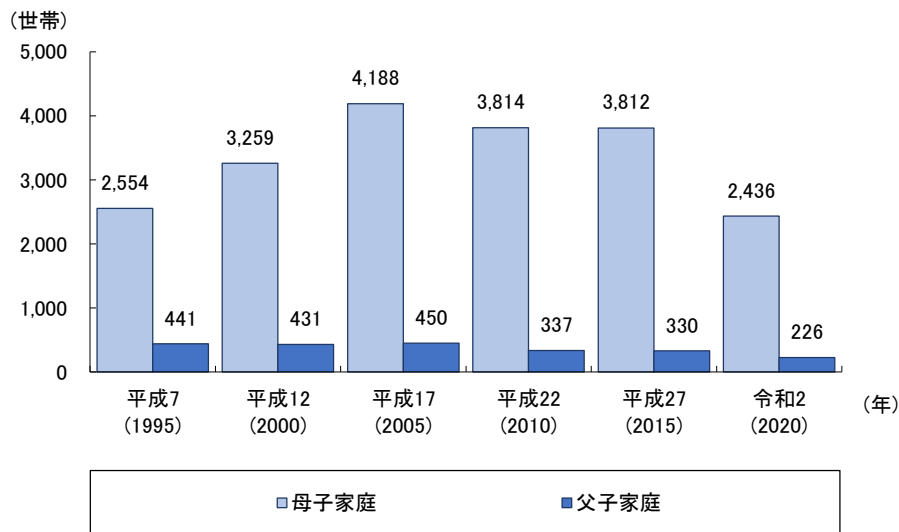
### (1)ひとり親家庭の状況

#### ①ひとり親世帯数の推移(東大阪市)

##### ■世帯数の推移

本市の母子家庭数は、平成7年から平成17年まで増加傾向にあり、平成17年に4,188世帯となりましたが、その後は減少に転じ、令和2年には2,436世帯となっています。

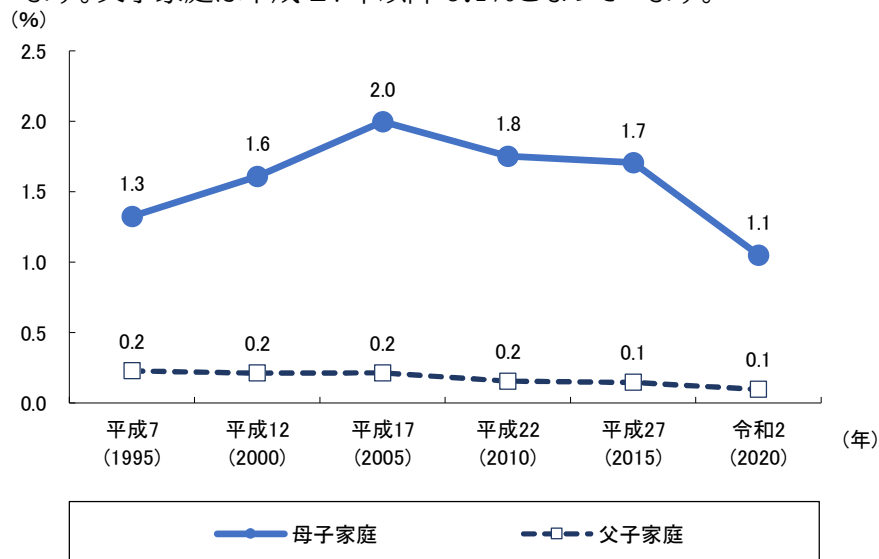
父子家庭も平成17年以降減少しており、令和2年には226世帯となっています。



資料:総務省「国勢調査」

##### ■全世界帯に占める母子・父子家庭の割合の推移(東大阪市)

本市のひとり親世帯の割合は、母子家庭は平成17年をピークにその後は減少し、令和2年には1.1%となっています。父子家庭は平成27年以降0.1%となっています。



資料:総務省「国勢調査」

## ②生活保護受給母子世帯数の推移(東大阪市・大阪府・全国)

生活保護受給母子世帯数は、全国・大阪府と同様に年々減少しており、減少割合は大阪府とほぼ同程度となっています。

(世帯)

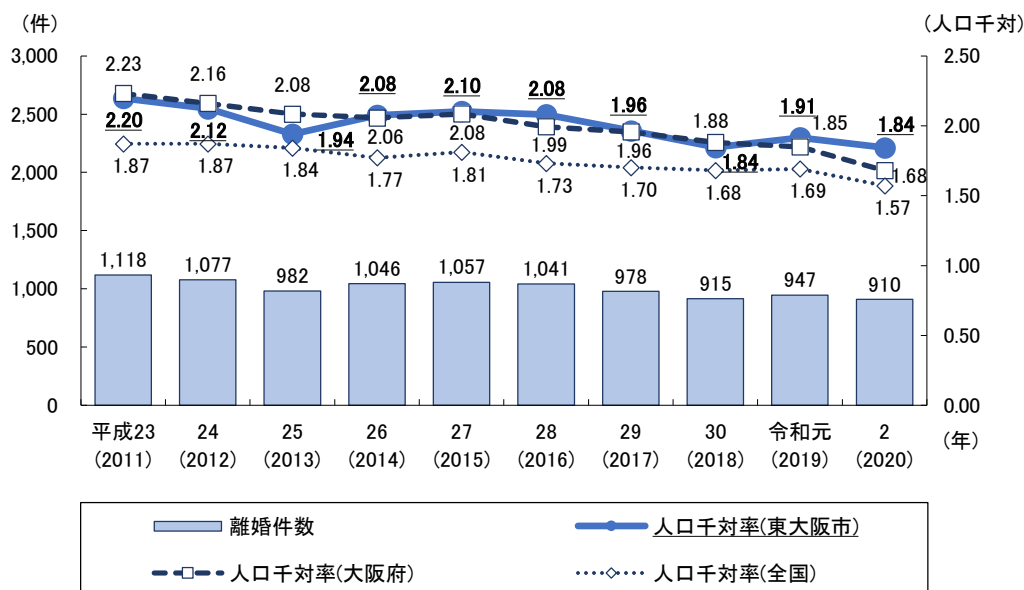
|          | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2年 | 令和<br>3年 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 東大阪市     | 1,656     | 1,460     | 1,314     | 998       | 870      | 751      | 674      |
| 東福祉事務所管内 | 330       | 311       | 268       | 212       | 198      | 164      | 162      |
| 中福祉事務所管内 | 554       | 457       | 403       | 312       | 262      | 227      | 202      |
| 西福祉事務所管内 | 772       | 692       | 643       | 474       | 410      | 360      | 310      |
| 大阪府      | 5,564     | 5,224     | 4,797     | 3,466     | 2,870    | 2,351    | 2,172    |
| 全国       | 105,438   | 100,929   | 95,489    | 83,050    | 77,307   | 72,362   | 68,110   |

※大阪府の数字は政令市・中核市を除きます。

資料:厚生労働省「被保護者調査」(毎年3月時点)

## ③離婚件数と離婚率の推移(東大阪市・大阪府・全国)

本市の離婚件数は平成 29 年以降 1,000 件を下回っており、令和2年には 910 件となっています。令和2年の人口千人あたりの離婚件数は 1.84 件と大阪府 1.68 件、全国の 1.57 件を上回っています。



資料:大阪府「人口動態調査」

#### ④児童扶養手当受給状況の推移(東大阪市)

児童扶養手当受給世帯数は年々減少しており、平成 27 年と令和4年を比べると2割以上減少しています。

(件)

|        |    | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支給     | 全額 | 3,917 | 3,553 | 3,421 | 3,180 | 3,412 | 3,228 | 3,003 | 2,890 |
|        | 一部 | 1,776 | 1,977 | 1,884 | 1,948 | 1,485 | 1,496 | 1,535 | 1,499 |
|        | 小計 | 5,693 | 5,530 | 5,305 | 5,128 | 4,897 | 4,724 | 4,538 | 4,389 |
| 対前年増減率 |    | 97.5% | 97.1% | 95.9% | 96.7% | 95.5% | 96.5% | 96.1% | 96.7% |
| 支給停止   |    | 340   | 449   | 437   | 455   | 441   | 454   | 470   | 463   |
| 合計     |    | 6,033 | 5,979 | 5,742 | 5,583 | 5,338 | 5,178 | 5,008 | 4,852 |

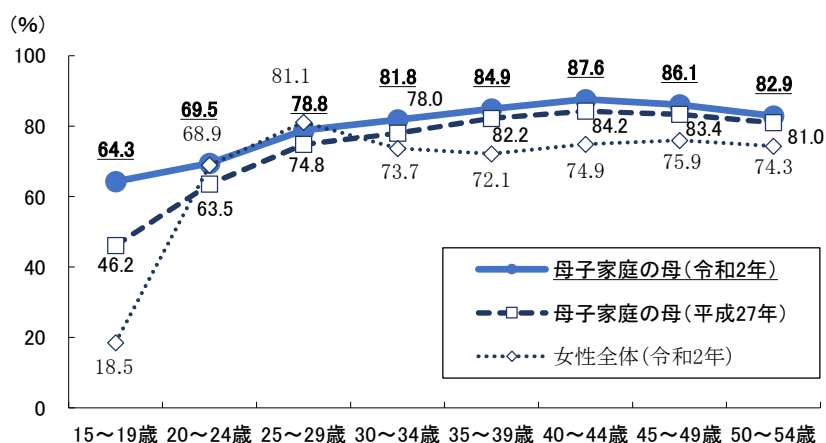
資料:東大阪市

#### ⑤ひとり親家庭の就業率(大阪府)

##### ■母子家庭の母と女性全体の就業率

大阪府における令和2年の母子家庭の母の就業率を女性全体と比較すると、15～19 歳の母子家庭の母の就業率は 64.3%と女性全体の 18.5%と比べて大幅に高くなっています。20 歳代は母子家庭の母と女性全体で就業率に大きな違いは見られませんが、30 歳以降では、女性全体の就業率は 25～29 歳と比べてやや低下するのに対して、母子家庭の母親はいずれの年代でも8割以上と高くなっています。

母子家庭の母の就業率を平成 27 年と比較すると、いずれの年齢層でも就業率が上昇しており、特に 15～19 歳で変化が大きくなっています。



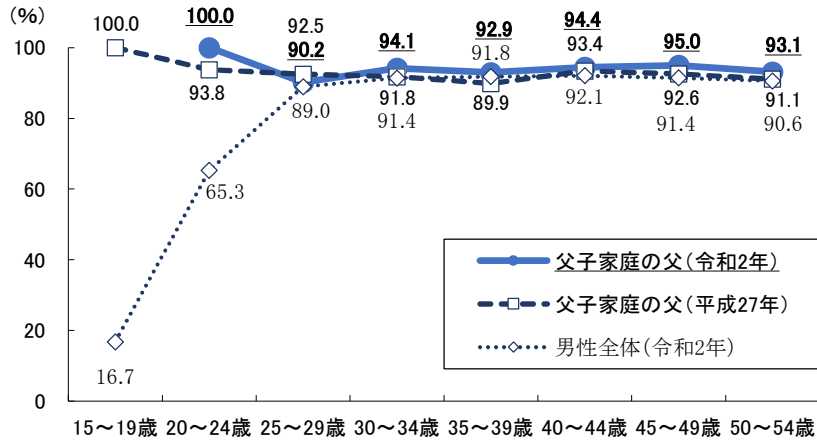
資料:総務省「国勢調査」



## ■父子家庭の父と男性全体の就業率

大阪府における令和2年の父子家庭の父の就業率を男性全体と比較すると、いずれの年齢層でも就業率は9割を超えており、25歳以上では男性全体との違いはほとんどありません。

平成27年との比較においても、父子家庭の父の就業率に大きな変化は見られません。



資料:総務省「国勢調査」



## (2)各種手当の受給状況

### ①母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談者数

就業相談者数が、それまでの70人前後から令和2年に90人と大幅に増加しているのは、新型コロナウイルス感染症流行の影響と考えられます。

(人)

|        | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2年 | 令和<br>3年 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 就業相談者数 | 72        | 61        | 69        | 65        | 71       | 90       | 63       |

### ②高等職業訓練促進給付金支給件数

平成28年、29年に支給件数が40件以上となっていますが、その他は30件台で推移しています。

(件)

|      | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2年 | 令和<br>3年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 支給件数 | 33        | 44        | 40        | 36        | 30       | 32       | 33       |

### ③プログラム策定事業の策定件数

プログラム策定件数は、平成27年以降増加していましたが、令和3年には減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により母子・父子自立支援員による相談件数の減少が影響していると考えられます。

(件)

|      | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2年 | 令和<br>3年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 策定件数 | 4         | 9         | 9         | 15        | 16       | 18       | 7        |

### ④保育所(園)へ入所したひとり親家庭の子ども的人数

平成29年以降減少傾向が続いていたのが、令和3年には再び増加しています。

(人)

|      | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2年 | 令和<br>3年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 入所人数 | 258       | 248       | 311       | 278       | 194      | 107      | 154      |

### ⑤ 市政情報相談課の法律相談における離婚に関する相談件数(参考)

市政情報相談課の法律相談における離婚相談件数は、平成 30 年以前と比べて近年は減少傾向となっています。

(件)

|      | 平成<br>27 年 | 平成<br>28 年 | 平成<br>29 年 | 平成<br>30 年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2 年 | 令和<br>3 年 |
|------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|
| 相談件数 | 362        | 354        | 309        | 317        | 275      | 216       | 229       |

### ⑥ 子ども家庭課の法律相談における相談内容と相談件数(参考)

子ども家庭課の法律相談における相談では、離婚については横ばいで推移しています。

(件)

|     | 平成<br>30 年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2 年 | 令和<br>3 年 |
|-----|------------|----------|-----------|-----------|
| 離婚  | 44         | 53       | 40        | 44        |
| 養育費 | 29         | 49       | 40        | 28        |
| その他 | 4          | 4        | 0         | 7         |

### ⑦ ひとり親家庭医療費の助成件数

ひとり親家庭医療費の助成件数は、令和2年がやや少なかった以外は概ね横ばいで推移しています。

(千件)

|      | 平成<br>27 年 | 平成<br>28 年 | 平成<br>29 年 | 平成<br>30 年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2 年 | 令和<br>3 年 |
|------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|
| 助成件数 | 127.6      | 129.3      | 130.3      | 129.6      | 131.1    | 112.0     | 120.9     |

### ⑧ 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数(新規・継続含む)

福祉資金の貸付件数は、平成 27 年と比べると大幅に減少しています。給付型奨学金と入学金・授業料の減免がセットになった高等教育の修学支援新制度が令和2年に開始されたことにより、福祉資金のうち修学資金の貸付件数が減少したと考えられます。

(件)

|      | 平成<br>27 年 | 平成<br>28 年 | 平成<br>29 年 | 平成<br>30 年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2 年 | 令和<br>3 年 |
|------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|
| 貸付件数 | 127        | 89         | 69         | 38         | 17       | 8         | 8         |

### ⑨母子・父子自立支援員による相談件数

母子・父子自立支援員による相談件数は、平成 30 年に 1,022 件と多くなっていますが、その後は減少しています。令和2年・3年は、新型コロナウイルス感染症流行の影響で対面による相談の自粛があったと考えられます。

(件)

|      | 平成<br>27 年 | 平成<br>28 年 | 平成<br>29 年 | 平成<br>30 年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2 年 | 令和<br>3 年 |
|------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|
| 相談件数 | 727        | 712        | 801        | 1,022      | 785      | 650       | 582       |

### ⑩母子福祉推進委員による相談件数

母子福祉推進委員による相談件数は、50 件前後で推移していましたが、令和 3 年は 32 件にとどまっています。

(件)

|      | 平成<br>27 年 | 平成<br>28 年 | 平成<br>29 年 | 平成<br>30 年 | 令和<br>元年 | 令和<br>2 年 | 令和<br>3 年 |
|------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|
| 相談件数 | 50         | 45         | 49         | 56         | 51       | 56        | 32        |

## 2 ひとり親家庭の生活に関する調査の結果

### (1)調査の概要

#### ①調査対象

児童扶養手当の現況届の案内を送付したひとり親家庭の保護者

#### ②調査方法

WEBサイトでの回答(児童扶養手当の現況届の案内にWEBサイトの案内を記載)  
現況届会場で、職員による調査票回収

#### ③調査期間

令和4年7月14日から令和4年8月19日まで

#### ④調査対象別配付数と回収結果

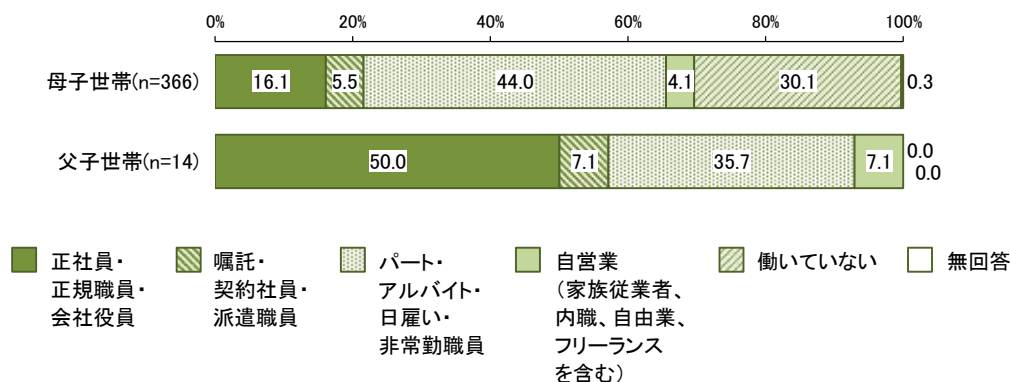
| 調査対象者  | 配付数    | 有効回収数(率)      |     |
|--------|--------|---------------|-----|
|        |        | 窓口回収          | WEB |
| ひとり親家庭 | 4,898人 | 382<br>(7.8%) | 91  |

### (2)ひとり親になったときの状況について

#### ①ひとり親家庭になったときの就労形態

あなたがひとり親家庭になられたときの、就労形態をお答えください。(あてはまるもの1つに○)

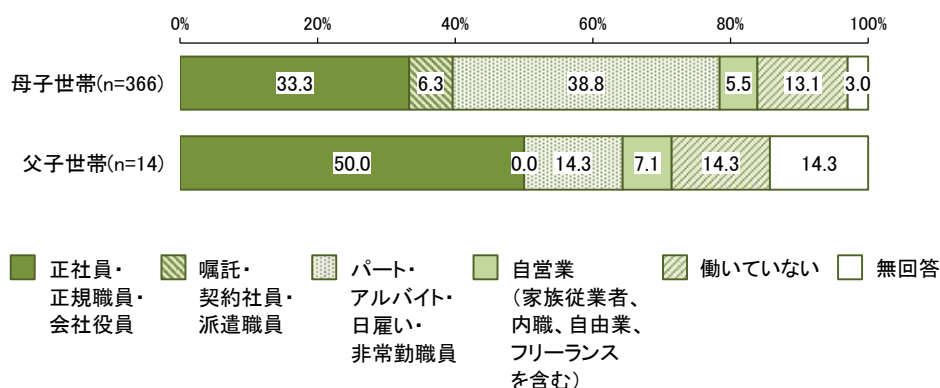
ひとり親家庭になったときの就労形態は、母子世帯は「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が44.0%で最も高く、次いで「働いていない」が30.1%となっています。父子世帯は「正社員・正規職員・会社役員」が最も高くなっています。



## ②現在の就労形態

あなたの現在の就労形態をお答えください。(あてはまるもの1つに○)

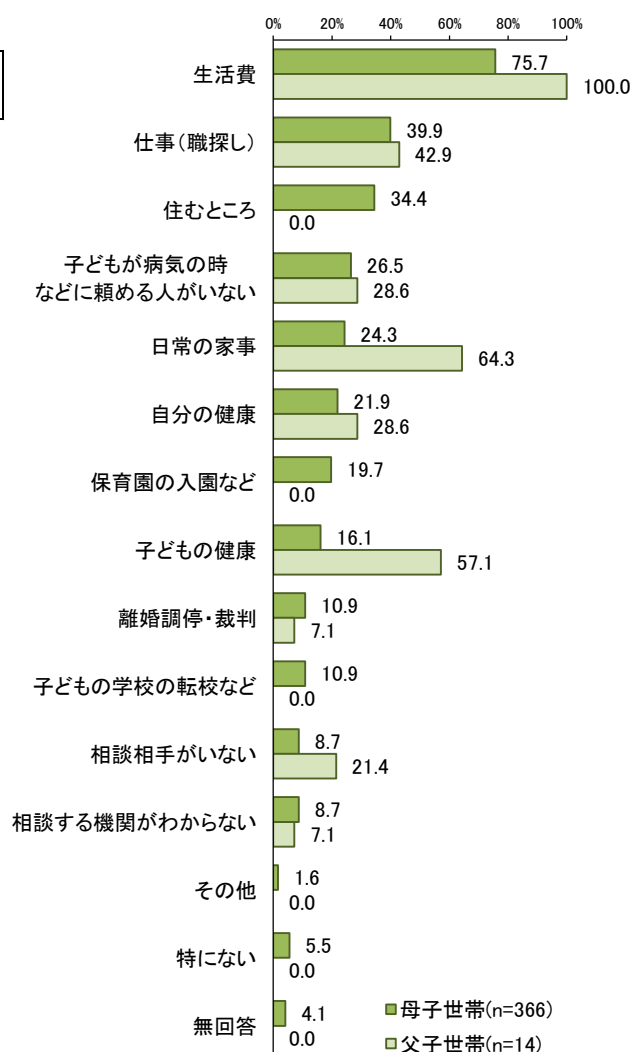
現在の就労形態は、母子世帯は「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が38.8%、「正社員・正規職員・会社役員」が33.3%、父子世帯は「正社員・正規職員・会社役員」が50.0%となっています。「働いていない」の割合は母子世帯で13.1%、父子世帯で14.3%となっています。



## ③ひとり親家庭になったときに困ったこと

あなたがひとり親になられたときに困ったことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

ひとり親家庭になったときに困ったことは、母子世帯、父子世帯ともに「生活費」の割合が最も高く、次いで、母子世帯は「仕事(職探し)」「住むところ」、父子世帯は「日常の家事」「子どもの健康」の順番となっています。



### (3)子どもとの関わり方について

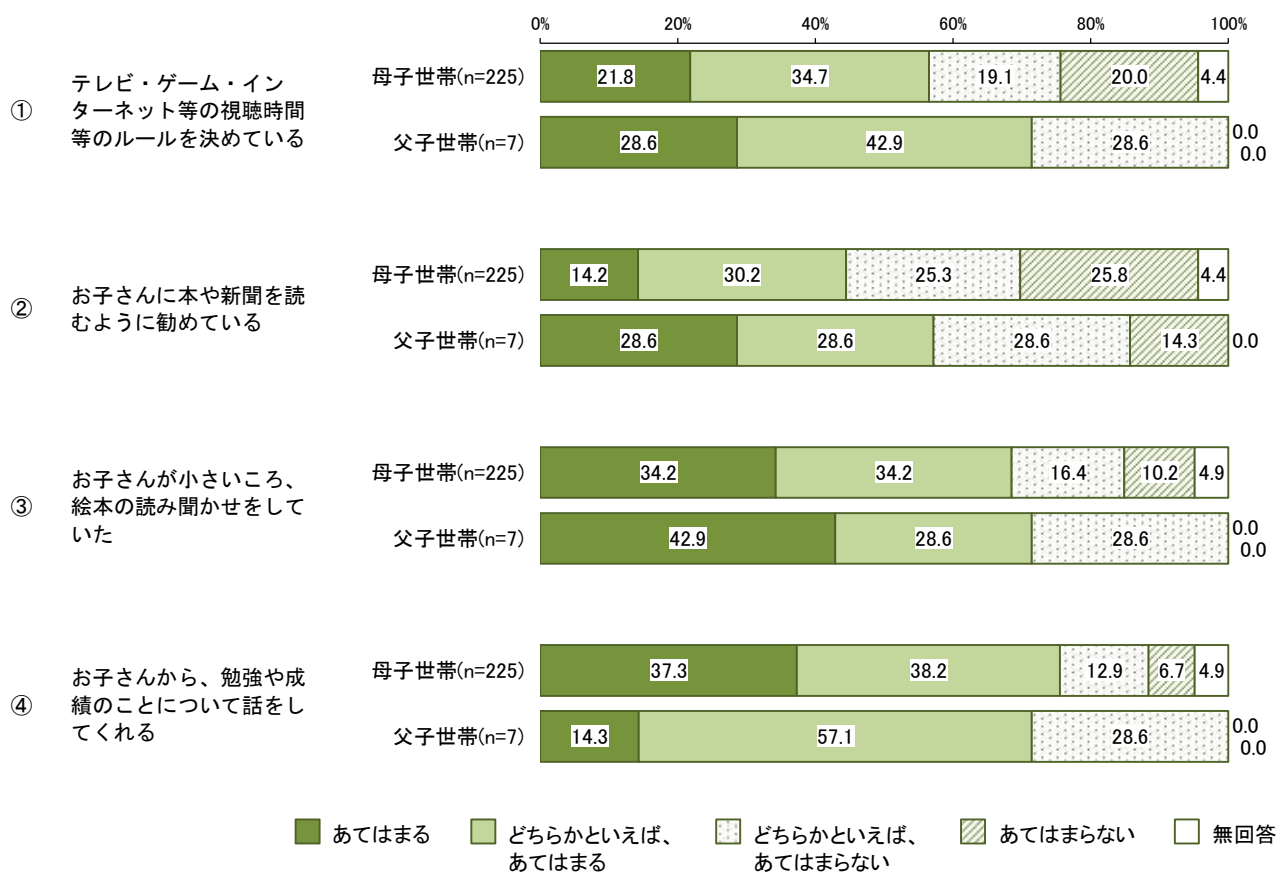
#### ①子どもとの関わり方

小学生・中学生のお子さんがいる方にお聞きます。あなたとお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらいあてはまりますか。(①～④それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

「テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている」については、『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）が母子世帯 56.5%・父子世帯 71.5%となっています。

「お子さんに本や新聞を読むように勧めている」については、『あてはまる』が母子世帯 44.4%・父子世帯 57.2%と、母子世帯で5割を下回っています。

「お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた」については、『あてはまる』が母子世帯 68.4%・父子世帯 71.5%、「お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる」については『あてはまる』が母子世帯 75.5%・父子世帯 71.4%と高くなっています。

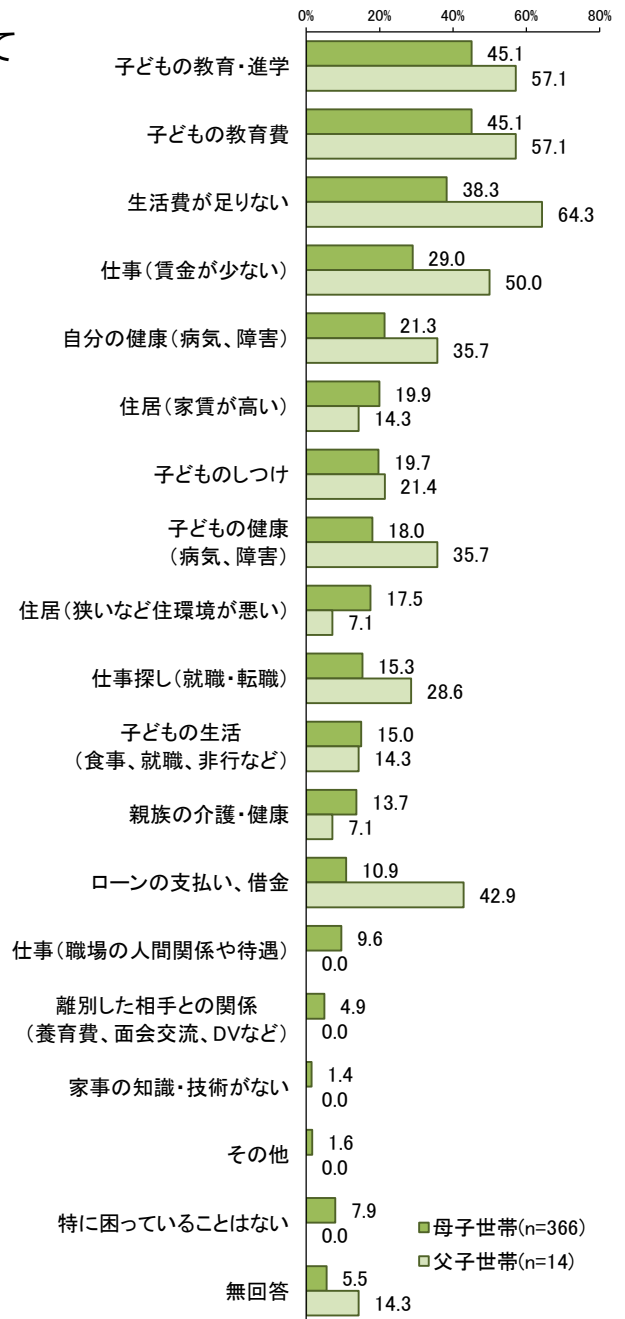


## (4) 困りごとや悩みの相談状況について

### ① 現在、困っていること

ご自身やお子さんのことで、現在、困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

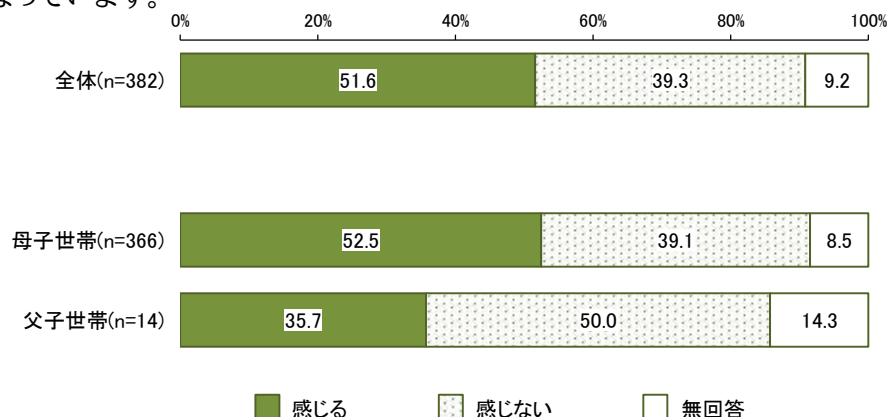
現在、困っていることは、母子世帯は「子どもの教育費」と「子どもの教育・進学」、父子世帯は「生活費が足りない」が最も高くなっています。



### ② 地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じるか

あなたは、地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じますか。(あてはまるもの1つに○)

地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じる人の割合は、母子世帯で52.5%、父子世帯で35.7%となっています。

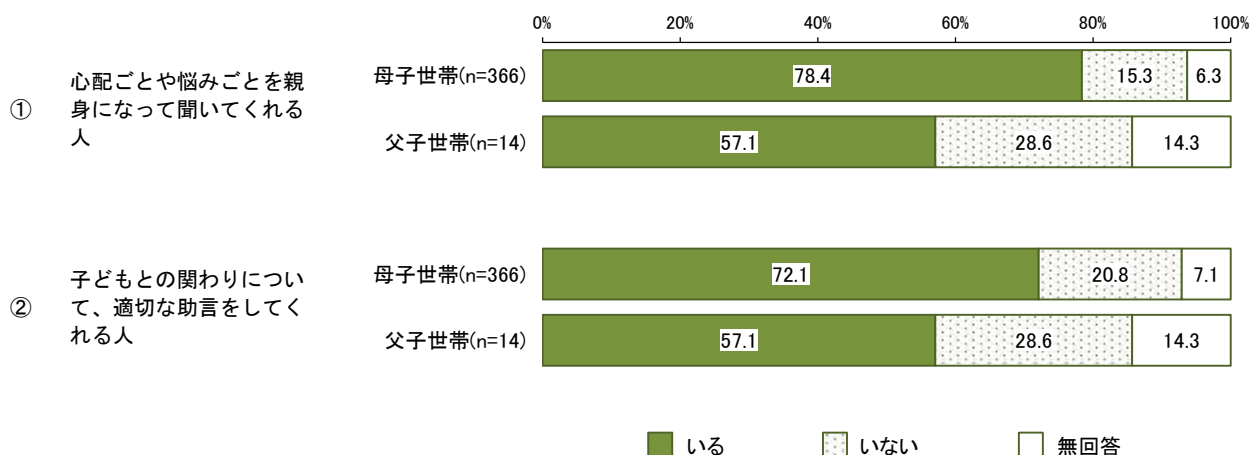




### ③悩みを聞いたり、助言したりしてくれる人の有無

あなたには、次のような人がいますか。(①②それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

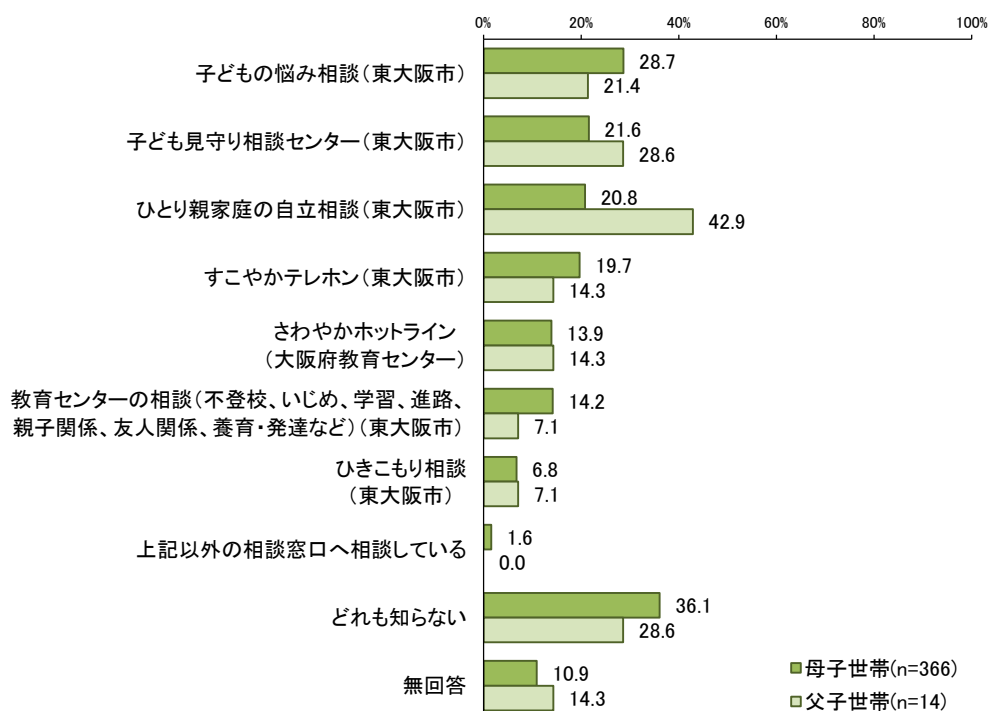
心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人がいる人の割合は、母子世帯で78.4%、父子世帯で57.1%、子どもとの関わりについて適切な助言をしてくれる人の割合は、母子世帯で72.1%、父子世帯で57.1%といずれも母子世帯の割合が高くなっています。



### ④子どもに関する相談窓口の認知

あなたは、子どものことや子育てについて相談できる、次のような相談窓口を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

子どもに関する相談窓口として知っているものは、母子世帯では「子どもの悩み相談(東大阪市)」、父子世帯では「ひとり親家庭の自立相談(東大阪市)」が最も高く、「どれも知らない」の割合は母子世帯で36.1%、父子世帯で28.6%となっています。

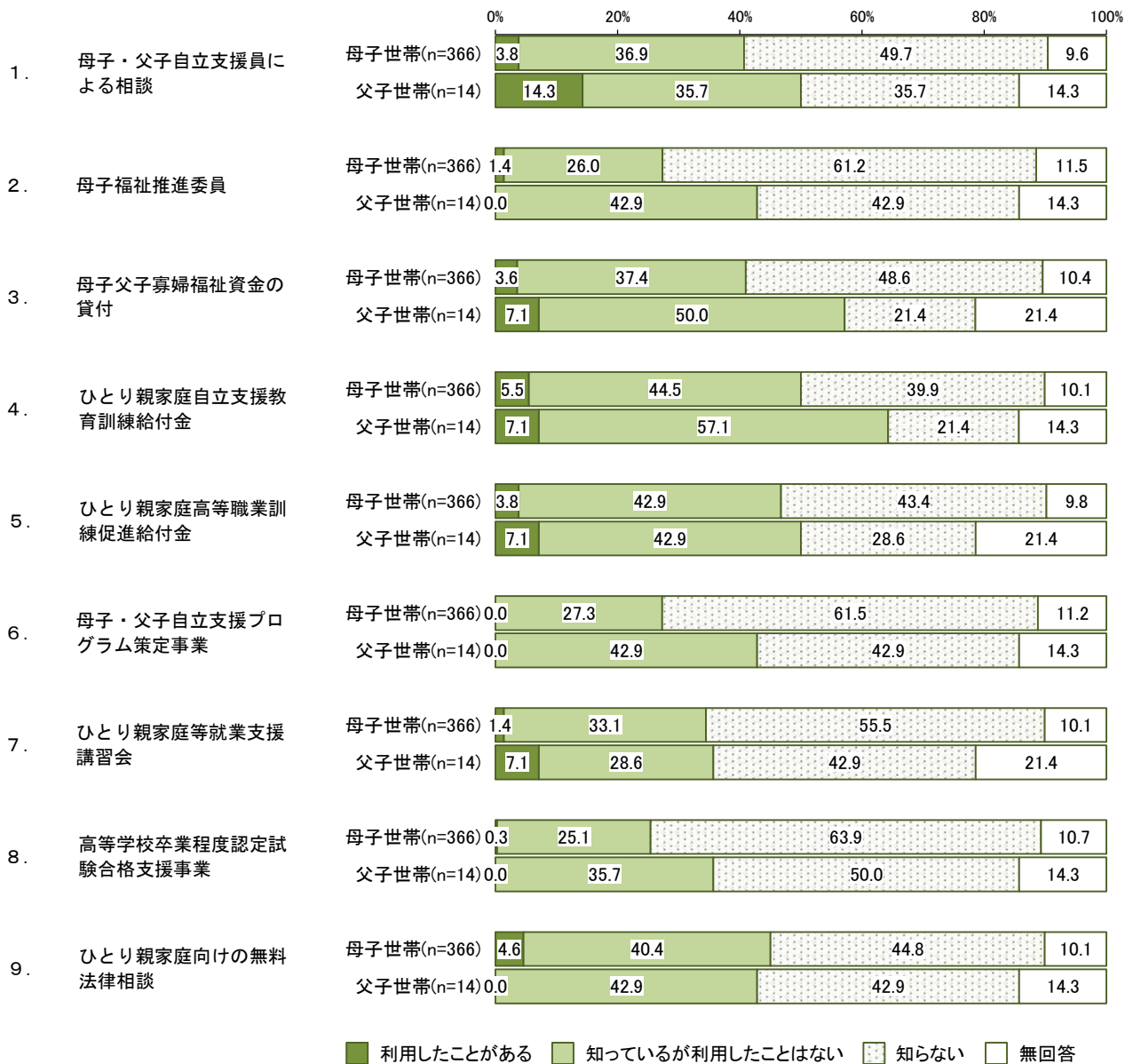


## ⑤東大阪市が実施する制度の利用と認知

ひとり親に関する制度についてお聞きします。当てはまるものに○をつけてください。

ひとり親に関する制度についての利用状況は、母子世帯は「4. ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」、父子世帯は「1. 母子・父子自立支援員による相談」が最も高くなっています。

「知らない」の割合は、母子家庭の「2. 母子福祉推進委員」「6. 母子・父子自立支援プログラム策定事業」「8. 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」で6割を超えています。

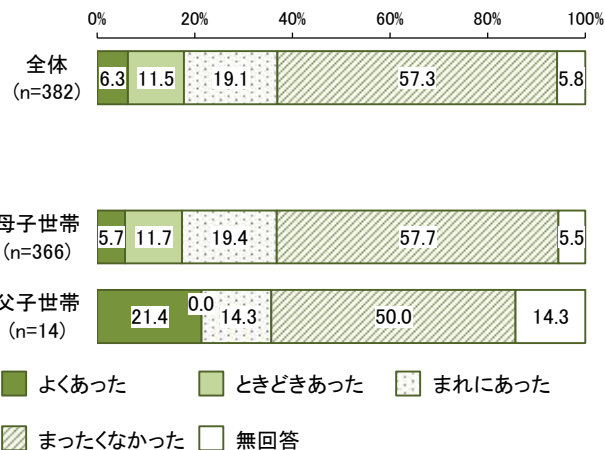


## (5)生活全般について

### ①家族が必要とする食料が買えない経験

あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。(あてはまるもの1つに○)

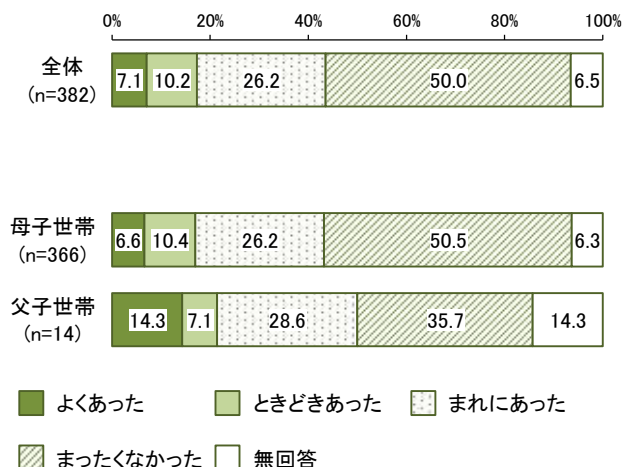
家族が必要とする食料が買えない経験が『あった』(「よくあった」と「ときどきあった」の合計)は母子世帯で17.4%、父子世帯で21.4%となっています。



### ②家族が必要とする衣服が買えない経験

あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。(あてはまるもの1つに○)

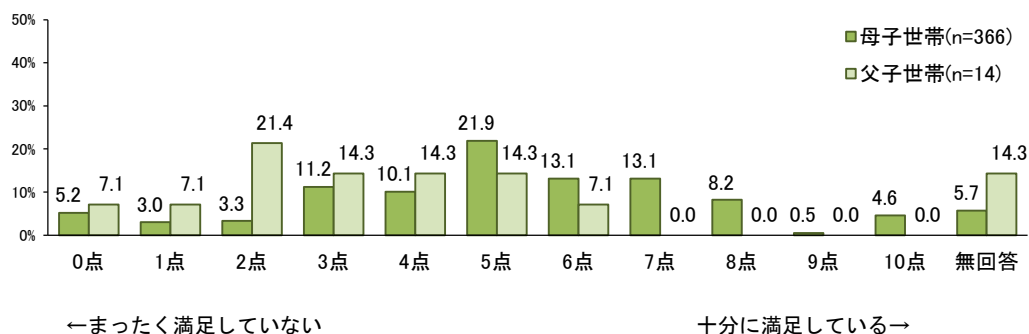
家族が必要とする衣服が買えない経験が『あった』割合は、母子世帯で17.0%、父子世帯で21.4%となっています。



### ③主観的幸福感

全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している)の数字で教えてください。(あてはまるもの1つに○)

「まったく満足していない」を0点、「十分に満足している」を10点とする主観的幸福感は、母子世帯は「5点」、父子世帯は「2点」が最も多く、平均点は、母子世帯で5.10点、父子世帯で3.08点となっています。



### 3 ひとり親家庭の調査からみえる課題

---

#### (1)母子世帯の就労における課題

- 母子世帯では、ひとり親になったときに正社員等であった割合は16.1%に過ぎず、約3割は働いていない状況です。現在の就労形態では、働いていない人は1割強となり、ひとり親になる前と後では、就労形態が変化している人が多いことがわかります。働いていなかった方がひとり親になると、仕事を探す前に子どもを預ける場所を探さなければならず、自立に向けて解決しなければならない問題となります。

#### (2)生活面における課題

- ひとり親になったときに困ったことでは、母子世帯と父子世帯で異なるのが、「住むところ」「保育園の入園など」「子どもの学校の転校など」が母子世帯では一定割合で挙げられているのに対して父子世帯ではゼロであることです。母子世帯で「住むところ」の回答が多いのは、それまでに住んでいたところから出ていることが多いと考えられます。

母子世帯の3人に1人が、ひとり親になった時に仕事と住まいという生活の基盤となるものを確保することに苦労していることがわかります。

- 一方で、父子世帯では、「日常の家事」「子どもの健康」の回答割合が高くなっており、家事・育児の経験の少なさがひとり親になった時の困りごとに現れていると考えられます。

また、現在困りごとを抱えている割合が総じて母子世帯よりも高く、父子世帯が生活上のさまざまな困難を抱えていることがわかります。

- 家族が必要とする食料や衣服が買えない欠乏経験では、子どもの生活実態調査の結果と比べると、食料・衣服ともに買えない経験は概ね中央値の2分の1未満の世帯と同様の傾向となっており、経済状態の厳しさがうかがえます。
- 主観的幸福感をみると、母子世帯の平均点は子どもの生活実態調査の結果とほとんど変わらない一方で父子世帯の平均点の低さが際立っています。
- 地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じるかどうかがや悩みを聞いたり、助言してくれる人がいるかどうかの回答を、子どもの生活実態調査の結果と比べると、母子世帯・父子世帯とも、それぞれの割合は低く、特に父子世帯の割合が低くなっています。

ひとり親世帯が地域で孤立する傾向があるなかで、父子世帯はより一層孤立傾向が強いことが見て取れます。

#### (3)制度周知に関する課題

- 子どもに関する相談窓口の認知について「どれも知らない」が3割程度となっております。また、東大阪市が実施するひとり親に関する制度について、どの制度においても「知らない」の回答が約4割から6割となっております。制度や相談窓口について認知度を高め、支援を必要とする方にきちんと届くようにしていく必要があります。

## 4 支援機関調査の結果

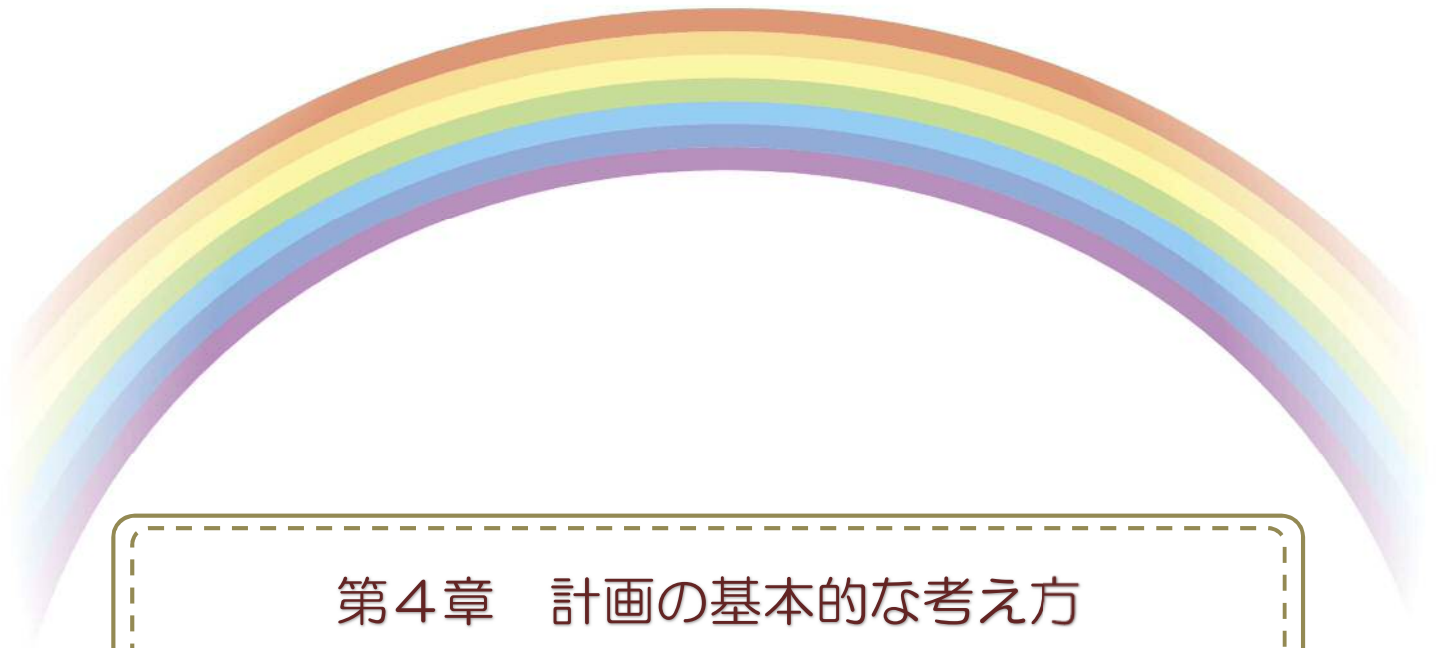
### (1)母子・父子自立支援員

| 調査方法                | ヒアリング及びアンケート調査   |
|---------------------|--|
| 母子世帯の相談内容           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な問題の相談が最も多い。</li> <li>・自立のために活用できることを一緒に考える相談が増えている。</li> <li>・コロナの影響で失業し、困っているという相談が増えた。</li> <li>・離婚前相談で、DVが原因のケースもある。</li> </ul>   |
| 養育費について             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手と関わるのが嫌で受け取る気がない人もいる。</li> <li>・養育費は精神的なつながりにも関わるので、子どものために受け取ってもらいたいと思って支援をしている。</li> </ul>   |
| 母子家庭の母親の支援で必要だと思うこと | <p>(1)生活面での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活力向上、離婚後の生活への事前準備などの支援や情報提供。</li> <li>・困ったときに相談しやすいシステム。</li> <li>・生活困窮にならないよう、安心した生活が送れる経済施策の充実。</li> </ul> <p>(2)育児や子どものことについての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親族や知人以外にも安心して子育ての相談ができる場所づくり。</li> <li>・親の状況に関わらず、子が平等に満足な教育や学校生活を送れる制度や保障の充実。</li> <li>・地域や学校でも、子が安心して話せる、聞ける支援づくりの充実(スクールカウンセラー等々)。</li> </ul> <p>(3)就労に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の収入基準に縛られずに、就労や自立を進めるための積極的な支援策。</li> <li>・子の預かり体制の強化(保育所入所も含む)。子育てと両立できる働きやすい職場づくり(子の急病等にも対応してくれる職場等)。職場内の保育施設の充実。</li> <li>・児童扶養手当について、収入の増加分以上に手当が減ることはないことの周知が必要。</li> <li>・ハローワークや母子連等と連携し、情報共有をしながら就労につながるよう支援する必要がある。</li> <li>・就労しながらスキルアップできる体制や講座の充実及び情報提供。応援資金や貸付の充実。</li> <li>・夜間や土日祝の相談窓口。メール、ラインによる相談。</li> <li>・生活向上のために現職でのスキルアップや「母子父子家庭自立支援給付金」制度の活用を促す。</li> </ul> |
| 父子世帯の相談             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済面の相談はほとんどない。</li> <li>・子どもの養育に関する相談が多い。思春期の女の子への接し方や、母親が教えるようなことをどう教えたらいいかなど。</li> <li>・乳幼児の子どもへの預け先がないという相談があった。認可外の保育園を紹介したりするが、父子への支援は少ない。家事や育児に困っているという相談には、ファミリー・サポート・センターやワンコイン生活サポート事業などを紹介している。</li> </ul>   |
| 庁内の連携               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時に保育サポーターに相談して、母子の相談につながることもある。乳幼児がいる場合は、保育所探し、仕事探しの支援が多い。</li> <li>・離婚前相談で、仕事や住居、経済面の準備ができていない場合は、就労支援や住居支援、生活困窮者自立支援事業、生活保護の制度と連携している。</li> <li>・DVや虐待がある場合は、DV専門相談窓口や子ども見守り相談センター等と連携している。</li> <li>・生活の立て直しが必要な場合は、生活再建や生活保護と連携する。</li> <li>・DVがある場合、状況によってはすぐに警察に相談するようアドバイスしている。</li> </ul>   |

## (2)ハローワーク布施(マザーズコーナー)

| 調査方法         | ヒアリング調査  |
|--------------|--|
| 登録者の状況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職して次の仕事を探しに来る人、転職先を探している人、退職後しばらくして仕事を探したいという人の3つぐらいに分かれる。再就職の人は、退職してからの期間がたっている人が大半である。</li> <li>・フルタイムで一定の収入以上を希望する人もいるが、児童扶養手当の範囲内で働きたい人もいる。</li> <li>・子どもが高校生ぐらいになり進学等でお金が必要になる時期にフルタイムや高収入が見込める求人を希望する人が多くなる。</li> <li>・マザーズコーナーの窓口で対応する人は小さい子どもがいる人が多いので、パート希望者が多い。</li> <li>・子どもが小さい間は、短時間勤務を希望される人が多い。</li> </ul> |
| 企業の求人の状況     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大阪市は製造業の求人が多く、組立や梱包などの仕事や事務職など経験や技術がなくても応募可能な求人もあり、女性が子育てと仕事を両立できる求人が多い。</li> <li>・パート求人では日数や時間の相談可能な求人は多い。</li> <li>・求人数は徐々に増えているが、有効求人倍率は 1.1 前後で推移している。</li> </ul>   |
| 新型コロナウイルスの影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間が短くなり収入が減るので転職したいという相談や、すぐに次の仕事先を見つける必要がある人もみられる。</li> <li>・求職者数は増えている。支援金などを利用しながら転職先を探す人も、昨年よりは増えている印象だ。</li> <li>・コロナがきっかけで、何かあったら休める体制を整えたり、社員のライフスタイルは変化していくということが再認識されている。子育て中の女性に配慮した働き方を用意する企業もある。</li> </ul>  |
| 就労支援を行う上での課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもが預け先がない状態で相談に来る人は多く、就職活動と保育園探しなどを、どう進めていけばよいかわからないという人は多い。</li> <li>・職業訓練を受講すると資格取得につながりやすいが、就職活動もしながら資格取得をするのは難しい。託児所がある訓練コースは少なく、職業訓練の場所は大阪市内が多く、子どもを預けて通うのは時間的に厳しいので、職業訓練の希望者は少ない。</li> </ul>  |





## 第4章 計画の基本的な考え方





## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、  
子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち

明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちです。子どもたちは成長過程を通じてさまざまなことを学び、一人ひとりが個性や能力を伸ばし発揮することができる、かけがえのない存在です。すべての子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、子どもたちが有する「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利※を尊重し、これらの権利が保障されるように環境整備や支援をしていく必要があります。私たちは、本市で暮らすすべての子どもたちが子ども時代の豊かな経験を糧に自分の可能性を信じて将来の夢や希望の実現に向かって前向きに挑戦し、未来を切り開いていけるように、さまざまな子ども・子育て支援施策を展開してきました。

しかし、現実には生まれ育った環境が子どもたちに及ぼす影響は大きく、家庭の経済状況等によって進学を諦めざるをえなかったり、学習の継続が困難になったりと、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が左右されてしまうおそれがあります。

子どもの貧困対策は第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目のない施策を実施していく必要があります。同時に、子どもの貧困の背景には生まれ育った家庭の事情や保護者の就労状況があることから、子どものみならずその保護者の生活や就労を支援していく視点も必要です。いわば、子どもの貧困対策を着実に推進していくためには、子どものいるすべての家庭への総合的な支援体制を築いていかねばなりません。

また、ひとり親家庭の多くが、収入や住居、子どもの養育等様々な困難を抱えており、子どもへの影響(子どもの貧困対策)等も含めて、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、その誰もが自らの力を発揮して、希望をもって暮らすことができるよう支援に取り組まなければなりません。

本市は、子どもの基本的人権を尊重し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく等しく教育を受ける機会が保障され、夢と希望をもって自らの未来を切り拓いていける社会、また、すべての家庭が生き生きと安心して子どもを育むことができる社会の実現を目指します。

※「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。)



## 2 基本的な姿勢

### (1)東大阪市全体での取組へ

子どもの貧困は、生活のあらゆる場面にその影響を及ぼすことから、子どもの成長を長期的な視野で包括的に支援する体制を築くために教育、保育、就労支援、保健、医療、食育等さまざまな分野が連携し、一体的に対策に取り組むことが大切です。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく自分の将来に希望を持てる地域社会の実現に向けて、東大阪市全体で子どもの成長を支援します。また、関係部局が横断的・総合的に連携しながら施策を展開することにより、困りごとや悩みごとがある人を早期に適切な支援につないでいく「つなぐ支援」を推進します。また、支援を利用することで新たな偏見等を生まないように、制度について正しく周知・広報し、相談しやすい、また支援を利用しやすい環境を整えるよう取り組んでまいります。

### (2)今、そこにある子どもの貧困へ向き合う

貧困状況にあるかどうかは外見からは見分けがつかない場合もあり、子どもや親子と関わる人々や機関が、日常の会話やちょっとした変化等から困難を抱えている家庭の存在に気づき、必要な支援につなげていくことが大切です。また、子どもの貧困は、子どもの健康を脅かしたり、さまざまな問題につながったりするなど、喫緊の対応が求められる場合があります。支援を必要とする子どもの存在にいち早く気づき、早期かつきめ細かな支援を行うために、各相談窓口が連携し、必要な支援につなげることができるように取り組みます。

### (3)貧困の予防・世代間連鎖の解消

子どもの貧困は、貧困の連鎖によって大人になってからも引き継がれる場合があります。今、貧困の状態にある子どもたちが大人になってもその状態を抜け出せない状況を生まないように、長期的な視野に立ち子どもたちのライフステージに沿って切れ目のない支援を行います。

また、すべての子どもたちが、大人になった時に貧困の状態に陥らないようにすることが大切です。すべての子どもたちが希望する教育を受けることができたり、職業観や就労意欲を育む環境を整備することによって、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来に希望をもってそれぞれの夢に挑戦することができ前向きに成長していけるように、教育の支援やキャリア教育の充実に取り組みます。

### (4)市民参加型による支援へ向けた意識の醸成

支援を必要とする子どもたちの早期発見、早期対応には地域との連携が必要です。また、子どもたちやその保護者が支援の前後においても孤立しないように、地域のボランティアやNPO、事業所等にも参加いただき、支援につながる前の見守りや支援後のアフターフォローも含めて全市的な取組として実施することが必要です。市民への研修、普及・啓発を通じ、子どもたちが置かれている実態や必要な制度の周知等を行うことで、意識の醸成による市民参加型の支援を目指します。

## (5)ひとり親家庭への生活の安定と向上

ひとり親家庭の生活の安定と向上に向けきめ細やかな福祉サービスを提供し、また、家庭の状況に応じた情報を積極的に提供し、自立を支援する仕組みづくりを進めます。また、ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備し、ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため社会に働きかけます。

## 3 施策体系(具体的な取組)

この計画は、「すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち」を基本理念に掲げ、その実現に向けた具体的な取組として、「子供の貧困対策に関する大綱」にある重点的支援方針や「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を柱として推進します。

すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、  
子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち

| 施策の方向                     | 主な施策内容  |
|---------------------------|---|
| 1 教育の支援<br>～まなびを応援～       | (1)学校等での子どもへの支援<br>(2)教育費負担の軽減<br>(3)大学等進学に対する教育機会の提供<br>(4)生活困窮世帯への学習支援<br>(5)その他の教育支援             |
| 2 生活の支援<br>～くらしを応援～       | (1)保護者の生活支援<br>(2)子どもの生活支援<br>(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備<br>(4)妊娠期から切れ目のない支援<br>(5)住宅の支援<br>(6)相談機能の充実 |
| 3 保護者に対する就労の支援<br>～家族を応援～ | (1)保護者に対する就労の支援<br>(2)ひとり親家庭等に対する就労の支援  |
| 4 経済的支援                   | (1)子育て世帯への経済的支援<br>(2)ひとり親家庭等への経済的支援<br>(3)ひとり親家庭等の養育費確保に関する取決めの促進                                  |

本市では、子どもの成長や子育てを応援するためのさまざまな事業や支援に取り組んでいます。子どもの貧困状況を防ぎ、健やかな成長を支援するためには多分野の連携による包括的な取組が必要であり、上記に掲げる主な施策を中心としながらこの計画を推進します。

## 1. 教育の支援 ～まなびを応援～

- 教育は子どもたちの好奇心を育て子どもたちの可能性を拓けるとともに、社会に羽ばたく準備をするための大切な過程です。貧困の責任は子どもにはなく、経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組みます。
- 悩みごとや困りごとを抱える子どもたちや保護者が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行います。

## 2. 生活の支援 ～くらしを応援～

- 働きたくても働けなかったり、生活に困難等がある家庭には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって生活の基盤づくりや自立を支援します。
- 子どもたちや保護者が安心して生活できるように、子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言を行います。
- 子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる子ども食堂や学習を伴う居場所づくりを推進します。子どもだけで行くことができる身近な場所に数多く設置できるよう、また子どもたちに知ってもらえるよう、事業や居場所の周知を行います。
- 子どもの貧困を防ぐためには、子ども本人はもとより、保護者を含め、家庭全体を自立に向けて包括的に支援する必要があります。悩みごとや困りごとを抱える家庭が社会的に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置するとともに、相談しやすい環境を整備し、子どもや保護者が社会とつながるきっかけづくりを進めます。
- 家庭での家事や育児、精神面、身体面の悩みについて相談を行い、生活に困難が生じている場合にはスムーズに対応できるように各関係機関で連携し、相談窓口をつなぐ仕組みを構築します。
- 本来大人が担うような家族のケアなどを日常的に行っていることにより、年齢や成長度合いに見合わない重い責任等を担っているヤングケアラーの子どもやその家族を支援し、子ども自身の権利を守っていきます。
- 高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していきます。

## 3. 保護者に対する就労の支援 ～家族を応援～

- 職業生活の安定・向上するための支援を行います。
- ひとり親家庭等が自立した生活を送れるよう、職業能力向上のための訓練等の実施・促進、就業機会の創出など、就業を軸とした自立支援を行います。

## 4. 経済的支援

- 経済的な安定は日々のくらしの安心感をもたらすとともに、子どもの学びを支え将来について前向きな見通しを持つためにも重要です。子育て世帯に経済的な支援を行い、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援します。
- ひとり親家庭等の生活の安定と健やかな成長のために、養育費の支払いが当たり前の社会となるよう機運を醸成するとともに、養育費の確保に向けた取組を推進します。

## 4 指標の設定

子どもの貧困対策は未然防止も含めて、子どもたちのライフステージに応じて、長期的に取り組む必要があり、関係機関が連携しさまざまな角度から包括的に実施する必要があります。

この計画に掲げる施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、更なる施策展開につなげていくために、以下のとおり指標を設定します。各指標は「子どもの生活実態調査」の結果から把握可能な事項を基に定めており、継続的な調査の実施により各指標の評価を測ります。

1次プランが前回計画、2次プランが今計画における指標となります。

表:本計画における効果等の検証・評価のための指標

| 指標          |   | 1次プラン                            | 2次プラン     | 増減      |        |  |
|-------------|---|----------------------------------|-----------|---------|--------|--|
| 1           | 学力に課題のある子どもの状況  | 学校の勉強が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の割合 | 小学生 1.8%  | 4.6%    | 2.8%   |  |
|             |   |                                  | 中学生 7.5%  | 11.8%   | 4.3%   |  |
|             |   | 学校の授業以外の勉強をまったくしない割合             | 小学生 4.9%  | 4.8%    | -0.1%  |  |
|             |   |                                  | 中学生 9.3%  | 11.9%   | 2.6%   |  |
| 2           | 朝食欠食児童・生徒の割合  | 小学生 4.1%                         | 2.0%      | -2.1%   |        |  |
|             |   | 中学生 5.7%                         | 8.2%      | 2.5%    |        |  |
| 3           | 相談相手が欲しいひとり親の割合   |                                  |           |         |        |  |
|             | ①心配事を聞いてくれる人がいない  |                                  | 25.8%     | 16.5%   | -9.3%  |  |
|             | ②子どもとの関わりで助言してくれる人がいない                                      |                                  | 32.4%     | 20.6%   | -11.8% |  |
|             | ③困ったときに相談相手がいない割合   | 母子 5.0%                          | 11.3%     | 6.3%    |        |  |
| 父子 2.8%     |   | 13.0%                            | 10.2%     |         |        |  |
| 4           | 必要な頼れる相手がいない人の割合（相談できる人がいない）                                |                                  | 2.1%      | 2.9%    | 0.8%   |  |
| 5           | 地域で支えられていると感じる人の割合  |                                  |           |         |        |  |
|             | ひとり親  |                                  | 51.6%     |         |        |  |
|             | 全世帯   | 56.1%                            | 67.1%     | 11.0%   |        |  |
| 6           | 困窮度Ⅰ世帯で、子どもへの経済的な理由による経験にて、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」と回答した割合 |                                  | 4.2%      | 2.5%    | -1.7%  |  |
| 7           | 困窮度Ⅰ世帯で、経済的な理由による経験にて、ライフライン・生活面での経験をした割合                   | 国保料の滞滞                           | 18.9%     | 10.8%   | -8.1%  |  |
|             |   | 電気・ガス・水道の停止                      | 5.3%      | 5.0%    | -0.3%  |  |
|             |   | 医療機関を受診できなかった                    | 7.4%      | 5.3%    | -2.1%  |  |
| 8           | 困窮度Ⅰ世帯で、困ったときに相談相手・相談先で公的機関や役所の相談員を選択した割合                   |                                  | 3.2%      | 4.6%    | 1.4%   |  |
| 9           | 欠乏経験  | 食料が買えない                          | ひとり親      |         | 36.9%  |  |
|             |   |                                  | 全世帯       |         | 10.6%  |  |
|             |   | 衣服が買えない                          | ひとり親      |         | 43.5%  |  |
|             |   |                                  | 全世帯       |         | 13.8%  |  |
| 10          | 放課後に誰と過ごしているかとの回答で「ひとりですぐす」と回答した割合                          |                                  | 小学生 18.2% | 14.2%   | -4.0%  |  |
|             |   |                                  | 中学生 17.1% | 19.7%   | 2.6%   |  |
| 11          | 自己効力感や自己肯定感   |                                  |           |         |        |  |
|             | ①自分に自信がある   | 小学生                              | 23.3%     | 23.1%   | -0.2%  |  |
|             |   | 中学生                              | 14.2%     | 13.1%   | -1.1%  |  |
|             | ②自分の考えをはっきり相手に伝えることができる                                     | 小学生                              | 24.5%     | 25.1%   | 0.6%   |  |
|             |   | 中学生                              | 24.2%     | 20.8%   | -3.4%  |  |
|             | ③大人は信用できる   | 小学生                              | 46.1%     | 37.9%   | -8.2%  |  |
|             |   | 中学生                              | 23.8%     | 19.1%   | -4.7%  |  |
|             | ④自分の将来の夢や目標を持っている   | 小学生                              | 65.1%     | 54.0%   | -11.1% |  |
|             |   | 中学生                              | 37.0%     | 31.5%   | -5.5%  |  |
|             | ⑤将来のためにも、今、頑張りたいと思う   | 小学生                              | 59.7%     | 54.6%   | -5.1%  |  |
| 中学生         |   | 51.2%                            | 45.8%     | -5.4%   |        |  |
| ⑥将来、働きたいと思う | 小学生   | 82.1%                            | 79.7%     | -2.4%   |        |  |
|             | 中学生   | 83.3%                            | 75.8%     | -7.5%   |        |  |
| 12          | ひとり親の正職・職員率（正規職員の比率）  |                                  | 母子 30.2%  | 33.3%   | 3.1%   |  |
|             |   |                                  | 父子 91.7%  | 50.0%   | -41.7% |  |
| 13          | 貧困率   |                                  | 13.0%     | 11.8%   | -1.2%  |  |
| 14          | 貧困線   |                                  | 117.4万円   | 137.5万円 | 17.1%  |  |
| 15          | 養育費を受けとっていない子どもの割合  |                                  | 76.3%     | 65.5%   | -10.8% |  |

## 5 施策の実施状況等の検証・評価

### (1) 前回計画期間の主な施策の新規・拡充や実績について

#### ● 拡充事業

- ・スクールソーシャルワーカー 7 小学校（平成 30 年度）→12 小学校（令和 3 年度）
- ・子ども医療助成の範囲拡充 対象年齢拡大（18 歳到達後の最初の年度末まで）（令和 3 年度）

#### ● 新規事業

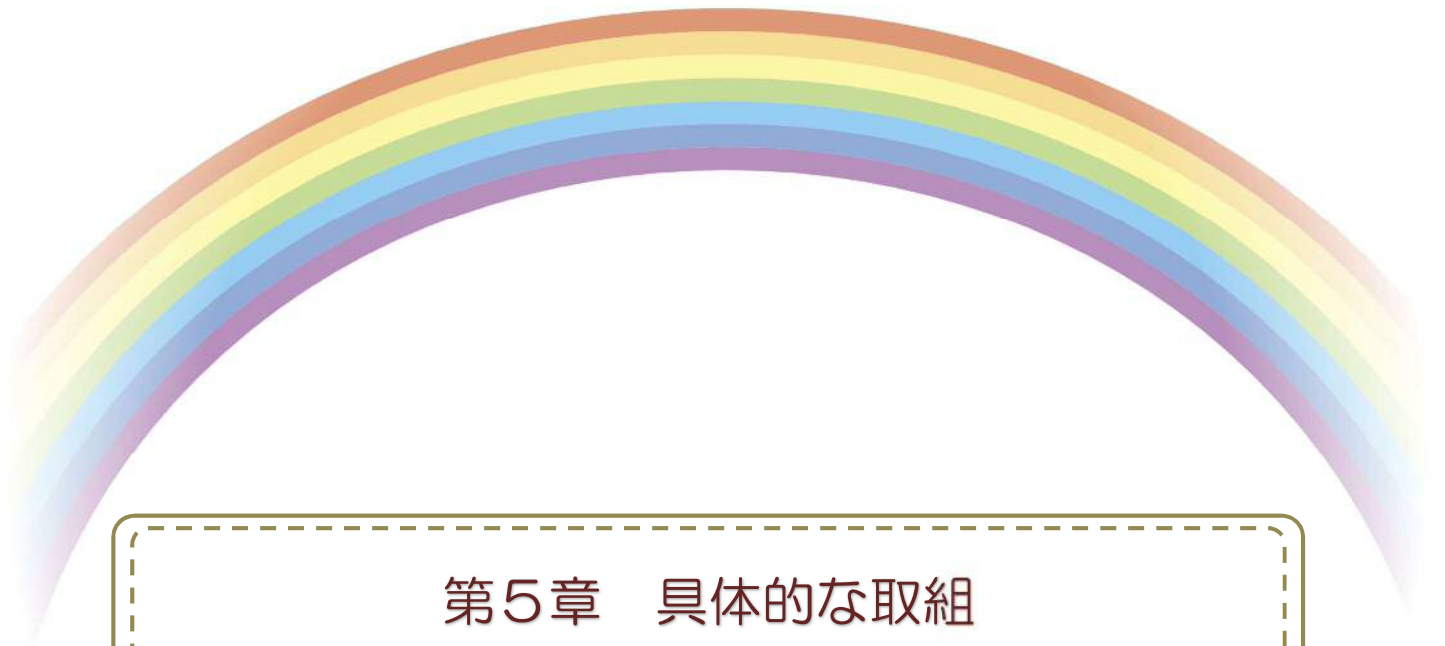
- ・食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業  
平成 30 年度より実施。令和 3 年度は 12 団体に補助金を交付した。
- ・学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業  
平成 30 年度より実施。令和 3 年度の延べ利用人数は 852 人であった。
- ・養育費確保事業  
令和 2 年度より実施。令和 3 年度の補助実績は 1 件であった。
- ・公正証書作成支援業務  
令和 3 年度より実施。令和 3 年度の補助実績は 7 件であった。

#### ● 実績（一部抜粋）

|   | 平成 30 年度実績 | 令和 3 年度実績            |
|---|------------|----------------------|
| 留守家庭児童育成事業                                | 3,632 人    | 4,110 人              |
| DV 対策事業 相談件数                              | 508 件      | 1,127 件              |
| スクールカウンセラー延べ相談回数                          | 6,993 人    | 8,995 人              |
| 個別援助活動延べ回数<br>（小地域ネットワーク事業）               | 4,340 回    | 9,890 回<br>（令和 2 年度） |
| コミュニティソーシャルワーカー相談件数<br>（子育て・子どもの教育に関すること） | 1,124 件    | 1,491 件              |
| 住居確保給付金制度実利用人数                            | 32 人       | 337 人                |
| 児童家庭相談事業                                  | 3,121 件    | 4,260 件              |
| 保育料の減免                                    | 291 件      | 39 件                 |
| 母子・父子自立支援員による相談活動                         | 1,022 件    | 582 件                |
| 教育・発達相談事業（来所相談実施回数）                       | 4,516 回    | 3,540 回              |
| 教育・発達相談事業（派遣相談活動回数）                       | 5,610 回    | 5,193 回              |
| 教育・発達相談事業（電話相談受付件数）                       | 119 件      | 130 件                |

## (2) 指標および事業実績等からの評価

- 貧困率や経済的な状況は前回調査時に比べて好転しています。
- 養育費を受け取っていない人の割合が76.3%（1次プラン）から65.5%（2次プラン）に減少しています。養育費確保支援事業を令和2年度より、公正証書作成支援業務を令和3年度より実施しておりますが、まだ半数以上の割合で受け取っておらず、今後さらなる養育費確保に向けて支援・周知を行っていく必要があります。
- 学力に課題のある子どもの状況について、学校の勉強がわからない、ほとんどわからないと答えた割合が、小学生・中学生ともに増加しています。また学校以外の勉強をまったくしない割合が小学生ではほぼ横ばいであるものの、中学生では増加しています。家庭での学習習慣の定着や、学習支援が重要であると考えられます。
- 相談事業やイベント事業等は新型コロナウイルス感染症の影響でここ数年は、開催回数が減少したり中止となっています。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に注視しながら新しい生活様式にあわせた事業を展開していく必要があります。
- 自己効力感や自己肯定感については低下している項目が多くなっています。特に将来に向けての考えに関する項目での低下の割合が大きく、将来の展望が持てるような施策が必要であると考えられます。また、大人が信用できるかという問でも前回より低下しており、中学生では2割を下回っています。居場所づくり事業の効果として「気軽に話せる大人が増えた」という回答が小学生で22.3%、中学生でも12.7%となっており、居場所づくり事業をより広く展開していくことが必要であると考えられます。
- 保育料の減免や母子・父子福祉資金の貸付の件数は減少しています。令和元年より幼児教育・保育が無償化、令和2年度より高等教育の修学支援新制度が開始され、子育てや教育にかかる費用負担の軽減が図られたことが影響していると考えられます。今後も、制度の周知を行い、世帯の状況により、教育や進路を諦めることがないよう支援していくことが必要です。



第5章 具体的な取組



## 第5章 具体的な取組

### 【施策の方向1】教育の支援 ～まなびを応援～

#### 【施策内容】(1)学校等での子どもへの支援

| No.   | 事業名・取組内容   | 所管課               |
|-------|--|-------------------|
| 1(1)① | 学びのトライアル事業<br>生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。            | 学校教育推進室           |
| 1(1)② | スクールサポーターの配置<br>学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援（学力向上・特別支援教育・生徒指導・日本語指導・クラブ指導等）を行うスクールサポーターを配置しています。                                       | 学校教育推進室           |
| 1(1)③ | 不登校総合支援事業<br>不登校児童生徒への総合的な支援の1つとして市内全ての中学校区において、不登校等に関する連携会議を実施しています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、教育支援センターとの連携等により、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を実施しています。 | 学校教育推進室<br>教育センター |
| 1(1)④ | スクールカウンセラーの配置<br>児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。  | 学校教育推進室<br>高等学校課  |
| 1(1)⑤ | スクールソーシャルワーカーの配置<br>児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。   | 学校教育推進室           |
| 1(1)⑥ | 教育支援センター事業「ふれあいルーム」<br>不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談・指導を行うことにより、児童生徒の社会的自立をめざします。  | 教育センター            |



施策内容(2)教育費負担の軽減

| No.   | 事業名・取組内容      |  | 所管課  |
|-------|---------------|--|--|
| 1(2)① | 幼児教育・保育の無償化制度 | 保育所(園)、認定こども園、幼稚園などを利用する3歳児から5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの児童の利用料が無料になります。また、認可外保育施設を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料も無償化の対象となります。(ただし上限があります。) | 子どもすこやか部<br>事務センター<br>・施設指導課<br>・施設給付課<br>・施設利用相談課 |
| 1(2)② | 保育料減免         | 保育所(園)、公立幼稚園、認定こども園及び小規模保育施設の保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。   | 施設給付課  |
| 1(2)③ | 就学援助制度        | 市立小・中・義務教育学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。  | 学事課  |

施策内容(3)大学等進学に対する教育機会の提供

| No.   | 事業名・取組内容  |  | 所管課 |
|-------|-----------|--|-----|
| 1(3)① | 入学準備金貸与制度 | 経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で入学準備金をお貸しする制度です。返還の義務がある奨学金です。在学中は、返還の猶予を申請できます。 | 学事課 |

施策内容(4)生活困窮世帯への学習支援

| No.   | 事業名・取組内容                 |   | 所管課   |
|-------|--------------------------|---|-------|
| 1(4)① | 生活困窮者自立支援事業<br>(学習等支援事業) | 生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。 | 生活支援課 |



施策内容(5)その他の教育支援

| No.   | 事業名・取組内容            |  | 所管課     |
|-------|---------------------|--|---------|
| 1(5)① | 早寝・早起き・朝ごはん運動       | 市内在住の未就学児や小中高生に、規則正しい生活習慣の重要性を訴え、健康増進を図ることを目的に取り組んでいる事業です。啓発ポスターの配布や、小学1年生の保護者等に家庭教育手帳の配布等を実施しています。                    | 青少年教育課  |
| 1(5)② | ブックスタート事業           | 各保健センターで実施する4か月児健康診査の際に、一人ひとりに読み聞かせを実施し、全世帯に絵本を配布し、親子が絵本を介しお互いの肌の温もりを感じながら、楽しいひとときを共有し、親子がふれあう「親と子の本の時間」を応援しています。      | 社会教育課   |
| 1(5)③ | キャリア教育推進事業          | 子どもたちが地元を大切に思う心「地尊感情」を育むキャリア教育の推進を目的に以下の事業を実施しています。<br>①キャリア教育プログラムの充実<br>②教職員向け『キャリア教育研修』の実施<br>③経済部と連携してモノづくり体験教室の推進 | 学校教育推進室 |
| 1(5)④ | 小中学校における体験学習(職場体験等) | 【小学校】<br>農業体験やモノづくり体験、工場の社会見学・職業人への聞き取り学習に取り組んでいます。<br>【中学校】<br>職業調べ、職業人の話を聞く学習・「職場体験学習」等を行っています。                      | 学校教育推進室 |
| 1(5)⑤ | インターンシップ体験活動        | 市立高校の生徒が自己の職業適性や将来設計について考え、確かな職業観、勤労観の育成のため、庁内及び関係施設において職場体験を行っています。   | 高等学校課   |
| 1(5)⑥ | 東大阪市立障害児者支援センター レピラ | 発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援をする施設です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談を行っています。  | 子ども家庭課  |
| 1(5)⑦ | 療育教室事業              | 発達に課題を抱える子ども及びその保護者を対象に個別支援に配慮した早期療育、親支援を行う教室事業を行っています。  | 地域支援課   |

## 【施策の方向2】生活の支援 ～くらしを応援～

### 施策内容(1)保護者の生活支援

| No.   | 事業名・取組内容      |   | 所管課                     |
|-------|---------------|---|-------------------------|
| 2(1)① | 生活保護制度        | 病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各福祉事務所にて相談支援を行っています。                       | 生活福祉課<br>各福祉事務所         |
| 2(1)② | 生活困窮者自立支援制度   | 生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建をすすめていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合があります。 | 生活支援課                   |
| 2(1)③ | 地域子育て支援拠点事業   | <p>【地域子育て支援センター事業】</p> 地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭への支援を行っています。                                   | 施設給付課<br>保育課            |
|       |               | <p>【つどいの広場事業】</p> 主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談等ができる場を提供しています。   |                         |
| 2(1)④ | 病児・病後児保育事業の充実 | 子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり保育や看護を行います。            | 施設給付課<br>保育課            |
| 2(1)⑤ | 育児支援すくすく事業    | 適切な保育を必要としている親子等に保育所（園）を開放し、保育所（園）児との交流を通じて、保護者に対して育児の仕方等について相談助言等を行っています。  | 施設給付課<br>保育課            |
| 2(1)⑥ | 保育所地域活動事業     | 保育所（園）において、園庭開放（赤ちゃん教室、土曜自由来所も含む）等で親子で遊ぶ場を設定したり、育児不安を持つ保護者等に対し情報の提供や育児相談等を行うことで子育て支援を行っています。  | 施設給付課<br>保育課            |
| 2(1)⑦ | 一時預かり事業       | 不定期の就労や子育てのリフレッシュや通院など一時的に預けたい場合に保育所等の施設で預かりを行う事業です。一時預かり事業には「就労型」と「リフレッシュ型」があります。  | 施設給付課<br>保育課<br>学校教育推進室 |

| No.   | 事業名・取組内容                     |   | 所管課                                 |
|-------|------------------------------|---|-------------------------------------|
| 2(1)⑧ | 子育てサークルへの支援                  | 子育てに不安を持つ保護者に対し、子育てのアドバイスや相談に応じるとともに、個々の親子をつなげ、子育てサークルとしての活動へ導くため、子育てのつどいを開催しています。また既に活動しているサークルに対して、保育士、保健師の派遣、遊具や活動する部屋の貸出等を行い、運営のアドバイスをしています。  | 施設給付課<br>保育課<br>母子保健・感染症課<br>保健センター |
| 2(1)⑨ | ファミリー・サポート・センター事業の充実         | 仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。  | 施設給付課                               |
| 2(1)⑩ | 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） | <p>【ショートステイ】<br/>保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。</p> <p>【トワイライトステイ】<br/>保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。</p>   | 子ども相談課<br>地域支援課                     |
| 2(1)⑪ | 留守家庭児童育成事業                   | 留守家庭児童育成事業は、小学生（1～6年生）を対象とし、労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るための事業です。本市では、平成30年度から公募により選定された事業者が運営主体となり、市の委託を受けて学校敷地内で運営しています。<br>現在、本市では50クラブを開設しており、内38クラブは株式会社、9クラブはNPO法人、3クラブは一般社団法人が運営しています。 | 青少年教育課                              |
| 2(1)⑫ | 母子生活支援施設への入所                 | 配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた母子について、様々な事情で、子どもの養育が十分にできない場合に、本人の希望により母子生活支援施設へ入所させ、自立に向けた支援を行います。  | 子ども家庭課<br>福祉事務所                     |

施策内容(2)子どもの生活支援

| No.   | 事業名・取組内容              |  | 所管課    |
|-------|-----------------------|--|--------|
| 2(2)① | 食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業 | 地域の子どもたちが、食を通じた団らんの中で子ども同士や地域の大人と関わることで、安心感や連帯感が得られ、社会性・自主性を身につけることができるような子どもの居場所が広がるように、食の提供を伴う子どもの居場所（子ども食堂）を運営する団体等に対し、安心・安全に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助することにより、子ども食堂の新規開設や活動促進を図ります。 | 子ども家庭課 |
| 2(2)② | 学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業   | 小学生を対象に、学習習慣を身につけること及び放課後に気軽に集える居場所を提供することにより、子どもの健全な育成を助長し、子どもの貧困の予防や貧困の連鎖の解消を目的としています。市内の社会福祉法人等が有する施設などにおいて実施しています。   | 子ども家庭課 |

施策内容(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

| No.   | 事業名・取組内容                   |   | 所管課                                    |
|-------|----------------------------|---|--|
| 2(3)① | 地域子育て応援団事業                 | 事業者等に協力会員になっていただき、「地域子育て応援団」として子育てサポーターへつなぐなど、地域全体でサポートする仕組みづくりを行ってきました。一方で、子育て情報をウェブサイトやアプリ等によって提供・発信し、地域の子育てを支援しています。また、出産記念品を配布する事業にも取り組んでいます。 | 施設給付課                                  |
| 2(3)② | 児童虐待防止事業（東大阪市要保護児童対策地域協議会） | 要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動として子育て講演会、研修会等に取り組む一方、3地域（東・中・西）会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組んでいます。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施しています。                     | 子ども相談課<br>地域支援課                        |
| 2(3)③ | 子ども見守り相談センター（子ども家庭総合支援拠点）  | 0歳～18歳の子どもとその家庭および妊産婦などを対象として社会福祉士や保健師など多様な専門職による相談支援体制を構築し、地域の関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。また、子どもの成長や発達、しつけなど子育てに関する悩みの相談や子どもの虐待の相談・通告窓口の役割も担います。      | 子ども相談課<br>地域支援課                        |
| 2(3)④ | 養育支援訪問事業                   | 特に養育支援が必要と思われるが、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、子育て支援員や助産師が家庭訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援（相談支援や育児・家事援助等）を行っています。  | 子ども相談課<br>地域支援課<br>母子保健・感染症課<br>保健センター |

| No.   | 事業名・取組内容                           |  | 所管課                        |
|-------|------------------------------------|--|----------------------------|
| 2(3)⑤ | ヤングケアラー支援事業                        | ヤングケアラーに早期に気づき、把握する、またヤングケアラーに関する相談体制づくり等ヤングケアラーに必要な支援体制を整えます。関係機関・団体や地域住民等へのヤングケアラーに関する意識の向上を図るための広報啓発活動を行います。  | 子ども相談課<br>地域支援課<br>その他関係各課 |
| 2(3)⑥ | 小地域ネットワーク事業                        | 地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。      | 地域福祉課                      |
| 2(3)⑦ | 地域における相談機能の充実                      | 地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカーが、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。             | 地域福祉課<br>生活支援課<br>子ども家庭課   |
| 2(3)⑧ | コミュニティソーシャルワーカーの配置                 | 援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。                     | 地域福祉課                      |
| 2(3)⑨ | 重層的支援体制整備事業                        | 高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築しています。                                       | 地域福祉課<br>その他関係各課           |
| 2(3)⑩ | 地域や関係機関、団体との連携した取組の推進（愛ガード運動推進事業等） | 子どもを見守る活動と防犯教室をすすめています。また、学校園、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察が情報交換と連携を図っています。  | 学校教育推進室                    |
| 2(3)⑪ | 母子・父子自立支援員による相談活動                  | 各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。 | 子ども家庭課<br>福祉事務所            |

施策内容(4)妊娠期から切れ目のない支援

| No.   | 事業名・取組内容                     | 所管課  |                              |
|-------|------------------------------|--|------------------------------|
| 2(4)① | 保健師家庭訪問事業                    | 主に妊娠時、新生児、乳幼児期に住所地を担当する保健師が家庭に訪問して、心身の状況、育児等について相談に応じ、情報提供や支援を行うとともに必要な機関へのつなぎを行っています。   | 母子保健・感染症課<br>保健センター          |
| 2(4)② | 妊婦健康診査・妊婦<br>歯科健診・産婦健診       | 妊娠期には、健康で安全な出産を迎えるための母体管理をするために産科医療機関での定期的な受診が必要です。また、産後は心身ともに健康に育児を行うためにも産後健診を全産婦に受けていただくことが重要であり、経済的な負担を軽減するために補助を行っています。  | 母子保健・感染症課<br>保健センター          |
| 2(4)③ | 乳児一般・後期健康<br>診査              | 生後1か月頃と生後10か月頃の成長や発達が著しい時期に、それらや育児の状況を確認するため、乳児一般・後期健康診査を委託医療機関で無料で実施します。継続的に発達・発育・育児の様子観察が必要な家庭については、委託医療機関からの連絡を受け、保健センターでの支援を行っています。  | 母子保健・感染症課<br>保健センター          |
| 2(4)④ | 乳幼児家庭全戸訪問<br>事業              | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行うとともに、養育困難な家庭に対しては、早期に適切なサービスに結びつけるように支援しています。  | 母子保健・感染症課<br>保健センター          |
| 2(4)⑤ | 乳幼児（4か月・1<br>歳半・3歳半）健康<br>診査 | 乳幼児の月齢に応じた発育・発達状況について、体重・身長計測、医師・歯科医師の診察、保健師、栄養士、心理職等の専門家による育児相談を行っています。特に母子を取り巻く育児環境は社会情勢に影響を受けるため、必要に応じて個別支援を健診後も継続して丁寧に対応しています。   | 母子保健・感染症課<br>保健センター          |
| 2(4)⑥ | 児童虐待発生予防シ<br>ステム構築事業         | 1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診の未受診家庭を民生委員・児童委員が家庭訪問して、健診の受診をすすめ、必要な養育支援につなげています。   | 地域支援課<br>母子保健・感染症課<br>保健センター |
| 2(4)⑦ | ティーンズママの会                    | 10代で妊娠・出産した母親を対象にして、親子が集う会を設けています。仲間と一緒に季節ごとのイベントを行ったり、調理実習等を通して食生活を見直す機会や、子どもへの手作りのおもちゃを作ったりしています。母親にとって、会が居心地のよい場となり、子育てに関する知識や方法を身につけることができるように、保健師や助産師、保育士がさまざまな相談やアドバイスを行っています。 | 母子保健・感染症課<br>保健センター          |

| No.   | 事業名・取組内容                           |  | 所管課                |
|-------|------------------------------------|--|--------------------|
| 2(4)⑧ | 伴走型相談支援及び<br>出産・子育て応援給<br>付金の一体的事業 | <p>【伴走型相談支援】<br/>全ての妊婦や0歳から2歳の乳幼児のいる家庭に寄り添い、面談を通して妊娠・出産・子育ての相談にのり、必要な支援につなげる伴走型相談支援の充実を図ります。</p> <p>【出産・子育て応援ギフト】<br/>妊娠届出時および出生届出後に実施される面談終了後に、出産・子育て応援ギフトを支給します。</p> | 母子保健・感染症課<br>施設給付課 |

#### 施策内容(5)住宅の支援

| No.   | 事業名・取組内容                   |  | 所管課   |
|-------|----------------------------|--|-------|
| 2(5)① | 市営住宅整備事業                   | 東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集しています。 | 総務管理課 |
| 2(5)② | 住宅確保給付金制度<br>(生活困窮者自立支援制度) | 離職した方等について家賃の支払いに困り、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象に、一定期間、住居確保給付金(限度あり)を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行っています。<br>※給付要件あり。  | 生活支援課 |

#### 施策内容(6)相談機能の充実

| No.   | 事業名・取組内容                |   | 所管課                          |
|-------|-------------------------|---|------------------------------|
| 2(6)① | 子育て世代包括支援センター<br>「はぐくむ」 | 妊娠期から子育て期にわたり切れ目ないサポートを行います。妊娠・出産・子育てをするなかでわからないこと・不安なことや、保育所や遊び場についての相談など、お悩みがあれば気軽に相談でき、必要に応じて関係機関と連携を図りながらサポートを行います。 | 母子保健・感染症課<br>保健センター<br>施設給付課 |
| 2(6)② | 子育て支援電話相談事業             | 子育ての悩み・18歳未満の子どもに関する相談、子どもからの相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日いつでも相談員が電話で応じています。必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します。                            | 子ども相談課                       |
| 2(6)③ | すこやかテレホン事業              | 東大阪市青少年補導センター内にて、すこやかテレホン相談員(市少年補導員)が交代で子どもたちや保護者からの悩み相談に電話で対応しています。メールでの相談も行っています。                                     | 青少年教育課                       |



| No.   | 事業名・取組内容                            |  | 所管課               |
|-------|-------------------------------------|--|-------------------|
| 2(6)④ | 教育・発達相談事業<br>「来所相談」                 | 3歳半から概ね18歳までの子どもの養育や教育、発達に関する相談を行っています。  | 教育センター            |
| 2(6)⑤ | 教育・発達相談事業<br>「相談員派遣事業」              | 教育センターの相談員を派遣し、市立幼稚園・こども園・小学校における相談機能の充実を図ります。   | 教育センター            |
| 2(6)⑥ | 教育・発達相談事業<br>「電話相談」                 | 子どもや保護者・市民向けの電話相談窓口を設置し、子ども自身が抱える悩みや子どもの養育上の悩み等に関する相談を行います。  | 教育センター            |
| 2(6)⑦ | 東大阪市立男女共同<br>参画センター・イコ<br>ーラム（相談事業） | 男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談（電話、面接、法律、労働、多言語）、男性のための相談（電話）を実施しています。   | 多文化共生・<br>男女共同参画課 |
| 2(6)⑧ | DV対策事業                              | DVに関する専門相談を通じて、DV被害者を支援しています。また、令和5年度中の配偶者暴力相談支援センターへの移行により、DV専門相談窓口で行っていた相談、相談機関の紹介や情報提供、一時保護の支援などに加え、保護命令制度の支援や配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行を行います。 | 多文化共生・<br>男女共同参画課 |
| 2(6)⑨ | ひきこもり等支援事業                          | ひきこもり相談に対して、来所相談や電話相談を実施しています。複雑化した相談に対して幅広い支援を行うため、令和3年度より心理カウンセリング専門相談の事業委託を実施し、アウトリーチやセミナー等も行っていきます。  | 生活支援課             |

## 【施策の方向3】保護者に対する就労の支援 ～家族を応援～

### 施策内容(1)保護者に対する就労の支援

| No.   | 事業名・取組内容        |   | 所管課     |
|-------|-----------------|---|---------|
| 3(1)① | 地域就労支援事業        | 障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。                                 | 労働雇用政策室 |
| 3(1)② | 就活ファクトリー東大阪の設置  | 就職に関する相談やキャリアカウンセリング業務、各種セミナー及び企業交流会等を実施しています。  | 労働雇用政策室 |
| 3(1)③ | トライアル雇用支援金の活用促進 | 国（ハローワーク）のトライアル雇用助成金の支給を受けており、市内在住の求職者を市内事業所で雇用する事業主に対し、トライアル雇用支援金を支給することで、母子家庭の母、父子家庭の父等の雇入れを促進するよう働きかけます。 | 労働雇用政策室 |

### 施策内容(2)ひとり親家庭等に対する就労の支援

| No.   | 事業名・取組内容             |  | 所管課     |
|-------|----------------------|--|---------|
| 3(2)① | 保育所（園）や認定こども園等への優先入所 | 未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所（園）や認定こども園等への入所の優先度を高めます。   | 施設利用相談課 |
| 3(2)② | 母子家庭等就業・自立支援センター事業   | ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談、法律相談等を実施しています。  | 子ども家庭課  |
| 3(2)③ | 母子・父子家庭自立支援給付金事業     | <p>【自立支援教育訓練給付金】<br/>母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】<br/>母子家庭の母や父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格の取得を目指すために養成機関で修業する場合に、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給しています。</p> | 子ども家庭課  |
| 3(2)④ | 母子・父子自立支援プログラム策定事業   | 児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しています。   | 子ども家庭課  |

| No.   | 事業名・取組内容           |   | 所管課    |
|-------|--------------------|---|--------|
| 3(2)⑤ | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、より良い条件での就職や転職のため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減を図り、ひとり親家庭の学びなおしを支援するための給付金を支給します。 | 子ども家庭課 |

## 【施策の方向4】経済的支援

### 施策内容(1)子育て世帯への経済的支援

| No.   | 事業名・取組内容   |  | 所管課   |
|-------|------------|--|-------|
| 4(1)① | 子ども医療費助成事業 | 18歳到達後の最初の年度末までの子どもが医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部と入院時の食事代の自己負担額を助成しています。  | 医療助成課 |
| 4(1)② | 児童手当事業     | 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とし、児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。支給期間は児童が中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までです。 | 国民年金課 |

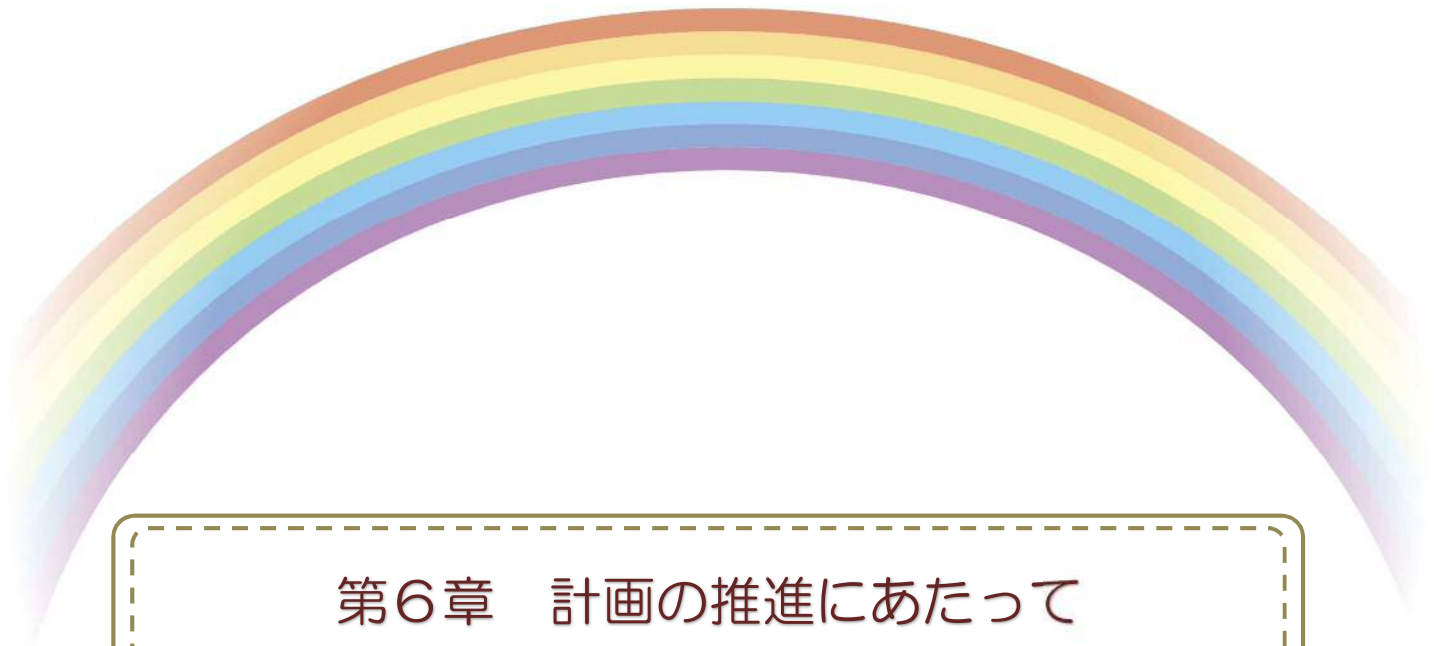


施策内容(2)ひとり親家庭等への経済的支援

| No.   | 事業名・取組内容      |   | 所管課             |
|-------|---------------|---|-----------------|
| 4(2)① | 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金・技能習得資金・生活資金等を貸付する制度です。<br>※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。   | 子ども家庭課<br>福祉事務所 |
| 4(2)② | ひとり親家庭医療費助成事業 | 児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部を助成しています。   | 医療助成課           |
| 4(2)③ | 児童扶養手当事業      | ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合等も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が18歳に達した日以後の最初の3月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は20歳未満までです。<br>※所得制限あり。 | 国民年金課           |

施策内容(3)ひとり親家庭等の養育費確保に関する取り決めの促進

| No.   | 事業名・取組内容       |  | 所管課    |
|-------|----------------|--|--------|
| 4(3)① | 養育費・離婚前相談事業    | 離婚前相談から養育費、親権問題等ひとり親特有の相談に対し、弁護士による相談窓口を毎月開設するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて弁護士による法律相談窓口を開設し、養育費の確保及び相談支援の充実等を図っています。 | 子ども家庭課 |
| 4(3)② | 養育費確保支援事業      | 継続した養育費支払いの履行確保を図ることを目的に、ひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。                                      | 子ども家庭課 |
| 4(3)③ | 公正証書等作成支援補助金事業 | 養育費の対象児童を扶養しているひとり親家庭が債務名義（公正証書、調停調書等）を取得するための本人負担費用を補助します。  | 子ども家庭課 |



第6章 計画の推進にあたって



# 第6章 計画の推進にあたって

## 1 本市各部署の連携

この計画は本市における子どもたちや子育て家庭の貧困対策やひとり親世帯への包括的な支援に向けての指針となるものであり、推進にあたっては東大阪市全体で取り組み、本市の各部署が横断的・総合的に連携して施策を実施し、情報の共有に努めます。

## 2 関係機関・団体等との連携

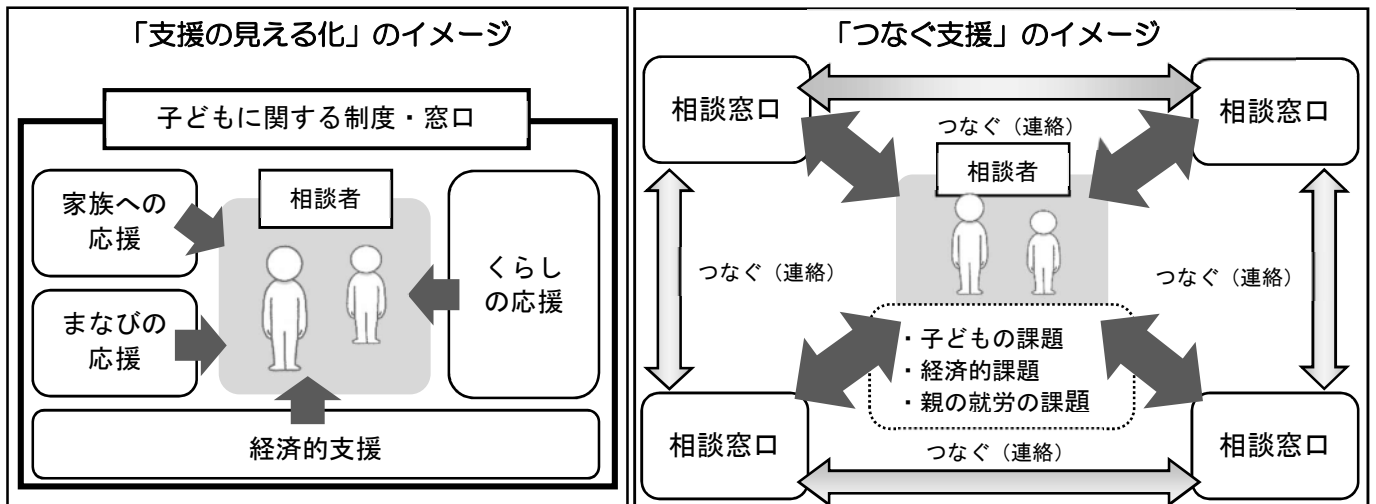
民生委員・児童委員・主任児童委員・母子福祉推進委員等をはじめ、東大阪市社会福祉協議会、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校、子育て支援センター等の関係機関や、地域における福祉の関係者や事業者との連携を強化し、この計画を推進します。また、子どもや子育て家庭の貧困対策については、東大阪市の実情に応じた支援が必要になるとともに、広域的な支援を実施していく必要があるため、大阪府およびその他関係機関との連携も行っていきます。

## 3 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」

本市では子ども・子育てに関するさまざまな事業に取り組んでいますが、どのような支援がどこで利用できるのかを市民が把握することは大変なことです。本市の取組事業を一覧化してウェブサイトで紹介したり、相談窓口・支援制度をわかりやすいパンフレットにまとめて配布したりするなど、「支援の見える化」を図ります。

また、支援を必要とする市民の相談は各部署の相談窓口で対応していますが、相談を受けた窓口が複合的な課題を把握し、課題へ適切に対応することが求められています。必要な支援へ「つなぐ支援」の仕組みにより、ニーズに適した支援の提供を目指します。

図:「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」



## 4 子どもの成長に応じた支援の提供

すべての子どもたちの権利が守られ、一人ひとりの意欲や主体性が尊重されながら本市で健やかにのびのびと成長していけるように支援していく必要があります。就学前、小学校期、中学校期、中学校卒業以降と子どもたちが成長していく過程において、さまざまな体験活動や地域活動等への参加を通じて、地域の子ども同士や大人とふれあい、絆を深め、自己有用感・自己肯定感や本市で暮らす喜びを感じられるように、子どもたちのライフステージに応じた長期的な切れ目のない支援を行います。また、子育て世帯に対しても、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの世帯の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

図：子どもたちのライフステージに応じた支援のイメージ

| 妊産期～就学前              | 小学校期                | 中学校期                  | 中学校卒業以降      |
|----------------------|---------------------|-----------------------|--------------|
| 育児支援すくすく教室事業         | 留守家庭児童育成事業          | 入学準備金貸与制度             |              |
| 保育所地域活動事業            | すこやかテレホン事業          |                       | インターンシップ体験活動 |
| 子育て短期支援事業(ショートステイ)   | 小中学校における体験学習(職場体験等) |                       |              |
| 子育て短期支援事業(トワイライトステイ) | 学びのトライアル事業          |                       |              |
| 一時預かり事業              | スクールソーシャルワーカーの配置    |                       |              |
| 子育てサークルへの支援          | 教育支援センター事業          |                       |              |
| 地域子育て支援拠点事業          | 就学援助制度              |                       |              |
| 子育て世代包括支援センター        | 愛ガード運動推進事業等         |                       |              |
| 乳幼児家庭全戸訪問事業          | 学習を伴う子どもの居場所づくり     | 学習支援事業                |              |
| 地域子育て応援団事業           |                     | スクールカウンセラーの配置         |              |
| ティーンズママの会            |                     | 不登校総合支援事業             |              |
| 幼児教育・保育の無償化          |                     | 食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業 |              |
| 保育料減免                |                     | キャリア教育推進事業            |              |
| ブックスタート事業            |                     |                       |              |
| 病児・病後児保育             |                     |                       |              |
| 乳幼児(4ヶ月・1歳半・3歳半)健康診査 |                     |                       |              |
| 乳児一般・後期健康診査          |                     |                       |              |
| 妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診   |                     |                       |              |
| 保健師家庭訪問事業            |                     |                       |              |
| 児童虐待発生予防システム構築事業     |                     |                       |              |
| 療育教室事業               |                     |                       |              |
| ファミリー・サポート・センター事業    |                     |                       |              |
|                      | スクールサポーターの配置        |                       |              |
|                      | 教育・発達相談(教育センター)     |                       |              |
|                      | 子ども医療費の助成           |                       |              |
|                      | 早寝・早起き・朝ごはん運動       |                       |              |
|                      | 東大阪市立障害児者支援センター レビラ |                       |              |
|                      | 子育て支援電話相談事業         |                       |              |
|                      | 子ども見守り相談センター        |                       |              |
|                      | 養育支援訪問事業            |                       |              |
|                      | ヤングケアラー支援事業         |                       |              |
|                      | コミュニティソーシャルワーカーの配置  |                       |              |
|                      | 重層的支援体制整備事業         |                       |              |
| ひとり親家庭への支援           | 児童扶養手当事業            |                       |              |
|                      | ひとり親家庭医療費の助成        |                       |              |
|                      | 母子・父子自立支援員による相談活動   |                       |              |
|                      | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付     |                       |              |
|                      | 母子家庭等就業・自立センター事業    |                       |              |
|                      | 母子・父子家庭自立支援給付金制度    |                       |              |
|                      | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  |                       |              |
|                      | 母子・父子自立プログラム策定事業    |                       |              |

## 5 計画の普及・啓発活動

この計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、さまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。特に SNS の普及も進んでおり、これらを積極的に活用するなどして、支援制度の周知を図ります。また、各支援制度を一覧化することで支援の見える化を図り、制度の周知を徹底することで、着実な支援の実施を目指します。

また、子どもの貧困対策やひとり親家庭等の自立促進計画に関わる国の方針や、社会経済状況等の変動により本市の取り組む事業が変わる可能性があります。毎年、事業の確認を行うとともに、修正・加筆し、ウェブサイトに掲載することで、計画期間中もタイムリーな情報を市民と共有できるように、適時発信していきます。

## 6 子どもの生活実態に関する調査研究等

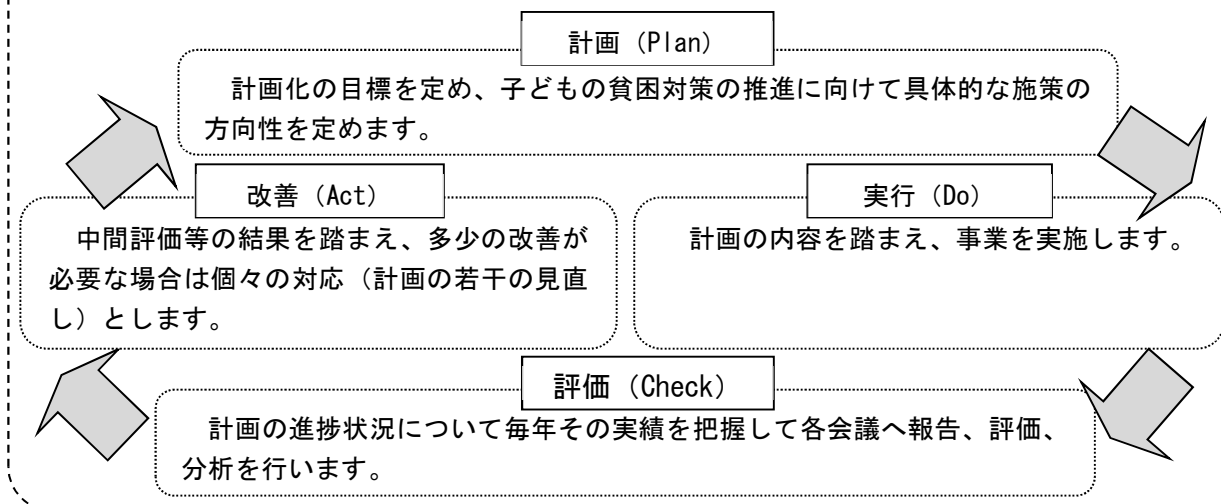
子どもたちが置かれている状況を、子どもの貧困の視点だけではなく、さまざまな視点で分析をするための調査研究を継続して実施します。

## 7 計画の進行管理

「PDCA」の観点から計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を確認し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。

### PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(評価)」、「Act(改善)」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。





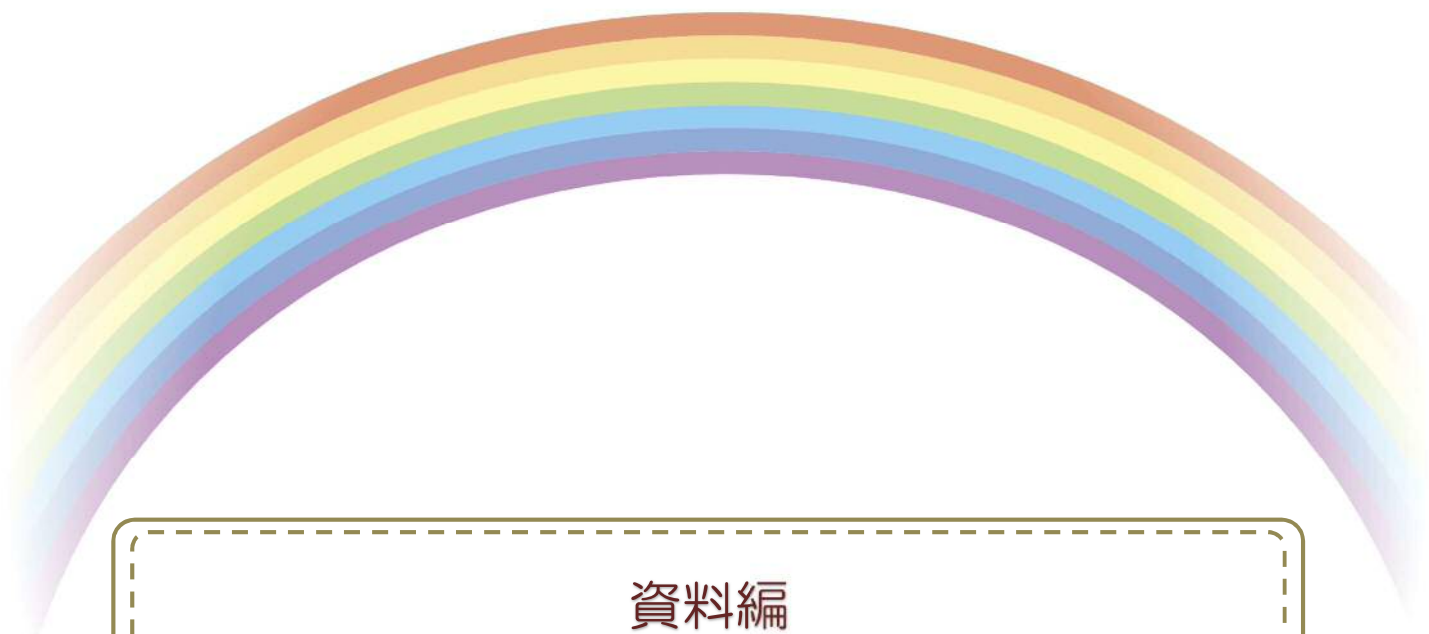
## 8 計画の効果的な運用

---

今後の社会経済状況の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、子どもの貧困やひとり親家庭等の自立促進計画に関する施策の見直し等により、この計画の取組が変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するように努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。





資料編



## 1 計画に関する条例、要綱

### 東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年1月21日東大阪市条例第2号

改正

平成26年6月30日条例第28号

平成29年3月31日条例第8号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」と

あるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。  
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

# 東大阪市社会福祉審議会規則

平成17年1月31日東大阪市規則第1号

改正

平成17年3月31日規則第27号

平成24年3月29日規則第16号

平成26年9月30日規則第51号

平成29年3月31日規則第24号

令和4年3月22日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあつては、委員。次項において同じ。）は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあつては、委員）がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

7 前条第1項から第3項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審査部会の」とあるのは「部会の」と、「審査部会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第51号）抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 東大阪市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に定める地方公共団体の責務に応じるために、地域の状況に応じた子どもの貧困対策の推進を目的として東大阪市子どもの貧困対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する調査研究及び検討に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策事業にかかる施策推進に関すること。
- (3) その他、子どもの貧困対策事業の推進のために必要と認められること。

### (組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び別表1の職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は、子どもすこやか部を所管する副市長とする。
- 3 副委員長は、子どもすこやか部長とする。
- 4 推進委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、推進委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

### (ワーキングチーム)

第6条 推進委員会の所掌事務を具体的に検討するためワーキングチームを置き、座長、副座長及びワーキングチーム員をもって組織する。

- 2 座長には子育て支援室長を、副座長には子ども家庭課長をもって充てる。
- 3 ワーキングチーム員は、別表2に掲げる者とする。
- 4 ワーキングチームは、推進委員会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 5 ワーキングチームは、必要に応じて座長が招集する。
- 6 ワーキングチームが必要と認めるときは、ワーキングチーム員以外の者に出席を求めることができる。
- 7 ワーキングチームにおいて検討を行った事項については、推進委員会で報告する。

### (事務局)

第7条 推進委員会に事務局を置き、別表3に掲げる所属が担当する。

- 2 事務局は、推進委員会及びワーキングチームにおける検討のための資料作成の取りまとめ等、事前準備及び調整を行う。
- 3 推進委員会の庶務は子どもすこやか部において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会及びワーキングチームの運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



## 2 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

◎会長 ○会長代理

(50音順、敬称略)

| 委員氏名    | 所属団体等                         |
|---------|-------------------------------|
| ○井上 寿美  | 大阪大谷大学 教育学部 教授                |
| 太田 淑美   | 東大阪市母子寡婦福祉会 副会長               |
| 岡本 泰樹   | 東大阪労働団体連絡協議会委員                |
| ◎中川 千恵美 | 大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授      |
| 松川 啓子   | 東大阪市議会議員                      |
| 山田 祥隆   | 東大阪市福祉施設会 会長                  |
| 山本 朗    | 東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター医監 |
| 好川 智也   | 東大阪市私立保育会 会長                  |

## 3 計画の策定過程

東大阪市社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会において、下表のとおり審議を行いました。

| 日程            | 会議名              | 内容  |
|---------------|------------------|---|
| 令和3年8月6日(金)   | 第1回<br>児童福祉専門分科会 | (仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの策定スケジュール等について          |
| 令和3年12月23日(木) | 第2回<br>児童福祉専門分科会 | (仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランにかかる生活実態調査項目について        |
| 令和4年6月3日(金)   | 第1回<br>児童福祉専門分科会 | (仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランにかかるひとり親家庭の生活実態調査票案について |
| 令和4年10月14日(金) | 第2回<br>児童福祉専門分科会 | (仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの骨子案について                |
| 令和4年12月1日(木)  | 第3回<br>児童福祉専門分科会 | (仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの素案について                 |
| 令和5年1月31日(火)  | 第4回<br>児童福祉専門分科会 | (仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの案について                  |
| 令和5年2月13日(月)  | 第2回<br>社会福祉審議会   | (仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの案の承認について               |

## 4 子どもに関する制度・相談窓口一覧(令和5年3月現在)

### ①子どもに関する相談窓口

| 事業                 | 事業内容(詳細)   | 問い合わせ先   |
|--------------------|--|--|
| 子育て相談ダイヤル          | 子育ての悩み・18歳未満の子どもに関する相談、子どもからの相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日いつでも相談員が電話で応じています。必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します。 | 子育て相談ダイヤル<br>TEL 0800-300-7920                                 |
| 子ども見守り相談センター       | 子どものしつけ、養育、言語の発達、学校生活、家族関係、児童虐待のこと等、0歳から18歳未満の子どもとその家庭、妊産婦の方からの相談に応じたりサービスの案内を行っています。        | 子ども見守り相談センター<br>TEL 06-4309-3197・3252                          |
| すこやかテレホン           | 青少年の問題行動の発生予防と育成を図るため保護者等からの青少年の育成に関する電話相談を受け付けています。(火～土曜日午前10時～午後4時)メールでの相談も行っています。         | 東大阪市青少年補導センター<br>TEL 06-6721-9174<br>Mail:hodou.9174@gmail.com |
| 子ども家庭センター          | 養育困難、児童虐待、子どもの障害、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。  | 東大阪子ども家庭センター<br>TEL 06-6721-1966                               |
| 東大阪市立障害児者支援センターレピラ | 発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な療育機関です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談に応じています。                       | 東大阪市立障害児者支援センター レピラ<br>TEL 072-975-5700                        |
| 教育センター来所相談         | 3歳半から概ね18歳までの子どもの養育や教育、発達に関する相談を行っています。<br>(要電話予約)   | 教育センター<br>TEL 06-6727-0113                                     |
| 子どもの悩み相談           | 子どもの教育や養育等に関する悩みへの電話相談を行っています。   | <保護者・市民専用><br>TEL 06-6720-7867                                 |
| いじめ・悩み110番         | いじめ等、子どもが抱える悩みに関する電話相談を行っています。   | <子ども専用><br>TEL 06-6732-0110                                    |

### ②生活に困ったときの相談窓口

| 事業                | 事業内容(詳細)                                  | 問い合わせ先                                  |
|-------------------|---|---|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 育児等の援助を行いたい人と、援助を受けたい人からなる、有償の会員相互援助活動です。 | 東大阪市ファミリー・サポート・センター<br>TEL 06-6785-2625 |

| 事業                | 事業内容（詳細）   | 問い合わせ先   |
|-------------------|--|--|
| ショートステイ・トワイライトステイ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ（原則として7日以内）<br/>保護者が出産、疾病、事故および災害等の理由により、一時的に家庭において児童の養育できない場合に、児童を預けることができます。</li> <li>・トワイライトステイ（概ね半年程度を限度）<br/>仕事のために帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、児童を預けることができます。※ともに送迎が必要</li> </ul> | 子ども見守り相談センター<br>TEL 06-4309-3197   |
| 生活保護制度            | 病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。  | 東福祉事務所<br>TEL 072-988-6616<br>中福祉事務所<br>TEL 072-960-9271<br>西福祉事務所<br>TEL 06-6784-7696 |
| 生活さいけん相談室         | 生活にお困りの方やひきこもりの方について、自立の支援に関する相談、就労支援、家計相談、多重債務相談などを行います。<br>また、離職、自営業の廃止等により、住居を失った方や失うおそれのある方に対し、一定期間、住居確保給付金を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就労による自立への支援を行います。   | 生活支援課<br>TEL 06-4309-3182<br>住居確保給付金相談窓口<br>TEL 06-6748-0102                           |

### ③その他相談窓口

| 事業                  | 事業内容（詳細）  | 問い合わせ先   |
|---------------------|---|--|
| ヤングケアラーに関する相談窓口     | ヤングケアラー（本来大人が担うような家族のケアなどを日常的に行っている子ども）についての相談に応じています。  | 子ども見守り相談センター<br>子ども相談課<br>TEL 06-4309-3197                   |
| ホームスタート（家庭訪問型子育て支援） | 乳幼児がいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが、週1回約2時間、4回程度訪問します。育児や家事の代行サービスではなく、保護者の悩みや不安をじっくり聴いたり、一緒に育児（おでかけも含む）などをします。   | ホームスタート・東大阪<br>TEL 070-2311-9891<br>070-2301-9891            |
| コミュニティソーシャルワーカー     | 子育て中の方を含め、あらゆる人からの困りごと・悩みごとの相談に応じています。どこに相談したら良いか分からない場合もコミュニティソーシャルワーカーが状況や課題を整理し、必要なサービスや専門機関へつなぐ等の支援を行います。 | 地域福祉課<br>TEL 06-4309-3181<br>東大阪市社会福祉協議会<br>TEL 06-6789-7201 |
| ひきこもり等支援事業          | 当事者や家族等からのひきこもり相談に対応し、寄り添った支援を行うことでそれぞれの相談解決に向けた支援を行っています。  | くるみ東大阪<br>TEL 06-6727-0535                                   |

| 事業           | 事業内容（詳細）   | 問い合わせ先   |
|--------------|--|--|
| 男性のための電話相談   | 男性相談員が仕事や家庭等に関するさまざまな男性の悩みに電話で相談に応じています。<br>第1土曜日 13～17時 第3水曜日 19～21時<br>※イコーラムの休館日を除く                   | 東大阪市男女共同参画センター・イコーラム<br><電話相談><br>TEL 072-966-5002                               |
| 女性のための相談     | 女性が抱える様々な問題についての相談に応じています。<br><電話相談><br>火～日 10～16時, 第4火曜日 18～20時<br><面談相談予約> 火～日 10～16時<br>※イコーラムの休館日を除く | 東大阪市男女共同参画センター・イコーラム<br><電話相談><br>TEL 072-960-9206<br><面談相談><br>TEL 072-960-9205 |
| DV専門相談       | 配偶者や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、親族からの暴力(DV)に関する相談に応じています。  | DV専門相談<br>TEL 06-4309-3191   |
| 就活ファクトリー東大阪  | 就職活動に関する支援を行っています。(就労先の紹介や斡旋は行っていません)  | 就活ファクトリー東大阪<br>TEL 06-4306-5360  |
| 就労支援センター     | 就労支援コーディネーターが現状をお伺いし、「働く」ためにはどうしたらよいか一緒に考え、一人ひとりに寄り添ってサポートします。相談は予約が必要です。(就労先の紹介や斡旋は行っていません)             | 永和就労支援センター<br>TEL 06(6727)1920<br>意岐部就労支援センター<br>TEL 06(6784)5811                |
| ハローワーク布施     | 就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。  | ハローワーク布施<br>TEL 06-6782-4221   |
| 大阪マザーズハローワーク | 子育てをしながら就職を希望する女性等を対象に、職業相談や職業紹介を行っています。   | 大阪マザーズハローワーク<br>TEL 06-7653-1098   |

#### ④各種手当・制度について

| 事業         | 事業内容（詳細）   | 問い合わせ先                    |
|------------|--|---------------------------|
| 児童手当       | 児童手当は、中学校修了前（15歳到達後最初の年度末まで）の子どもを養育している父母その他の保護者に手当を支給する制度です。                              | 国民年金課<br>TEL 06-4309-3165 |
| 子ども医療費助成制度 | 18歳到達後最初の年度末までの子どもが、医療機関などで受診されたときに支払う保険診療の自己負担額の一部を助成する制度です。                              | 医療助成課<br>TEL 06-4309-3166 |
| 就学援助制度     | 市立小・中・義務教育学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。                                    | 学事課<br>TEL 06-4309-3272   |
| 入学準備金貸与制度  | 高校・大学等の進学予定者で、経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で入学準備金をお貸しする制度です。返還の義務がある奨学金です。在学中は、返還の猶予を申請できます。 | 学事課<br>TEL 06-4309-3272   |

⑤ひとり親家庭の方を対象とする制度、支援について

| 事業               | 事業内容（詳細）   | 問い合わせ先   |
|------------------|--|--|
| 児童扶養手当           | ひとり親家庭等の父か母、又は養育者が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護するときに支給されます。なお、所得額が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。 | 国民年金課<br>TEL 06-4309-3165  |
| ひとり親家庭医療費助成制度    | 児童扶養手当、遺族年金等を受けているひとり親家庭（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部を助成するものです。  | 医療助成課<br>TEL 06-4309-3166  |
| ひとり親家庭の法律相談      | 法律に関する相談などの専門的な相談に対応するために弁護士相談を実施しています。相談は無料です。※事前に予約が必要です。  | 子ども家庭課<br>TEL 06-4309-3194   |
| 東大阪市母子福祉推進委員     | 地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに1名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が相談に応じています。  |  |
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 | 技能習得資金、生活資金、就学支度資金、修学資金等、母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方および40歳以上の配偶者のない女子を対象にした貸付金制度です。   | 東福祉事務所子育て支援係<br>TEL 072-988-6619<br>中福祉事務所子育て支援係<br>TEL 072-960-9274<br>西福祉事務所子育て支援係<br>TEL 06-6784-7982 |
| 母子生活支援施設         | 配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた18歳未満の子どもを養育している女性で、様々な事情のため子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。                                       |  |
| 母子・父子自立支援員       | 母子・父子家庭、寡婦の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が生活の安定、自立のための相談に応じています。  | 子ども家庭課<br>TEL 06-4309-3194   |
| 自立支援教育訓練給付金      | 就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の6割相当額（上限20万円）が支給されます。   | 東福祉事務所子育て支援係<br>TEL 072-988-6619<br>中福祉事務所子育て支援係<br>TEL 072-960-9274                                     |
| 高等職業訓練促進給付金等     | 市の指定する就職に有利な資格の取得をめざし、1年以上修業する場合に、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。指定する資格は、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）です。 | 西福祉事務所子育て支援係<br>TEL 06-6784-7982   |

| 事業                           | 事業内容（詳細）   | 問い合わせ先   |
|------------------------------|--|--|
| <b>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</b>    | 高校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減のために給付金を支給します。<br>※受講前の事前相談・申請が必要です。 | 子ども家庭課<br>TEL 06-4309-3194<br>東福祉事務所子育て支援係<br>TEL 072-988-6619<br>中福祉事務所子育て支援係<br>TEL 072-960-9274<br>西福祉事務所子育て支援係<br>TEL 06-6784-7982 |
| <b>就業支援講習会</b>               | 自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座（簿記、調剤事務、パソコン、介護職員初任者研修等）および面接セミナー等を開催しています。                                  |  |
| <b>養育費確保支援補助金</b>            | 保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。<br>※補助上限があります。   |  |
| <b>公正証書等作成支援補助金</b>          | 養育費の対象児童を扶養しているひとり親家庭が債務名義（公正証書、調停調書等）を取得する際の本人負担費用を補助します。<br>※補助上限があります。  |  |
| <b>大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業</b> | ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、円滑な就職につなげます。  |  |

※掲載している内容は、令和5年3月時点のものです。





## 第2次東大阪市子どもの未来応援プラン

令和5年3月発行

発行 東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課  
〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号  
TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817  
E-mail kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp